

平成27年3月定例会会議録（第1号）

平成27年3月4日 水曜日 午前10時00分開会  
 議長 小嶋 富 弥                      副議長 小 野 周 一

出席議員（18名）

1番	佐藤悦子	議員	2番	伊藤操	議員
3番	石川正志	議員	4番	佐藤義一	議員
5番	奥山省三	議員	6番	沼澤恵一	議員
7番	高橋富美子	議員	8番	佐藤卓也	議員
9番	小嶋富弥	議員	10番	清水清秋	議員
11番	小関淳	議員	12番	遠藤敏信	議員
13番	下山准一	議員	14番	平向岩雄	議員
15番	小野周一	議員	16番	新田道尋	議員
17番	山口吉静	議員	18番	森儀一	議員

欠席議員（0名）

出席要求による出席者職氏名

市長	山尾順紀	副市長	伊藤元昭
総務課長	野崎勉	総合政策課長	荒川正一
財政課長	小野享	税務課長	佐藤信行
市民課長	月野節子	成人福祉課長 兼福祉事務所長	小野茂雄
子育て推進課長 兼福祉事務所長	板垣秀男	環境課長	小嶋達夫
健康課長	荒澤宏二	農林課長	齋藤彰淑
商工観光課長	東海林智	都市整備課長	松坂聡士
上下水道課長	高橋弘	会計管理者長 兼会計課長	近岡晃一
教育委員長	山村明德	教育長	武田一夫
教育次長 兼教育総務課長	森隆志	学校教育課長	長谷部薫
社会教育課長	伊藤洋一	神室荘長	武田清治
監査委員	高山孝治	監査委員局長	佐藤正寿

選挙管理委員会会長 矢 作 勝 彦  
農業委員会会長 星 川 豊

選挙管理委員会会長 小 松 孝  
農務局局長 浅 沼 玲 子

### 事務局出席者職氏名

局長 高 木 勉  
主査 川 又 秀 昭  
総務主査 三 原 恵  
主査 沼 澤 和 也

### 議事日程（第1号）

平成27年3月4日 水曜日 午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 市長の行政報告
- 日程第 4 報告第3号損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について
- 日程第 5 報告第4号新庄市土地開発公社の経営状況の報告について
- 日程第 6 報告第5号平成26年度新庄市一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認について
- 日程第 7 議会案第1号新庄市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議会案第2号新庄市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第 9 平成27年度施政方針の説明

（一括上程、提案説明、総括質疑）

- 日程第10 議案第4号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について
- 日程第11 議案第5号新庄市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の設定について
- 日程第12 議案第6号新庄市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第7号新庄市定住自立圏形成協定の議会の議決に関する条例の設定について
- 日程第14 議案第8号新庄市体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第9号新庄市農村地域工業等導入地区固定資産税課税免除条例を廃止する条例の設定について
- 日程第16 議案第10号新庄市消防団条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第11号新庄市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第12号新庄市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の設定について

- 日程第 1 9 議案第 1 3 号新庄市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の設定について
- 日程第 2 0 議案第 1 4 号新庄市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の設定について
- 日程第 2 1 議案第 1 5 号新庄市児童センター及び児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 2 議案第 1 6 号新庄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の設定について
- 日程第 2 3 議案第 1 7 号新庄市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 4 議案第 1 8 号新庄市水道給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 5 議案第 2 6 号平成 2 7 年度新庄市一般会計予算
- 日程第 2 6 議案第 2 7 号平成 2 7 年度新庄市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 2 7 議案第 2 8 号平成 2 7 年度新庄市交通災害共済事業特別会計予算
- 日程第 2 8 議案第 2 9 号平成 2 7 年度新庄市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 2 9 議案第 3 0 号平成 2 7 年度新庄市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 3 0 議案第 3 1 号平成 2 7 年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計予算
- 日程第 3 1 議案第 3 2 号平成 2 7 年度新庄市介護保険事業特別会計予算
- 日程第 3 2 議案第 3 3 号平成 2 7 年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第 3 3 議案第 3 4 号平成 2 7 年度新庄市水道事業会計予算
- 日程第 3 4 予算特別委員会の設置
- 日程第 3 5 議案・請願の予算特別委員会、各常任委員会付託

(一括上程、提案説明、質疑、討論、採決)

- 日程第 3 6 議案第 1 9 号平成 2 6 年度新庄市一般会計補正予算 (第 8 号)
- 日程第 3 7 議案第 2 0 号平成 2 6 年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 3 8 議案第 2 1 号平成 2 6 年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 3 9 議案第 2 2 号平成 2 6 年度新庄市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 4 0 議案第 2 3 号平成 2 6 年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 4 1 議案第 2 4 号平成 2 6 年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 4 2 議案第 2 5 号平成 2 6 年度新庄市水道事業会計補正予算 (第 3 号)

## 本日の会議に付した事件

議事日程 (第 1 号) に同じ

## 開 会

**小嶋富弥議長** おはようございます。

ただいまの出席議員は18名でございます。

欠席通告者はありません。

これより平成27年3月新庄市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第1号）によって進めます。

### 日程第1 会議録署名議員指名

**小嶋富弥議長** 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において伊藤 操君、山口吉静君の両名を指名いたします。

### 日程第2 会 期 決 定

**小嶋富弥議長** 日程第2 会期決定を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長小関 淳君。

（小関 淳議会運営委員長登壇）

**小関 淳議会運営委員長** おはようございます。

それでは、議会運営委員会における協議の経過と結果について御報告をいたします。

去る2月25日午前10時から、議員協議会室におきまして議会運営委員6名出席のもと、執行部から副市長、関係課長並びに議会事務局職員

の出席を求め議会運営委員会を開催し、本日招集されました平成27年3月定例会の運営について協議をいたしたところであります。

初めに、執行部から招集日を含め、提出議案等についての説明を受け、協議を行った結果、会期につきましてはお手元に配付してあります平成27年3月定例会日程表のとおり、本日から3月17日までの14日間に決定いたしました。また、会期中の日程につきましても日程表のとおり決定いたしましたので、よろしく願いいたします。

このたび提出されます案件は、報告3件、議案2件、議案15件、平成26年度補正予算7件、平成27年度予算9件、請願1件の計37件であります。

案件の取り扱いにつきましては、本日報告3件の後、議案第4号から議案第18号までの議案15件につきましては、本日の本会議において一括上程、提案説明の後に総括質疑を行い、各常任委員会に付託し、審査をしていただきます。

議案第26号から議案第34号までの平成27年度予算9件につきましても、本日の本会議において一括上程をし、提案説明をいただいた後に、全議員で構成する予算特別委員会を設置していただき、同委員会に付託をして審査をしていただきます。

議案第19号から議案第25号までの平成26年度補正予算7件につきましては、本日の本会議において一括上程をし、提案説明をしていただいた後、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略して、直ちに審議をお願いいたします。

次に、一般質問についてであります。今期定例会の一般質問通告者は9名であります。よって、1日目5名、2日目4名に行っていただきます。なお、質問時間は、質問、答弁を含めて1人50分以内といたします。質問者並びに答弁者の御協力を特にお願いいたします。

以上、議会運営委員会における協議の経過と結果について御報告いたします。

小嶋富弥議長 お諮りいたします。

今期定例会の会期は、ただいま議会運営委員長から報告のありましたとおり、本日から3月17日までの14日間にしたいと思っております。これに

御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、会期は3月4日から3月17日までの14日間と決しました。

### 平成27年3月定例会日程表

会期	月日	曜	会議別	場所	開議時刻	摘要
第1日	3月4日	水	本会議	議場	午前10時	開会。行政報告。報告(3件)の説明。議会案(2件)の上程、提案説明、質疑、討論、採決。平成27年度施政方針の説明。議案(15件)、予算(9件)の一括上程、提案説明、総括質疑。予算特別委員会の設置。議案、請願の予算特別委員会、各常任委員会付託。補正予算(7件)の一括上程、提案説明、質疑、討論、採決。
			予算特別委員会	議場	本会議終了後	正副委員長の互選
第2日	3月5日	木	本会議	議場	午前10時	一般質問 小関 淳、伊藤 操、佐藤卓也、奥山省三、佐藤悦子の各議員
第3日	3月6日	金	本会議	議場	午前10時	一般質問 清水清秋、山口吉静、沼澤恵一、平向岩雄の各議員
第4日	3月7日	土	休 会			
第5日	3月8日	日				
第6日	3月9日	月	常任委員会	産業厚生 (議員協議会室)	午前10時	付託議案の審査
第7日	3月10日	火	常任委員会	総務文教 (議員協議会室)	午前10時	付託議案、請願の審査

会 期	月 日	曜	会 議 別	場 所	開 議 時 刻	摘 要
第 8 日	3 月 11 日	水	予 算 特別委員会	議 場	午前 10 時	平成 27 年度一般会計、特別会計、 水道事業会計予算の審査
第 9 日	3 月 12 日	木	予 算 特別委員会	議 場	午前 10 時	平成 27 年度一般会計、特別会計、 水道事業会計予算の審査
第 10 日	3 月 13 日	金	予 算 特別委員会	議 場	午前 10 時	平成 27 年度一般会計、特別会計、 水道事業会計予算の審査
第 11 日	3 月 14 日	土	休 会			
第 12 日	3 月 15 日	日				
第 13 日	3 月 16 日	月	休 会			本会議準備及び中学校卒業式のため
第 14 日	3 月 17 日	火	本 会 議	議 場	午前 10 時	予算特別委員長報告、討論、採決。 各常任委員長報告、質疑、討論、採決。

### 日程第 3 市長の行政報告

小嶋富弥議長 日程第 3 市長の行政報告をお願いいたします。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 おはようございます。

それでは、行政報告に入らせていただきますが、その前に、先ほど 9 時半より、議長より議会の総意としての政策提言をいただきました。雪対策、人口減少対策、農業振興対策に絞っていただきましたことを重く受けとめ、今後の政策に生かしてまいりたいと思っております。御提案、まことにありがとうございます。

それでは、報告させていただきます。

養護老人ホーム神室荘については、平成 26 年 12 月定例会において、平成 27 年 4 月 1 日付で同施設条例を廃止する条例及び施設の無償譲渡について御可決いただいたところであり、また 9 月定例会において補正措置をしていただきました移管のための環境整備工事の一部を残しほと

んど完成を見ており、ただいま施工中の工事も移管前に全て終了する見込みであります。

現在、社会福祉法人新寿会への経営移管に係る法的な手続や、新たに新寿会施設から異動し、勤務される職員の現地研修、事務レベルでの引き継ぎなどが順調に行われているところであります。

今後も継続的に入荘者が安心して快適な生活が送れるように、平成 27 年 4 月からの経営移管に向け、万全の体制をとっているところであります。

以上、行政報告とさせていただきます。

### 日程第 4 報告第 3 号損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について

小嶋富弥議長 日程第 4 報告第 3 号損害賠償の額の決定についての専決処分の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** それでは、報告第3号損害賠償の額の決定についての専決処分の報告についてですが、3件の物損事故について御報告申し上げます。

初めに、処分第3号でございますが、平成26年12月26日午前10時5分ごろ、新庄警察署駐車場内において公用車を後退運転中、駐車中の車両に接触し、破損させたものであります。

平成27年2月5日に示談が成立し、損害賠償の額は、修繕費用、車両賃借費を合わせまして20万4,304円であります。

次に、処分第4号でございますが、平成27年1月8日午前10時50分ごろ、新庄市沖の町地内市道沖・鉄砲町線において、排雪作業中の除雪車が後退したところ、相手車両に接触し、破損させたものであります。

平成27年2月5日に示談が成立し、損害賠償の額は、修繕費用、車両賃借費用を合わせまして25万1,974円であります。

最後に、処分第5号でございますが、平成27年1月21日午前11時ごろ、新庄市末広町地内市道東山線において、除雪車で排雪作業中、雪の塊が相手車両に接触し、破損させたものであります。

平成27年2月5日に示談が成立し、損害賠償の額は、修繕費用としまして14万4,288円あります。

いずれも物損事故による損害賠償であり、全て保険の適用となっております。

これら3件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定に基づき2月5日に専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

今後とも公用車の運転、除排雪作業につきましては安全に十分留意し、注意を怠ることがないよう努めてまいります。

以上、報告であります。

**小嶋富弥議長** 本件は、地方自治法第180条第2項の規定による議会の委任による専決処分の報告でありますので、御了承お願いいたします。

## 日程第5報告第4号新庄市土地開発公社の経営状況の報告について

**小嶋富弥議長** 日程第5報告第4号新庄市土地開発公社の経営状況の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** それでは、報告第4号新庄市土地開発公社の経営状況について御報告申し上げます。

この経営状況の報告は、地方自治法第243条の3第2項の規定により議会に提出することになっております。

毎事業年度の事業計画及び決算に関する書類のうち、平成27年度の事業計画についてでございます。お手元の平成27年度予算書につきましては、去る2月5日に開催されました平成27年第1回土地開発公社理事会におきまして可決されたものでございます。

平成27年度の事業計画といたしましては、土地処分に係る土地造成事業として小桧室2期宅地分譲用地の販売を促進することとし、これによりまして319万2,000円の純利益を想定しております。

なお、予算書の1ページから5ページまで、新庄市土地開発公社の事業計画並びに予算の内容を記載しておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

以上で平成27年度新庄市土地開発公社の経営

状況の報告とさせていただきます。

**小嶋富弥議長** 本件は地方自治法第243条の3第2項の規定による報告でありますので、御了承をお願いいたします。

### 日程第6報告第5号平成26年度 新庄市一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認について

**小嶋富弥議長** 日程第6報告第5号平成26年度新庄市一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

（山尾順紀市長登壇）

**山尾順紀市長** それでは、報告第5号平成26年度新庄市一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認について御説明申し上げます。

今年度も12月からの連続した降雪により5年連続の豪雪といった状況となり、市民生活等の安全・安心を確保していくため、1月9日に新庄市豪雪対策本部を設置し、各般にわたりその対応を図ってまいりました。

1月末日現在で道路や学校施設などの除排雪総予算の執行率がおおむね10割に達するなど大きな伸びを示したことにより、適正な事業執行において早期に補正を必要とする事態と判断し、2月6日に専決処分をさせていただきました。

内容につきましては、この3月定例議会における補正予算成立まで間に合わず、急を要するものであることを予算計上の基準とし、総額2億600万円とするものであります。具体的には、道路の除排雪業務費の1億9,500万円のほか、学校施設などのほとんどの分野に及ぶ除排雪対策経費を計上しております。

専決予算の適切な執行等により、市民生活へ

の影響を軽減し、安寧な市民生活を確保してまいりたく進めておりますので、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

**小嶋富弥議長** ただいま説明のありました報告第5号について、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**小嶋富弥議長** 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**小嶋富弥議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**小嶋富弥議長** 御異議なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

報告第5号平成26年度新庄市一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認については、原案のとおりを決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**小嶋富弥議長** 御異議なしと認めます。よって、報告第5号についてはこれを承認することに決しました。

### 日程第7議会案第1号新庄市議会 委員会条例の一部を改正する条例 の制定について

**小嶋富弥議長** 日程第7議会案第1号新庄市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。



小関 淳君。

(11番小関 淳議員登壇)

**11番(小関 淳議員)** それでは、議会議案第1号新庄市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により御提出申し上げます。

提出者は、私、議会運営委員会委員長でございます。

改正の理由でございますが、議案末尾に記載してありますとおり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、教育委員会の委員長が廃止されることに伴い、必要な改正を行うものであります。

施行月日につきましては、平成27年4月1日、または現在の教育長の教育委員としての任期が満了する日の翌日のいずれか遅い日からとするものでございます。

御審議いただき、御決定くださいますようお願い申し上げます。

**小嶋富弥議長** お諮りいたします。

ただいま説明のありました議会議案第1号新庄市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**小嶋富弥議長** 御異議なしと認めます。よって、議会議案第1号は委員会付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**小嶋富弥議長** 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**小嶋富弥議長** 討論なしと認めます。よって、討

論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**小嶋富弥議長** 御異議なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

議会議案第1号新庄市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**小嶋富弥議長** 御異議なしと認めます。よって、議会議案第1号についてはこれを承認することに決しました。

## 日程第8議会議案第2号新庄市議会 会議規則の一部を改正する規則の 制定について

**小嶋富弥議長** 日程第8議会議案第2号新庄市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

小関 淳君。

(11番小関 淳議員登壇)

**11番(小関 淳議員)** 議会議案第2号新庄市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により御提出申し上げます。

提出者は、私、議会運営委員会委員長名でございます。

改正の理由でございますが、議案末尾に記載してありますとおり、議場への携帯電話などの会議の妨げになるものを持ち込まないようにするため必要な改正を行うものであります。あわせて、品位を損なう類いのものを着用しな

いよう規定するものでございます。

施行月日については、平成27年4月1日とするものであります。

以上、御審議いただき、御決定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

**小嶋富弥議長** お諮りいたします。

ただいま説明のありました議会案第2号新庄市議会会議規則の一部を改正する規則の制定については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**小嶋富弥議長** 御異議なしと認めます。よって、議会案第2号は委員会付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**小嶋富弥議長** 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**小嶋富弥議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**小嶋富弥議長** 御異議なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

議会案第2号新庄市議会会議規則の一部を改正する規定の制定については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**小嶋富弥議長** 御異議なしと認めます。よって、議会案第2号についてはこれを可決することに決しました。

## 日程第9 平成27年度施政方針の説明

**小嶋富弥議長** 日程第9 平成27年度施政方針の説明をお願いいたします。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** それでは、平成27年度の市政運営に関し、私の所信を申し上げ、議員各位を初め広く市民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

初めに、世界の政治的な秩序は、武力紛争の頻発や欧州での分離独立の動き、政情が不安定な中東情勢など、年々その複雑さを増しております。

東アジアにおいては、領土などを起因とする問題から悪化した日中・日韓関係の改善に目立った動きは見られない状況です。

世界経済に目を向けますと、これまで世界経済を牽引してきた新興国の経済成長が鈍化し、アメリカ一国が世界の景気を支える状況の中で、原油価格の動向は各国の景気の先行きに大きな影響をもたらす一因となっています。

国内の経済情勢は、消費税率引き上げ前の駆け込み需要の反動減の影響が和らぐ方向にあるとされています。地域的には、大都市圏を中心に企業業績が回復し、従業員の賃金の改善が図られていますが、地方圏においては、一部の業種では業績の改善が見られるものの、全体への広がり弱い状況にあると言われております。政府が新たに打ち出した経済対策が早期に実行されることによる地方への広がりが望まれます。

一方、本市の農業分野においては、近年の豊作基調と米の消費減により26年産米の価格が大幅に下落し、生産者はもちろん、多くの市民が衝撃を受けることとなりました。米価下落は、

この地域の経済に大きな影響を及ぼすことから、国の対策強化が求められます。

日本創成会議・人口減少問題検討分科会が発表した「ストップ少子化・地方元気戦略」は、国民に大きな衝撃を与えました。それは2040年におよそ50%の市町村で20歳から39歳の女性の数が5割以上減り、896の自治体が消滅可能性のおそれがあるとする内容で、国・県・市町村においては人口減少対策が大きくクローズアップされました。

国は、「まち・ひと・しごと創生事業費」として1兆円の予算を措置し、人口減少の歯どめと、地域の人材確保、就業機会の創出を図ろうとしています。

県においては、人口減少対策に取り組むためプロジェクトチームを設置し、効果的な対策の方向性を打ち出しています。

これと並行して本市では、まちづくり総合計画における暮らし・定住に向けた諸施策を実施しており、さらに進めるために人口減少対策プロジェクトチームを設置し、定住促進につながる施策の具体化を進めております。国・県・市町村がそれぞれ担う分野、連携する分野を明確にししながら、実効性の高い施策を実行することが求められています。

地域振興のかなめである高速道路の整備については、縦軸となる新庄泉田道路や、横軸となる新庄古口道路の整備が進んでおります。今後予定される石巻新庄道路の整備とあわせた高速交通網の整備促進に向け、関係機関と連携した運動を強化していかなければなりません。

雇用情勢については改善してきており、一部の職種や業種によっては人手不足感が見られるとされています。平成27年1月末現在の最上地域の新規高校卒業予定者の就職内定率は90%を超え、前年同月に比べ10ポイント以上高くなっています。新庄中核工業団地内企業への就職もふえており、人材の地元定着が図られてきてい

ます。

また、観光交流面については、昨年の山形デザインレーションキャンペーンに続いて、6月から9月までポストDCとして「山形日和。」観光キャンペーンが実施されます。山形DCでは観光客数が2割増加し、県全体の経済波及効果は125億円と成果を上げており、県とともに取り組み、最上地域の活力を高めてまいります。

地域医療については、県立新庄病院の改築と機能強化に向けて検討委員会が設置されることとなりました。これは大きな前進であり、今後県と歩調を合わせながら、最上地域の大きな課題の一つである医療環境の充実に向けて取り組んでまいります。

以上の本市を取り巻く情勢を鑑み、地域の活力となる産業を振興し、所得の向上と雇用の創出につなげ、住みよい暮らしと定住の基礎を強固なものにしていかなければなりません。各分野の施策の強化を図り、創意を凝らしながら、市民の皆様とともに諸課題の解決に取り組んでまいります。

次に、市政運営の基本的な考え方であります。さきに述べた社会経済情勢を踏まえながら、平成27年度の市政運営の基本的な考え方について申し上げます。

私は、これまで「人行きかうまち」「人ふれあうまち」「人学びあえるまち」をまちづくりの基本理念として掲げてまいりました。それらはまさに地域基盤力の向上につながるものであります。経済力、地域力、教育力を強化する施策を展開することにより、引き続き地域のよさを最大限に引き出し、元気なまちづくりに向け取り組めます。

「人行きかうまち」を実現するために最も重要なものは働く場の創出です。市内企業や起業される方への支援、企業誘致などにより産業の振興を図るとともに、定住の足固めを行い、市民所得の向上を図り、経済力を強化します。

平成27年度は、新庄まつりが260年の節目の年を迎えますので、さらなる誘客に向けた取り組みを推進してまいります。県全体としてはポスト山形DCが開催されますので、この機会を捉え、新庄まつりや食などを素材にした魅力を全国に向け発信し、交流人口の拡大を図ることによって、地域経済の活力を高めてまいります。

「人ふれあうまち」の実現には、各地で多発する自然災害にあって、地域住民同士のつながりや結束がいかにより重要であるかが改めて証明されています。突然の災害発生を想定した地域の防災体制づくりや雪に強いまちづくりを一層進めていかなければなりません。新たに女性消防団を設置し、市民の防災意識をより高めてまいります。地域内における自助・共助・公助の意識づくりや少子高齢化社会の中での地域コミュニティを活性化することにより地域力を強化します。

「人学びあえるまち」の実現に向けては、学校教育及び社会教育の環境を整備するとともに、特に子供たちの地域に根差した学習活動を通して愛郷心を持つ自立した人材の育成を図ります。山形大学、青山学院大学などの学生が地域に入り、住民や児童生徒との交流活動を展開しております。その中で郷土を愛する活動へ参画する例も見られ、郷土愛の意識醸成の一助になっています。さらには、地域の産業や生活基盤を支える人材の育成に向けた環境を整え、地域全体の教育力の充実を図ります。

以上の3つの基本理念、いわゆる「地域基盤力」を土台として、まちづくり課題の解決に向けた施策を講じ、市民の皆様とともに「市民が自信と誇りを持てるまち」「元気なまち新庄」の実現に向け、全力で取り組んでまいります。

その達成のために、従来手法や考え方にとらわれない柔軟な発想と意識改革、さらには情報の有効な活用と発信により、本市の資源の持つ潜在力を最大限に引き出し、市民の皆様と

ともに元気なまちづくりに取り組んでまいります。

次に、市政運営の指針であります。

市政運営の指針についてであります。新庄市民憲章に掲げている「先人の築きあげた伝統を重んじ、新庄市民であることに誇りをもち、愛する郷土を発展させる」ことを目指し、新庄市まちづくり総合計画と行財政改革大綱を基本とし、市政運営に取り組めます。

初めに、市政運営の基本指針となる第4次新庄市振興計画、新庄市まちづくり総合計画ですが、「自然と共生 暮らしに活力 心豊かに笑顔輝くまち 新庄」を目指すべき将来像とし、産業の振興、健康と福祉の充実、教育の振興、社会生活基盤の整備、環境の保全という5つの分野における基本目標を掲げ、協働によるまちづくりの推進を計画実現のための手法として取り組んでおります。特に「暮らし、定住、未来創造」に向けて「雇用・交流の拡大」「安全・安心の充実」「子育て・人づくり」の3つのプロジェクトを重点プロジェクトと位置づけ、限られた経営資源の集中を図りながら推進しております。

平成27年度は、10年の計画期間の5年目となりますので、これまでの実績を評価・検証するとともに、新たな行政課題への対応と、引き続き基本目標の達成に向けて体系的に取り組めます。また、3つの重点プロジェクトについては目標を明確化し、着実に推進してまいります。

次に、行財政改革であります。これまでの行財政への取り組みの成果を検証するとともに、今後の人口減少時代を見据え、新たな行財政改革大綱をもとに取り組んでまいります。これからの自治体経営は、事業者や団体を含めた市民の皆様と行政がともに目標を達成することや、課題を解決することが重要であるとの考え方に基づき、地域課題の解決を図る協働体制づくり、行政経営の効率化、行政課題の解決を図る組織体制づくり、持続可能な財政運営の4つを基本

目標に定め、行政の効率化と市民サービスの向上に取り組んでまいります。

財政運営面において、これまでの厳しい財政状況を克服するために、内部管理経費の削減や投資的経費の抑制などに取り組んでまいりました。その結果、市財政の改善が図られてきていますが、学校施設の耐震化や小中一貫教育校建設、扶助費の伸びにより、財政の弾力性という面ではまだ課題を抱えていると言えます。

今後とも財源確保対策に取り組むことはもちろん、事務事業の選択と集中、業務の効率化を図りながら、持続可能な財政運営に努めてまいります。

次に、近隣町村との広域連携と地方創生への取り組みであります。

本市は、これまで近隣町村と最上広域市町村圏事務組合を通じて消防やごみ処理などの事業を連携し、取り組んでまいりました。

近年、社会環境の変化から行政課題が増大し、単独の自治体で対処することが難しくなっており、これらの課題に連携して取り組むことによって共存共栄の関係を築いていくことが重要となっています。

これらを踏まえて、本市と近隣町村は、定住自立圏形成に取り組むことを確認しました。具体的に連携する内容については各町村と協議をしながら、今後必要となる協定締結と共生ビジョンの策定を経て、平成28年4月からの事業の連携開始に向け所要の準備を進めてまいります。

地方創生に向けては、地方における人口減少と東京一極集中の是正、それぞれの地域での住みよい環境の確保、活力ある社会の維持などを目的に「まち・ひと・しごと創生法」が制定されました。同法では、各自治体が地域の実情を調査分析し、その結果に基づいた総合戦略を定めるものとされております。本市においては、早期にこの総合戦略を策定し、まちづくり総合計画の後期計画に反映させ、より実効性の高い

施策の具体化に向けて取り組んでまいります。

次に、重要課題に対応した平成27年度の主要事業についてであります。

まちづくり総合計画の3つの重点プロジェクトに沿って、平成27年度の主要事業の概要を申し上げます。

まちづくり総合計画の前期最終年に当たり、定住促進策の強化を図ってまいります。

初めに、「雇用・交流拡大プロジェクト」ですが、最重要課題の一つである雇用対策については、新庄中核工業団地への企業誘致の促進と市内企業への支援を通じて雇用の創出を図ってまいります。昨年は市内鳥越地内に集成材製造業の大手企業が立地を決定したのを初め、新庄中核工業団地での用地取得が2社、操業開始が3社あり、新たに38名の雇用が生まれました。これは本市の持つ交通の要衝としての優位性に加え、雇用促進奨励金制度などの成果によるものであり、今後も地域経済力の向上のため取り組みを強化してまいります。

中心商店街の振興策としては、100円商店街、新庄味覚まつり、いすー1グランプリなどを商店街の皆さんと連携しながら進めてまいりました。さらに、空き店舗を活用するための支援策を講じてきたことにより、この1年で3件の出店があり、今後とも出店支援を継続してまいります。加えて、商店街の個店の魅力を動画で発信する事業に新たに取り組めます。

農業関連ですが、米価下落はこの地域にとって大きな痛手です。これを補うため、多面的機能支払事業交付金により支援してまいります。

6次産業化に向けては、関係団体から成る推進協議会を中心に事業を展開していきます。この取り組みとして、生産者、農商工業者、飲食観光業者が参加する多様なネットワークを構築し、地域の特色を生かした付加価値の高い農産加工品等の企画開発、販路開拓等を目指してま

います。また、担い手総合支援事業を通じて新規就農者や若手農業者、専業農業者の育成を図ります。さらに地域おこし協力隊制度を活用して、農業後継者、農業定住者の確保を目的に、首都圏等より新規就農者を受け入れる農業者定住支援事業に新たに取り組めます。

また、農村にグリーンツーリズムビジネスを育成、推進するため、地域おこし協力隊による「都市×田舎交流促進事業」を継続実施し、各種体験メニューの整備や農業体験ツアーの実践などを通じて実現性を見出してまいります。

交流の拡大の中核となる新庄まつりについては、これまで新庄まつり100万人誘客構想の実現に向けてさまざまな事業を展開してまいりました。特に260年記念事業として、ちびっこ山車などのプレイベントや、8月25日の本まつりでは260年記念山車行列として夜間運行を実施し、節目の年の事業にふさわしいものにしてまいります。

また、エコロジーガーデンについては、「キトキトマルシェ」などさまざまな事業の実施により市内外からの来場者が増加し、交流拡大の成果が上がってきております。国登録有形文化財としての施設のブランドイメージをさらに構築するため、工学院大学への建造物・ランドスケープ調査を委託し、保存活用計画を策定してまいります。

また、既に1,000名を超え、年々会員が増加している新庄ふるさと応援隊については、さらなる会員の拡大と活用を図り、情報発信や物産振興にあわせて、ふるさと納税の周知も図ってまいります。

さらに、スポーツイベントとして、メイジャ・マクレ国際親善ソフトボール大会、第37回東日本軟式野球大会、第44回県レクリエーション大会が開催され、大勢の方が本市を訪れます。これらの大会を通じて、スポーツによる交流機会の拡大を図ってまいります。

次に、「安全・安心充実プロジェクト」ですが、克雪対策は本市の最も重要な課題として捉えております。機械による除排雪を強化しつつ、沖・鉄砲町線の消雪道路整備や、沖の町・中山町線外路線の流雪溝整備並びに泉田二枚橋線の防雪柵整備を継続して実施してまいります。新たに北本町南本町線の消雪施設整備や金沢地区外の流雪溝用水導入のための測量設計に着手いたします。

あわせて、雪に強いまちづくり事業補助金、生活道路排雪事業費補助金制度を継続し、市民と一体となった克雪対策を実施してまいります。

また、ここ数年の大雪で高齢者の冬の暮らしへの不安が増しております。市民の意見を集約し、今後の雪対策に反映してまいります。さらには、除雪作業を円滑に行うためには除雪オペレーターの確保が必要と考えておりますので、除雪オペレーター育成支援事業に取り組んでいきます

計画的な市道の整備に係るものとしては、角沢松本線の整備に向けた用地測量や用地取得を実施いたします。

近年、全国的に道路や橋梁の老朽化が課題となっています。財源に限られる中で安全な通行を確保するには施設の長寿命化を図る必要があります。道路の補修工事や橋梁長寿命化のための実施設計に取り組めます。

多くの市民が利用する市有施設の耐震化については、市有施設耐震化実施計画に基づき、文化会館の耐震補強工事と市役所本庁舎、武道館の耐震補強実施設計に着手いたします。

また、一般住宅については、居住の安全性向上と地域経済への波及効果が期待できる住宅リフォーム補助金を県の支援を活用し継続してまいります。

防災体制については、消防施設整備事業において、消防団活動に支障が生じないように機材整備を計画的に進めてまいります。新たに地域

の防災力を強化する観点から、広報活動や防火指導などを担う女性消防団の組織化を推進いたします。また、災害発生時に迅速かつ的確に市民に情報を伝える手段として、同報系防災行政無線整備に係る実施設計に着手いたします。

さら、住環境の向上のために街路の防犯灯のLED化を進めてまいります。

これまで、防災拠点施設の機能強化のために市内主要公共施設に太陽光発電設備等の整備を進めてまいりましたが、わくわく新庄、明倫中学校にも導入を進めてまいります。

再生可能エネルギーの民間への普及を図るため、太陽光発電設備やペレット・薪ストーブの導入補助制度を継続してまいります。さらに、市民の安全・安心に係るものとして、各種予防接種の普及、各種検診受診率のさらなる向上により市民の健康維持を目指してまいります。

健康寿命延伸の重要性が叫ばれており、その施策として新たに「ラジオ体操と輪投げでプラス10」に取り組み、日常生活の中での運動習慣の定着を図ってまいります。あわせて、ボランティア活動を通して健康寿命を維持していくための元気高齢者ボランティアポイント程度を実施いたします。

これまでモデル事業として取り組んできた地域健康教室については、取り組む地域をふやし、健康に対する意識を高めてまいります。

高齢者福祉の面では、高齢者が介護状態にならないような施策として、認知症地域支援専門員と生活支援コーディネーターを地域包括支援センターに配置し、認知症の早期支援体制、独居高齢者等の生活支援体制づくりを目指します。

3番目の「子育て・人づくりプロジェクト」ですが、子育て支援としては、子ども・子育て関連3法に基づき実施される子ども・子育て支援新制度事業により子育て環境の改善を図ってまいります。

放課後児童クラブについては、対象を小学6

年生の児童まで広げて受け入れることにより、日中、保護者が家庭にいない世帯の不安解消を図るとともに、子供たちの健全育成を目指します。

さらに、経済的支援としては、昨年12月に対象者を中学3年生まで拡充した子育て支援医療費など、医療給付事業を初め、第3子以降児童の保育料免除事業や特定不妊治療費の助成、児童の数に応じた定住促進住宅の家賃軽減などを継続いたします。

暮らしの面では、特に子育て家庭の標準的な水道使用料に係る水道料金を改定し、負担軽減を図ります。また、新庄産米の地産地消と子育て家庭への支援を結びつけた施策を検討してまいります。

定住促進強化策により新たに取り組む事業として、子育てに不安を持つ20代、30代の若い世代を主な対象に、子育て支援センターの講座やサークル情報を発信する「SNSを活用した子育て支援情報」を提供する事業に取り組み、子育て相談しやすい環境づくりを整備してまいります。

学校教育については、命の尊厳を根底に据えた心の教育の充実に取り組んでおります。特に、平成27年4月に開校する県内初の施設一体型小中一貫教育校「萩野学園」では、義務教育9年間にわたる一貫したカリキュラムや児童生徒、教職員の交流などにより、命の輝くたくましい新庄っ子を育成します。さらに、他の中学校区においても小中一貫教育に取り組み、地域に根差した特色ある学校づくりを推進します。

また、子供のいじめ防止については、これまでの取り組みに加え、新庄市いじめ防止等対策推進条例の制定を契機に市・学校・保護者など全体でこの問題への機運を醸成するなどの施策を講じてまいります。

学習がおくれがちな児童生徒を支援する事業として、個別学習支援指導員を配置し、個々の

学習の充実と学級全体の学習活動の充実を図ります。

また、市内小中学校への地域コーディネーターを配置し、学校図書館の整備と機能の充実を図ることにより、読書好きな児童生徒をふやすとともに、学校支援ボランティアの窓口となり、学校と地域連携を図る学校支援地域本部事業に継続して取り組みます。

学校施設整備に関しては、萩野地区小中一貫教育校「萩野学園」の外構工事により屋外環境を整備いたします。また、日新中学校大規模改修工事に係る基本設計に着手し、教育環境の向上を図ってまいります。

人材育成の分野においては、人材の地元定着を目指すための奨学金制度として、理工系並びに看護系への進学者を支援するふるさと創生奨学金事業の募集枠を拡充して実施いたします。

スポーツ施設に関しては、利用者の安全性の確保と利便性の向上を図るため、市体育館の耐震補強等改修工事を実施いたします。また、トラックを全天候型に、フィールドについてはサッカー競技ができる陸上競技場の改修のための実施設計を行います。

まちづくりの基盤となる地域コミュニティにおいては、地域のつながりが希薄になり、担い手不足が課題の一つとなっております。これを解消するため地域を担うリーダーを育成する地域リーダー講座を継続開催し、地域づくりの機運を高めてまいります。

次に、3つの重点プロジェクトを推進するに当たり、引き続き協働によるまちづくりに取り組みます。特に市民と市職員の双方が協働の意義や事業効果を再認識し、ともに学ぶ協働セミナーの実施や、職員による協働推進プロジェクトチームの設置など、協力してまちづくりを進めることのできる体制を整えてまいります。あわせて、協働事業に対する評価制度を構築し、協働事業の質的向上を図ります。

また、少子高齢化、人口減少社会の進行により、地域コミュニティの重要性が増す中、地域住民が互いに支え合い、協力し合う自治組織の形成を目指し、地域づくり支援モデル事業、地域づくり推進交付金制度を継続してまいります。地域課題の解決や地域資源の活用などの取り組みを支援し、地域づくりの浸透を図ります。

終わりに、新年度を迎えるに当たり、市政運営に関しての基本的な考えと主な事業についての概要を申し上げます。

この冬は、12月が例年以上の大雪となり、年末の雪おろしが順番待ちという話を聞きました。市では、1月初旬に豪雪対策本部を立ち上げ、流雪溝用水導入などを指示し、市民生活に支障が出ないように体制を整備してまいりました。ここ数年の大雪は、将来の新庄市の課題をはっきりと示しており、したがって、高齢者の不安を取り除く雪対策を充実してまいります。

また、東京一極集中是正などのために、地方創生に向けた取り組みが始まりました。全国の自治体にとって独自の企画力が試される地方創生元年の年となります。新庄まつり260年の記念すべき年が地方創生への先陣を切る形となりました。市制65周年を終えた本市にとって新たな幕開けの絶好の機会となるよう総力を結集し、市民と行政の連携により活力ある元気なまち新庄を築き上げていく所存です。

歴史と豊かな自然が調和するまつりと雪のふるさとで、誰もが住み続けたいと思えるまちづくり、市民が喜びと誇りを持てるまちづくりの実現のために多岐にわたる行政課題の解決に向けた施策を着実に実行してまいります。

市民第一主義ということを経えず意識しながら、職員一丸となって市政運営に取り組んでいく決意を表明し、平成27年度の施政方針といたします。

御清聴ありがとうございました。

**小嶋富弥議長** どうも御苦労さまでした。



ただいまから10分間休憩いたします。

午前10時52分 休憩

午前11時01分 開議

**小嶋富弥議長** 休憩を解いて再開いたします。

## 議案24件一括上程

**小嶋富弥議長** 日程第10議案第4号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定についてから、日程第33議案第34号平成27年度新庄市水道事業会計予算についてまでの議案24件を会議規則第35条の規定により一括議題にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**小嶋富弥議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第4号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定についてから、議案第34号平成27年度新庄市水道事業会計予算についてまでの議案24件を一括議題とすることに決しました。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** それでは、議案第4号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について及び議案第5号新庄市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の設定について御説明申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成27年4月1日から施

行されます。

この改正では、教育行政の責任者を明確化するため、教育長と教育委員長を一本化した教育長を置くほか、市長が教育方針を教育委員会と話し合う総合教育会議を地方自治体に設けるなど、教育の政治的中立性・継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化が図られることとなります。両議案では、新制度への移行に伴い、本市教育長を一般職から特別職に改めるための整備を行うものであります。

議案第4号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定についてにおいて、新庄市職員定数条例、新庄市特別職の職員の給与に関する条例、新庄市特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例について必要な改正を行い、同時に、新庄市教育委員会教育長の給与、旅費、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例について廃止するものであります。

議案第5号新庄市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の設定についてにおいて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第5項の規定に基づき、教育長の職務に専念する義務の特例に関し定めるものであります。

なお、新制度への移行するに当たり、経過措置として、現在の教育長の任期が切れるまで旧体制で運用することが認められております。

次に、議案第6号新庄市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

平成26年6月13日に公布された行政手続法の一部改正に伴い、新庄市行政手続条例の一部を改正するものであります。

改正の内容としましては、市民の権利、利益の保護の充実を図るため、法律または条例の要

件に適さない行政指導の中止などを求める手続及び条例等に違反する事実の是正のための処分などを求める手続を新設するとともに、行政指導の方式を見直すものです。また同時に、文言の整備を行うものです。

本条例の施行期日は、行政手続法の一部を改正する法律の施行期日と合わせ、平成27年4月1日としております。

次に、議案第7号新庄市定住自立圏形成協定の議会の議決に関する条例の設定について御説明申し上げます。

新庄・最上地域における定住自立圏構想に向けた取り組みにつきましては、これまでも御協議いただき、2月13日は中心市宣言を行ったところでありますが、次の手続となる近隣町村との定住自立圏形成協定の締結につきましては、議会の議決をいただく必要がありますので、同協定の締結等に関することを議会の議決事件とするため提案するものであります。

次に、議案第8号新庄市体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、新庄市テニスコートの改修事業において照明設備を設置したことにより、市テニスコートの使用時間と使用料について必要な改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、使用時間を午前5時から午後7時までとしておりましたものを、午前5時から午後9時までと2時間延長し、新たに設置した照明設備の使用料を設定するものであります。

次に、議案第9号新庄市農村地域工業等導入地区固定資産税課税免除条例を廃止する条例の設定について御説明申し上げます。

本条例は、地方税の課税免除または不均一課税に伴う減収補填制度が適用される農村地域工業等導入促進法に基づき、昭和63年12月に設定されたものですが、固定資産税の課税免除の適

用となる資産取得期限が平成21年12月31日までとなっており、固定資産税の免除期間が3年度分となっております。そのため、平成24年度の課税免除をもって免除期間が終了しています。

また、事務処理等の期限である5年間を過ぎることから、平成26年度をもって本条例を廃止するものであります。

次に、議案第10号新庄市消防団条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

平成25年12月に消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が施行されたことから、消防団の強化及び処遇改善が必要とされてきたところであります。

このうち、消防団員の報酬につきましては、平成9年に改定してから現在まで改定を行っておりませんでした。

このたびの改正として、県内13市中、下位に位置していた消防団員報酬を全階級にわたって中位程度まで引き上げ、日ごろの活動に報いるとともに、消防団の組織強化及び消防団員の意欲向上につなげるため本条例を提案するものであります。

議案第11号新庄市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

改正の理由としましては、第6期新庄市介護保険事業計画の策定に伴い介護保険料の改定が必要となったこと、及び平成27年4月1日に施行される改正介護保険法の中に位置づけられる介護予防日常生活支援総合事業の実施について、法に定められている経過措置を設定するため改正するものです。

介護保険料の改定内容については、高齢化の進展や介護サービス需要の高まり、地域包括ケアシステムの整備などにより、第5期の介護保険料基準年額の6万1,700円を平成27年度から29年度までの第6期介護保険料基準年額として7万800円とするもので、改定率は14.7%であります。

また、第5期において、本市では所得段階の設定を8段階としておりましたが、第6期においては国が進める標準9段階とし、高所得者に係る利用率設定と細分化を図っております。

なお、新たに第1段階の区分の方々に対して、消費税財源をもととするさらなる保険料軽減制度が導入されましたので、それを活用した第1段階介護保険料の改定について規定しております。

介護予防日常生活支援総合事業については、従来、予防給付として提供されていた全国一律の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護は、市で実施する地域支援事業に移行しますが、円滑な実施のため、法で規定する平成29年3月を期限として現行の介護予防給付事業を継続し、その後、市が実施する事業として移行することを附則第7条に追加するものであります。

次に、議案第12号新庄市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の設定について御説明申し上げます。

改正の理由といたしましては、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、指定地域密着型介護サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等について、国の基準に基づき改正するものであります。

主な改正点といたしましては、小規模多機能居宅介護事業所の登録人員を29人以下とすること、複合型サービスを看護小規模多機能型居宅介護に改称することや、認知症対応型共同生活介護、いわゆる認知症対応グループホームについて、現行では1または2とされているユニット数を3ユニットまで可能とすることなどです。

次に、議案第13号新庄市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の設定について及び議案第14号新庄市指定介護予

防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の設定について御説明申し上げます。

両議案とも、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により介護保険法の一部が改正され、これまで国の基準により定められていた地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の人数に関する事項など並びに指定介護予防支援事業等に従事する従業員に係る基準及び事業の運営に関する基準などの規定について市の条例で定めることとされたため、条例を設定するものです。

条例の制定に当たっては、国の基準のとおり定めることを基本とし、市独自基準として介護予防支援の提供に関する記録の保存期間を5年間とすること及び指定介護予防支援事業等への暴力団の介入を排除する規定を設けるものであります。

次に、議案第15号新庄市児童センター及び児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、現在市内に住所を有する小学校就学前の児童のみが対象となっている児童センター・児童館での集団指導について、保護者の里帰り出産などにより住所地での教育・保育を受けることが一時的に困難となった場合など、特別な事情を有し、かつ市内に住所を有しない小学校就学前の児童を特例的に集団指導の対象とすることによって、当該児童の健全育成とその保護者の利便性の向上を図ること、またあわせて、児童福祉法の改正と指定管理者による利用料金制への柔軟な対応を可能とするため、必要な改正を行うものとして提案するものです。

今後も児童の健全育成と多様化する保護者の保育ニーズに対応するため、関係法令との整合性を保ちながら、子育て支援策の推進を図って

まいりたいと考えております。

次に、議案第16号新庄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の設定について御説明申し上げます。

本年4月から開始されます子ども・子育て支援制度におきましては、子ども・子育て支援法の規定により、児童が幼稚園や保育所などから教育・保育を受けた際に、保護者の方から御負担いただく利用者負担額につきましては、国が定める基準額を上限として各市町村が設定することとされております。

また、現在、各市町村が徴収している認可保育所の保育料は、児童福祉法をその徴収根拠としておりますが、新制度の実施に伴う関係法令の改正によって、各市町村の条例にその徴収根拠を定める必要が生じました。

以上2つの理由により、条例の設定が必要となったことから提案するものです。

なお、利用者負担額の実際の設定額につきましては、現行の保育料と大幅な差異が生じることのないよう、現在の保育料水準の維持を基本に設定し、多児世帯や低所得世帯などへの負担軽減対策も現行と同様に設定しております。

今後は、関係法令と法案に従い、子ども・子育て支援新制度の効果的な展開を図ってまいりたいと考えております。

次に、議案第17号新庄市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

これまで企業誘致の取り組みが功を奏し、中核工業団地には順調に企業が進出しております。企業進出の決め手として用地取得助成制度は大変有効であります。条例の効力が本年3月31日をもって満了するため、これをさらに5年間延長して平成32年3月31日までとするものです。

また、平成24年6月に申請しました東日本大震災の被災企業に対して100分の100の補助率とする特例措置でございますが、震災からほぼ4

年が経過した現在、その役割を終えたものと判断し、廃止するものであります。

あわせまして、交付対象企業の雇用者に関する要件は、これまでも常時雇用者を対象としてきましたが、それを明確にするために条文の整備を行うものです。

新庄中核工業団地の分譲完了を目指し、未分譲用地への企業誘致に努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

次に、議案第18号新庄市水道給水条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

このたびの水道料金の改定は、水道使用者の負担軽減を図り、安全・安心な住環境の整備を目的としております。特に子育て世代の標準的な水道使用量帯である10立方メートルから20立方メートルまでを重点的に引き下げる改正を行うものです。

改正の内容につきましては、現行の料金体系のうち従量料金について、新たに10立方メートルから20立方メートルまでの区分を設定し、家庭用、団体用、営業用について1立方メートル当たり25円引き下げるものです。

改定後の料金については、平成27年6月分の水道料金から適用するものです。

以上、御審議いただき、御決定くださるようお願い申し上げます。

議案第26号から議案第34号までの一般会計及び特別会計並びに水道事業会計の平成27年度当初予算について御説明申し上げます。

国内経済は緩やかに回復しつつありますが、消費税増税に伴う駆け込み需要の反動による個人消費の弱さや円安などの影響に伴う今後の景気動向の不透明さが地方財政の運営に大きな影響を及ぼしております。

本市におきましても市税の伸びが期待できず、国の地方交付税や臨時財政対策債の削減方針による地方交付税の落ち込みが懸念される状況の

中、大規模事業の実施などにより本市当初予算の編成は非常に厳しい状況となりました。

このような状況の中で、将来をよりの確に見通していくためには、行財政改革の適切な推進が重要であると思います。したがって、平成27年度予算は、これまでの財政再建プランを計上しながらも、まちづくり総合計画の着実な推進にふさわしい内容を重点プロジェクトごとに配置するなど、市民の暮らしに直結する事業を中心に編成したところであります。

その結果、一般会計の予算総額は154億8,800万円となり、26年度と比較しますと8億5,600万円、率にして5.2%の減少となりました。本市当初予算におきまして6年ぶりの減額予算となりますが、前年度に引き続き地域経済への波及は効果的なものとなると考えております。

主な事業といたしましては、小中一貫教育校「萩野学園」のグラウンドや外構整備、体育施設改修事業、沖の町・中山町線ほか流雪溝整備、沖・鉄砲町消雪整備など、投資的事業の実施、子育て支援のための医療費の無料化、第3子以降児童の保育料免除事業の実施や、通学手段確保対策の拡充による人づくり環境の整備、雪総合対策事業、市有施設耐震化事業、災害対策資機材及び備品の整備による安全で安心な地域づくりなど、安寧な市民生活を確保していくことを基本としたものでございます。

以上、当初予算編成の概要について御説明申し上げますが、一般会計の詳細及び7特別会計については財政課長から、水道事業会計については上下水道課長から説明させますので、御審議いただき、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上であります。

**小嶋富弥議長** 財政課長小野 享君。

(小野 享財政課長登壇)

**小野 享財政課長** 議案第26号から33号まで御説明いたします。

まず、新庄市一般会計及び特別会計予算書に

基づき御説明申し上げます。

予算書1ページをお開きください。

一般会計の予算総額は、第1条にございますように、歳入歳出それぞれ154億8,800万円でございます。前年比8億5,600万円、5.2%の減額となっております。

第3条、第4条につきましては、昨年と同様の内容としております。

第2条に関連しまして7ページ、第2表地方債につきましては8ページまで掲載しておりますが、計16本を予定しております。このうち27年度に新たに起こす市債につきましては、臨時財政対策債の5億1,000万を含めまして総額14億170万円となりまして、小中一貫教育校建設事業債の減額によりまして前年度比2億9,000万円の減額となりまして、発行を抑制しているところでございます。

9ページから10ページの事項別明細書に款ごとの予算額比較を掲載しております。

11ページからの歳入につきまして御説明申し上げます。

11ページの1款市税でございますが、款の合計が43億1,625万3,000円となりまして、前年度比3,176万3,000円の減となっております。

内容につきましては、市税のうち個人市民税については増額となっておりますが、12ページの固定資産税が評価替え等により減額となりまして、13ページのたばこ税も減額見込みとなっております。

15ページ下段の10款地方交付税でございますが、事業費補正等の需要額の減額を考慮しまして、前年度比1億7,000万円の減額の42億1,000万円としております。

19ページからの14款国庫支出金でございますが、全体で前年度比7億2,000万円近い減額となります。これにつきましては、小中一貫教育校建設に係る負担金の減額が主な要因となっております。

22ページに入りますが、15款県支出金でございます。全体で2億6,700万円の増額となっております。特に24ページをごらんになっていただきたいと思います。2項5目農林水産業費県補助金のうち多面的機能支払推進事業費補助金の2億6,000万円の増額が主な要因となっております。

26ページ下段からの18款繰入金をごらんください。

繰入金の総計が5億7,000万円を超えておりますが、前年度比2億800万円の伸びとなっております。これにつきまして、市単独事業等の財源に充てるため、財政調整基金からの繰入金を増額計上した結果でございます。

最後に29ページ、21款市債でございますが、これにつきましては、先ほど御説明申し上げました第2条の第3表地方債に対応した予算額となっております。

続きまして、31ページからの歳出につきまして御説明申し上げます。

1款議会費は、前年度比、減額となっておりますが、議場システムの改修が完了したことによる理由となっております。

32ページからの2款総務費についてでございますが、まず職員給与費の一般会計全体における人件費は、前年度比1,700万円の減額となっております。また、給与費につきましては、給与費明細書として111ページ以降に明記してございますので、後でごらんいただきたいと思います。

38ページをお開きください。

9目電算管理費におきまして、このたびの社会保障・税番号制度施行に伴うシステム改修経費として業務委託料を初めとして3,280万6,000円を計上したところでございます。

39ページ、11目市民生活対策費では、修繕料の中に前年度に引き続きまして防犯灯のLED化に向けた経費466万円を盛り込んでおります。

45ページになりますが、選挙費につきましては、4目に新庄市長選挙費、続く5目に市議会議員選挙費を計上しております。

48ページからの3款民生費でございますが、1項1目社会福祉総務費につきましては、49ページ中段にございます国民健康保険事業特別会計への繰出金、また51ページになりますが、4目障害者自立支援費のうち障害者自立支援給付事業費の中の介護給付費・訓練給付費等が増額されている状況でございます。

また、53ページの9目に臨時福祉給付費がございますが、これにつきましては昨年度に引き続き実施ということでございますので、今年度の給付見込み額を計上しております。

最後の老人福祉施設費は、神室荘の経営移管に伴う減額でございます。

54ページからの2項児童福祉費におきましては、54ページ中段の放課後児童対策事業委託料に小中一貫教育校に新しく併設されます菟野放課後児童クラブの運営経費を新たに盛り込んでおきまして、55ページにおきましては、子育て支援医療給付事業として1億2,195万円を予算措置するなど、児童福祉費の全ての目にわたり手厚い予算編成としております。

なお、58ページ、5目の子育て世帯臨時特例給付金につきましては、先ほどの臨時福祉給付金と同様に、その給付見込み額を計上したところでございます。

60ページからの4款衛生費でございますが、全体として疾病予防、健康づくりに関する経費を強化したところでございます。特に少子化対策としまして、60ページ下段にございますが、母子保健事業費の中に特定不妊治療費助成金の増額を盛り込んでおります。

63ページから64ページにかけてまして環境衛生費がございますが、この中に南本町の公衆便所改修に係る経費2,000万円を新たに盛り込んでおります。64ページには再生可能エネルギー設

備導入に対する補助金を継続して盛り込んだところでございます。

なお、65ページからの2項清掃費につきましては、最上広域事務組合の衛生施設の運営費等に係る分担金の増額により全般的な増額を示しているところでございます。

6款農林水産業費であります。68ページ下段からの1項3目農業振興費におきまして、補助事業を効果的に活用した施策の展開を図っております。特に69ページ下段の担い手総合支援対策の拡充や、続く70ページ、若者園芸実践塾事業によりまして担い手育成を進めるほか、新たなビジネス創出のために6次産業化推進事業を引き続き実施し、続く71ページの農業定住支援事業費におきましては、関東圏からの新規就農者の確保事業に要する経費を新たに盛り込んでおります。

5目農地費におきましては、73ページになりますが、中段に多面的機能支払事業費3億4,600万円を予算措置しております。

76ページからの7款商工費でございますが、まず、1項2目商工振興費に県の緊急雇用創出事業臨時特例寄附金を活用しました市内商工業活動の活性化のための経費を盛り込んでおります。

3目観光費につきましては、78ページになりますが、新庄まつりの260年記念事業や誘客102万人構想の推進のための交流事業経費を盛り込んでおりまして、インバウンド誘致キャンペーン事業も継続計上しております。

また、79ページの物産振興対策事業費におきましては、物産振興による交流人口の拡大を目指すふるさと応援隊の経費を継続して盛り込むほか、80ページになりますが、都市×田舎交流促進事業として、都市と農村との交流ビジネスを生み出すための経費も引き続き盛り込んでおります。

8款土木費でございますが、83ページの2項

2目道路維持費でございますが、中段に道路長寿命化事業がございますが、これにつきましては道路施設の計画的な補修・更新に取り組むということでございます。

85ページ、4項1目都市計画総務費におきましては、住宅リフォーム総合支援事業費補助金を継続計上しております。

88ページ、6項1目除排雪費の中に道路に係る除排雪業務委託料と除排雪車の借上料を合わせまして2億5,000万円を計上しております。続く2目雪総合対策費におきましては、流雪溝、消雪設備等の経費など1億4,000万円を盛り込んでおりまして、雪に強いまちづくりを目指しております。

89ページ、9款消防費になりますが、2目非常備消防費におきまして、新たに女性消防団等による消防団組織の充実に係る経費を盛り込んでおりまして、90ページになりますが、下段からの防災対策推進事業費に、情報伝達に向けました同報系防災行政無線の整備経費を計上しております。

また、91ページの3目消防施設費におきましては、小型動力ポンプ積載車及び小型動力ポンプの更新費を盛り込んだところでございます。

10款教育費になりますが、93ページ中段に、このたびの小中一貫教育校の開校に合わせましてスクールバス運行の経費と、それから通学手段確保対策としまして、路線バス利用の児童生徒を対象としました助成制度の経費を盛り込んでおります。

また、99ページをごらんください。

3項1目中学校の学校管理費に明倫中学校への再生可能エネルギー設備及び日新中学校大規模改修に係る経費を新たに盛り込んでおるところでございます。

社会教育費関連につきましては、103ページをごらんください。

5目文化会館費におきまして、市民文化会館

の耐震補強工事に係る経費を計上しております。

106ページになりますが、わくわく新庄費におきましては、再生可能エネルギー設備整備に係る経費を新たに計上しております。

108ページ、12目体育施設費でございますが、これにつきましては陸上競技場、武道館、体育館の施設改修及び耐震補強に係る経費を計上しておりまして、ごらんのとおり大幅な伸びとなっているところでございます。

109ページ、12款公債費につきましては、前年度比1億6,000万円を超える減額となっているところでございます。

続いて、特別会計の説明に入ります。

127ページをお開きください。

議案第27号国民健康保険事業特別会計の予算につきましては、45億6,029万3,000円でございます。

135ページからの歳入をごらんください。

1款国民健康保険税が被保険者の減少の見込みによりまして減額となっております。このほか主要な部分としましては、保険財政共同安定化事業の対象拡大に伴いまして、歳入におきましては137ページの下段にかなりの増額を掲載しておりまして、続きまして、145ページも同様の内容で保険財政共同安定化事業拠出金について、それぞれの目におきまして5億7,000万円以上の予算増という状況でございます。

続きまして、151ページ、議案第28号交通災害共済事業特別会計予算につきまして、これの予算額につきましては680万9,000円でございます。

歳入歳出の明細につきましては154ページ以下に記載してございますが、編成内容につきましてはほぼ前年と同様という状況でございます。

157ページ、議案第29号公共下水道事業特別会計の予算案でございますが、歳入歳出予算額は15億2,093万円でございます。

160ページに第2表として債務負担行為、第

3表として地方債を掲載してございます。

162ページからの歳入歳出につきましては、今年度より進めております処理場の長寿命化事業の増額に伴いますそれぞれの増額という形になりますが、歳入では特に166ページ、2款施設建設費におきまして、同様の理由で処理場建設費が増額しているという状況でございます。

177ページをごらんください。

議案第30号農業集落排水事業特別会計の予算案でございます。予算総額は歳入歳出それぞれ8,228万6,000円でございます。

180ページから歳入歳出の明細を記載してございますが、編成内容はほぼ前年と同様ということになっております。

185ページ、議案第31号営農飲雑用水事業特別会計の予算案でございます。歳入歳出につきましては5,176万3,000円でございます。

190ページの歳出をごらんください。

この中におきまして、将来の水道事業への統合に向けました施設の改修に係る経費を計上しておりまして、それに合わせた予算編成としていただいております。

193ページ、議案第32号介護保険事業特別会計の予算案につきましては、総額35億6,876万7,000円でございます。近年、事業所活用のサービス量が増加しておるため、これに対応した予算編成を行っておりますが、この保険給付費の伸びに対応しまして、201ページからの歳入におきまして、1款保険料では保険料の改定、それからその他の款におきましても増額を見込みながら予算編成したところでございます。

最後になりますが、217ページ、議案第33号後期高齢者医療事業特別会計予算案の予算総額につきましては3億8,868万1,000円でございます。歳出の225ページになりますが、後期高齢者医療広域連合の納付金の減額が主な内容となっております。

以上で平成27年度の一般会計及び特別会計予



算案の説明を終わらせていただきます。

御審議の上、御可決くださいますようよろしくお願いいたします。

**小嶋富弥議長** 上下水道課長高橋 弘君。

(高橋 弘上下水道課長登壇)

**高橋 弘上下水道課長** それでは、議案第34号平成27年度新庄市水道事業会計予算について御説明申し上げます。

別冊の水道事業会計予算書1ページをお開き願います。

第2条業務の予定量でございますが、前年度等の給水状況等を勘案し、(1)の給水件数から(3)の一日平均給水量までそれぞれ記載のとおりとし、(4)の主要な事業として、建設改良事業費につきましては、指野浄水場電気・機械設備工事等5件の工事を予定し、5億6,806万円の事業を実施する計画でございます。

第3条収益的収入及び支出の予定額でございますが、収入の総額第1款水道事業収益は11億702万9,000円を見込み計上したもので、前年度当初予算対比6,228万9,000円の減でございます。

続きまして、支出の総額第1款水道事業費用は10億6,579万2,000円を見込み計上したもので、前年度当初予算対比6,532万円の減でございます。

以上により、第3条予算におきまして、消費税を除きまして当年度純利益を1,036万1,000円と見込んでおります。

2ページをお開き願います。

第4条資本的収入及び支出の予定額でございますが、収入の総額第1款資本的収入は2億6,248万1,000円を見込み計上したもので、前年度当初予算対比1億573万1,000円の増でございます。

続きまして、支出の総額第1款資本的支出は7億8,200万4,000円を見込み計上したもので、前年度当初予算対比1,399万2,000円の増でございます。

なお、資本的収入が資本的支出額に対して不足する額5億1,952万3,000円は、過年度損益勘定留保資金等で補填しようとするものでございます。

第5条は、予定支出の各項の経費の金額の流用について、相互に流用することができる場合を営業費用と営業外費用との間と定めようとするものでございます。

第6条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費について定めるもので、職員給与費5,852万5,000円と交際費1万円を流用制限しようとするものでございます。

第7条は、統合水道償還利子等のため、一般会計から受ける補助金等を1,047万1,000円と定めようとするものでございます。

第8条は、昨年と同様にたな卸資産の購入限度額を300万円と定めようとするものでございます。

3ページをお開き願います。

予算実施計画について御説明申し上げます。

収益的収入及び支出でございますが、収入の第1款水道事業費用の第1項営業収益は9億4,707万9,000円で、主な内容としましては、給水収益の見込み額を計上したものでございます。

第2項営業外収益は1億5,994万8,000円で、主な内容としましては、統合水道、いわゆる旧簡易水道事業分の企業債利子償還分に対する一般会計からの補助金及び長期前受金戻入の見込み額を計上したものでございます。

4ページをお開き願います。

続きまして、支出の第1款水道事業費用の第1項営業費用は9億7,133万1,000円で、主な内容としましては、受水費及び減価償却費の見込み額を計上したものでございます。

7ページをお開きください。

第2項営業外費用は8,916万8,000円で、主な内容としましては、上水道事業等の建設改良の財源に充てた企業債償還利子の見込み額を計上

したものでございます。

8ページをごらんください。

資本的収入及び支出でございますが、収入の第1款資本的収入の第1項工事負担金は100万円で、下水道事業等に伴う排水管移設工事負担金の見込み額を計上したものでございます。

第2項補助金は1億6,292万円で、指野浄水場電気・機械設備工事等に伴う緊急時給水拠点確保等事業及び泉田地区配水本管布設替工事に伴う水道管路耐震化等推進事業に対する国庫補助金の見込み額を計上したものでございます。

第3項出資金は9,856万円で、統合水道、いわゆる旧簡易水道事業分の企業債元金償還金及び指野浄水場電気・機械設備工事等に伴う緊急時給水拠点確保等事業に対する一般会計からの出資金の見込み額を計上したものでございます。

続きまして、支出の第1款資本的支出の第1項建設改良費は5億6,806万円で、主な内容としたしましては、指野浄水場電気・機械設備工事等5件の工事請負費の見込み額を計上したものでございます。

9ページをごらん願います。

第2項企業債償還金は2億1,394万3,000円で、上水道事業等の建設改良の財源に充てた企業債償還元金の見込み額を計上したものでございます。

なお、10ページ以降に予定キャッシュフロー計算書、給与費明細書等を添付してございますので、御参照賜りますようお願い申し上げます。

以上で平成27年度新庄市水道事業会計予算案について説明を終わらせていただきます。

御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

**小嶋富弥議長** これより、ただいま説明のありました議案24件のうち、平成27年度予算9件を除いた議案15件について一括して総括質疑を行います。質疑ありませんか。

**1 番（佐藤悦子議員）** 議長、佐藤悦子。

**小嶋富弥議長** 佐藤悦子君。

**1 番（佐藤悦子議員）** 議案の第6号で、新庄市行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてというところについてですが、これらはどんなときに使うのか。今まで誰がどう活用してきたのかなどについて教えていただきたいと思います。

**野崎 勉総務課長** 議長、野崎 勉。

**小嶋富弥議長** 総務課長野崎 勉君。

**野崎 勉総務課長** 行政手続条例によります、このたびは行政指導に関する手続を定めるというものが主になってございます。従来、行政指導そのものは処分性がないというようなことから、これに対する行政指導を受けた相手方のほうの不服等について何ら規定はなかったものでございますが、このたび、これについて法に適合しない場合の行政指導、これについてはその中止を求めることができるというふうになったものでございます。事実上は、実際には現場のほうで指導等をしながら、職員と相手方のほうとの口頭のやりとりによりまして、それは実際には明確になっておたわけですが、このたびは条例の規定上、明確にさせていただいたというふうなことでございます。

それから、法令に反する事実があれば、その処分を求めることができる制度についても設けられております。これについても、これまでそういった制度はございませんでしたが、なお新庄市にとって、例えば法律に基づく処分を行うものについてまでできるものではなくて、新庄市にとってはその条例事項に関するものについてその申し立てができ、それについて申し立てを受けて、相当と認めればそのような措置を行政側がとることになるということでございます。以上です。

**小嶋富弥議長** ほかに。

**1 番（佐藤悦子議員）** 議長、佐藤悦子。

**小嶋富弥議長** 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 今まで誰がどのように活用してきた例があるのか。活用というか、今まで、前の条例ででしょうけれども、誰がどのように活用してきた例があり、どう不都合があったかみたいなことをお願いします。

野崎 勉総務課長 議長、野崎 勉。

小嶋富弥議長 総務課長野崎 勉君。

野崎 勉総務課長 実際には新制度でございますので、これまでこの条例に従った活用例はございません。ないわけで、このたびの条例改正で制度が新たに設定された。ただ、事実上、口頭による行政指導等、実際行われておりますし、そういった場合に行政指導に対する相手方、行政指導を受ける市民の方にとっては、不服であればそのような申し立てがちゃんと行われておったことでしょうし、それはその都度対応されてきたということだろうと思っています。

このたびの条例改正は、そういったことについて条例的にも規定上、裏づけをつけたというふうな理解でございます。

小嶋富弥議長 ほかに質疑ございませんか。

10番（清水清秋議員） 議長、清水清秋。

小嶋富弥議長 清水清秋君。

10番（清水清秋議員） 私のほうから、16ページの議案10号について質問させていただきます。

説明の内容はわかったんですが、当市の消防団定員の条例、これは定められているわけですね。その辺の観点から質問させていただきますが、当初は1,200人程度の定員条例。そういう中で今回の改正案が示されたわけですが、今後この定員の条例を当分続けられるかと思うんですが、国の基準的に定められているのは5万人市では600人か700人ぐらい。そういう中での報酬的なものを定められていると聞いております。当市では、そういう中からいくと倍近くの消防団を編成してやっているわけですが、その辺の度合い、これから条例をどのように定めていくのか、その辺からまず。

あと一つは、この表を見ると、11万、7万4,000円、これは団長、副団長、分団長、部長、班長、団員、それぞれ報酬の改正が違う幅になっているんですね。この辺の捉え方はどういうところから来たのかお聞かせいただきたい。

小嶋達夫環境課長 議長、小嶋達夫。

小嶋富弥議長 環境課長小嶋達夫君。

小嶋達夫環境課長 団条例で制定しております消防団員の人員ということで、現在1,194名ということで定数を確定しております。国のほうで財源的な部分で、10万人規模で536人というふうな予算措置の基準の数を持っております。このたび536から20名程度ふえたというふうに認識をしておりますが、そういう状況にありまして、新庄市の場合はそういう基準に照らしますと相当数多いわけでございますが、新庄市の場合ですと土地は広い、それから消防団を構成している班単位が広範囲になっているということが一つあります。少子高齢化、あるいは団員の高齢化で全体の人員に異動があるというふうな現状は出ているような状況はありますが、新庄市の特性として、消防団員の人員については、国の、消防団の自立強化というふうな法制も受けまして、当面はこの人員を確保しながら消防団の人員を見ていきたいというふうに考えております。

それから、団員報酬につきまして、各階級について上げ幅が違っております。先ほど提案理由、市長のほうからありましたけれども、新庄市、13市の中で団員報酬につきましては相当下位のほうで位置しておりました。その各階級ごとの団員報酬の基準も横並びで何%というふうな決め方、あるいは位置関係になっておりませんでしたので、全体において13市の中で中位程度にまで引き上げたいというふうな形で今回の提案をさせていただいたところです。以上です。

10番（清水清秋議員） 議長、清水清秋。

小嶋富弥議長 清水清秋君。

10番（清水清秋議員） 他市との比較をした中での提案の内容だということ、わかりました。

消防団員の、これだけの消防団を編成してやってもらっている我が市でありますので、市民から見れば本当に防災、防火、初期防火等に万全な体制であるかなと思うんですが、1,200名の団員がいる中で、市民1人あたりは計算すれば出てくるんですが、他市との差を比較した場合、新庄市はどのぐらいの中にいるのかお聞かせいただきたいと思います。

小嶋達夫環境課長 議長、小嶋達夫。

小嶋富弥議長 環境課長小嶋達夫君。

小嶋達夫環境課長 消防団員の各市における比率、そういうふうな数字かと思います。

先ほど申し上げました国の交付税部分での積算に係る比率でございますが、団員が多くなれば比率が下がる、それから国の基準に照らして合致していれば1というふうな考え方にさせていただきますと、13市比較しますと下のほうからといいますか、交付税措置する中での人員の多い消防団構成になっているというふうな序列からしますと、一番多いところから次です。新庄市の消防団員は交付税措置する単位当たり多いほうの自治体というふうな考え方に立てるかと思えます。以上です。

小嶋富弥議長 よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 別に質疑なしと認めます。よって、総括質疑を終結いたします。

ただいまから1時まで休憩いたします。

午前11時58分 休憩

午後 1時00分 開議

小嶋富弥議長 休憩を解いて再開いたします。

なお、午後より代表監査委員高山孝治君より欠席届が出ております。

### 日程第34 予算特別委員会の設置

小嶋富弥議長 日程第34予算特別委員会の設置を議題といたします。

お諮りいたします。

議案第26号平成27年度新庄市一般会計予算から議案第34号平成27年度新庄市水道事業会計予算までの平成27年度各予算を審査するため、委員会条例第6条第1項の規定により予算特別委員会を設置したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、予算特別委員会を設置することに決しました。

### 予算特別委員会委員の選任

小嶋富弥議長 これより、ただいま設置されました予算特別委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。

予算特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において全議員を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、全議員を予算特別委員会の委員に選任することに決しました。

なお、委員会条例第10条第1項の規定に基づき、本日の本会議終了後、この議場において予算特別委員会を開催し、委員長の互選を行っていただきますので、御参集方よろしくお願い申し上げます。

小嶋富弥議長 日程第35議案・請願の予算特別委員会、各常任委員会付託を行います。

議案・請願の委員会付託につきましては、お手元に配付しております付託案件表のとおりそれぞれ所管の委員会に付託いたしますので、よろしくお願いいたします。

日程第35議案・請願の予算特別委員会、各常任委員会付託

平成27年3月定例会付託案件表

付託委員会名	件名
予算特別委員会 議案（9件）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○議案第26号平成27年度新庄市一般会計予算</li> <li>○議案第27号平成27年度新庄市国民健康保険事業特別会計予算</li> <li>○議案第28号平成27年度新庄市交通災害共済事業特別会計予算</li> <li>○議案第29号平成27年度新庄市公共下水道事業特別会計予算</li> <li>○議案第30号平成27年度新庄市農業集落排水事業特別会計予算</li> <li>○議案第31号平成27年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計予算</li> <li>○議案第32号平成27年度新庄市介護保険事業特別会計予算</li> <li>○議案第33号平成27年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計予算</li> <li>○議案第34号平成27年度新庄市水道事業会計予算</li> </ul>
総務文教常任委員会 議案（6件） 請願（1件）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○議案第4号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について</li> <li>○議案第5号新庄市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の設定について</li> <li>○議案第6号新庄市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について</li> <li>○議案第7号新庄市定住自立圏形成協定の議会の議決に関する条例の設定について</li> <li>○議案第8号新庄市体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について</li> <li>○議案第9号新庄市農村地域工業等導入地区固定資産税課税免除条例を廃止する条例の設定について</li> <li>○請願第1号消費税増税の中止を求める請願書</li> </ul>
産業厚生常任委員会 議案（9件）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○議案第10号新庄市消防団条例の一部を改正する条例の制定について</li> <li>○議案第11号新庄市介護保険条例の一部を改正する条例の制定に</li> </ul>

付託委員会名	件名
	<p>について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○議案第12号新庄市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の設定について</li> <li>○議案第13号新庄市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の設定について</li> <li>○議案第14号新庄市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の設定について</li> <li>○議案第15号新庄市児童センター及び児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について</li> <li>○議案第16号新庄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の設定について</li> <li>○議案第17号新庄市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について</li> <li>○議案第18号新庄市水道給水条例の一部を改正する条例の制定について</li> </ul>

## 議案7件一括上程

**小嶋富弥議長** 日程第36議案第19号平成26年度新庄市一般会計補正予算（第8号）から日程第42議案第25号平成26年度新庄市水道事業会計補正予算（第3号）までの補正予算7件につきましては、会議規則第35条の規定により一括議題にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**小嶋富弥議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第19号平成26年度新庄市一般会計補正予算（第8号）から議案第25号平成26年度新庄市水道事業会計補正予算（第3号）までの補正予算7件を一括議題とすることに決しました。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

（山尾順紀市長登壇）

**山尾順紀市長** それでは、議案第19号から議案第25号までの平成26年度一般会計、特別会計及び水道事業会計の補正予算について御説明申し上げます。

補正予算書1ページ、議案第19号一般会計補正予算であります。歳入歳出それぞれ2億8,295万1,000円を追加し、補正後の予算総額を180億2,060万8,000円とするものであります。

主な補正内容について御説明申し上げます。

歳出についてであります。市税は経済の緩やかな回復基調に合わせた市民税や固定資産税の伸びなどがあり、市税全体で対当初予算比約1億1,500万円の増額補正を計上しております。

また、14款国庫支出金及び21款市債におきまして、国の補正予算に呼応した予算を盛り込んだほか、中核工業団地の用地売却に伴う土地売却収入を盛り込んでおります。

歳出につきましては、まず5年連続となった大雪への対応といたしまして、8款土木費や10

款教育費を中心に、道路や学校施設などの除排雪経費 2 億 5,000 万円ほどの増額を盛り込んでおります。

さらに、国の補正予算に呼応し、その効果的な補助制度や起債を活用し、27年度の予算化を予定しておりました青年就農給付金などの担い手支援に係る補助金や県営土地改良事業費並びに萩野中学校解体工事などの前倒し分に関し増額計上しております。

また、中核工業団地の用地売却に伴う土地売却収入をもとに、今後の産業振興用地購入費に資するための財政調整基金への積立金も盛り込んだほか、中核工業団地にて新たに事業を展開した企業への用地取得助成に係る経費も盛り込んでおります。

新年度の事業展開への円滑な移行のためにも適切な対応を要する補正内容を組み立てていただいておりますので、よろしくお願いたします。

続きまして、29ページの特別会計からであります。議案第20号国民健康保険事業特別会計補正予算から、議案第24号後期高齢者医療事業特別会計補正予算までの5特別会計及び議案第25号水道事業会計補正予算につきましても、今年度のおのおのの事業の総括などを図るために必要な予算の補正を行うものであります。

私からの説明は以上であります。各会計の詳細につきましては財政課長及び上下水道課長から説明させますので、御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

**小嶋富弥議長** 財政課長小野 享君。

(小野 享財政課長登壇)

**小野 享財政課長** それでは、議案第19号から24号まで御説明申し上げます。

補正予算書(3月)の1ページをお開きください。

議案第19号一般会計補正予算(第8号)につきましては、歳入歳出それぞれ2億8,295万1,000円を追加しまして、補正後の総額を180億

2,060万8,000円とするものでございます。

2ページから5ページに各款各項の補正予算額並びに補正後の額につきまして掲載しております。

6ページ、第2表債務負担行為補正でございますが、来年度当初に実施予定の市議会議員選挙に係る業務委託につきまして事前発注が必要であることから、このたびの補正予算で債務負担行為を追加いたします。

第3表地方債補正につきましては、変更3本となりまして、事業費の確定、国の補正措置に伴う対応としますが、小中一貫教育校建設事業につきましては、萩野中学校校舎解体工事に係る財源として4,090万円を追加補正するものでございます。

9ページからの歳入について御説明いたします。

1款市税のうち1項市民税は、個人・法人分合わせまして9,700万円、2項固定資産税は3,400万円の増額補正となりますが、3項たばこ税は1,800万円近い減額補正となります。これによりまして、市税全体では総額1億1,507万円の増額となります。

11ページからの14款国庫支出金につきましては、事業費の確定や精査に伴います負担金や補助金の増減を計上しておりますが、このうち12ページにございます上段、5目教育費国庫補助金におきまして、国の補正予算に伴う萩野中学校校舎解体工事に係る学校施設環境改善交付金を計上しております。

15款県支出金につきましても事業費の確定による増減が主なものでありますが、13ページ上段になりますが、2項5目農林水産業県補助金におきまして、これも国の補正予算に対応した青年就農給付金事業費補助金、経営体育成支援事業費補助金を盛り込んでおります。

下段の16款2項不動産売却収入には、中核工業団地の用地売却費3,000万円を含んでおりま

す。

最後に14ページ、下段になりますが、21款市債につきましては第2表地方債補正に対応した補正内容としております。

続きまして、15ページからの歳出でございますが、共通事項といたしまして、除雪対策費として、先ほどの専決補正予算のほかに、今後各施設で見込まれる除排雪経費としまして、全体で2億5,000万円ほどの増額補正を組ませていただいております。

2款総務費でございますが、冒頭の職員給与費800万円につきましては、除排雪業務に係る時間外手当の増額でございます。

続く1項4目財産管理費におきまして、中核工業団地の用地売却収入3,000万円、これを後年度の産業用地購入事業に充てるために財政調整基金に積立計上しておるところでございます。

16ページ下段から3款民生費となりますが、1項1目社会福祉総務費の国民健康保険事業特別会計繰出金の増額につきましては、保険基盤安定制度の繰出金の確定によるものでございます。また、17ページ1項4目の障害者自立支援給付事業費につきましては、給付費の伸びに対応しました増額としております。

21ページ、下段からの6款農林水産業費になりますが、1項3目農業振興費におきまして国の補正予算に対応しました補正を行っておりますが、22ページからの担い手総合支援対策事業費の中に農業経営法人化事業費補助金、経営体育成支援事業費補助金、青年就農給付金を盛り込んでおりまして、下段の1項5目農地費におきましては、堤沢ため池等整備事業負担金を増額計上しております。

23ページ、7款商工費に移りますが、1項3目商工振興の金融対策事業費における産業立地促進資金融資制度貸付金の減額につきましては、貸付金額の確定によるものでございます。歳入予算と合わせて減額計上しているところござ

います。

次に、8款土木費におきましては、25ページになりますが、6項1目除排雪費に道路の除排雪業務費といたしまして、専決補正予算に加えて2億1,647万6,000円を追加計上しております。

10款教育費であります。26ページ中段になります。2項4目学校建設費の小中一貫教育校建設事業費におきまして、国の補正予算に対応しました萩野中学校校舎解体工事8,814万4,000円を計上しております。

なお、今回の補正で、国の補正予算対応としまして農林水産業費、小学校建設費に増額予算計上しておりますが、これらの事業につきましては、今年度内に終了を見込むことは難しいと考えられるため、いずれも次年度への繰越明許費として再度予算化が必要になると考えております。

最後に、28ページ下段の12款公債費につきましては、市債利子の利率低下などによる減額の理由としております。

以上で一般会計を終わります。特別会計の説明に入ります。

29ページ、議案第25号国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）でございますが、歳入歳出それぞれ8,027万円を追加しまして、補正後の予算総額を42億6,228万円とするものでございます。

34ページから歳入掲載してございますが、被保険者の減少に伴い、国民健康保険税が減額となっております。これに合わせて、35ページの7款共同事業交付金や9款繰入金を増額を行いまして、歳出における保険給付費の増額に対応させております。

また、歳出38ページ、9款財産費におきまして、次年度以降の経営安定を図るため、基金積立金の増額補正を盛り込んでおります。

続きまして、39ページ、議案第21号公共下水



道事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出それぞれ1,576万4,000円を減額しまして、補正後の予算総額を14億1,622万6,000円とするものでございます。

これにつきましては、事業の確定及び精査によりまして、41ページにございますが、第2表におきまして地方債の減額補正を行っております。さらに、43ページの歳出の中では一般会計繰入金を減額、そして44ページの歳出の項におきましては施設建設費と市債利子を減額補正しているところでございます。

47ページをお開きください。

議案第22号農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）でございますが、歳入歳出それぞれ144万8,000円を追加し、補正後の予算総額を8,702万8,000円とするものでございます。これにつきましては50ページの歳入歳出のページのとおり、施設の除排雪業務委託料に対応した増額補正となっております。

51ページ、議案第23号介護保険事業特別会計補正予算（第3号）でございますが、歳入歳出それぞれ1,035万7,000円を追加し、補正後の予算総額を34億8,842万円とするものでございます。

補正の主な内容としましては、56ページにございますが、一般管理費の介護報酬の改定等に伴う電算システムの改修業務委託料、この増額に対応する補正内容としております。

57ページ、議案第24号後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）でございますが、歳入歳出それぞれ1,932万6,000円を減額し、補正後の予算総額を3億9,179万7,000円とするものでございます。

補正の主なものにつきましては、61ページになります。一番最後の項目の後期高齢者医療広域連合への納付金の減額に対応した補正となっております。

以上で一般会計及び特別会計の補正予算案の

説明を終わります。

御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**小嶋富弥議長** 上下水道課長高橋 弘君。

（高橋 弘上下水道課長登壇）

**高橋 弘上下水道課長** それでは、議案第25号平成26年度新庄市水道事業会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

別冊の水道事業会計補正予算書1ページをお開き願います。

最初に、第2条におきまして、予算第3条に定めた収益的収入及び支出のうち、第1款水道事業収益に補正予定額1,299万9,000円を追加し、11億8,302万4,000円とし、第1項営業収益を1,231万2,000円減の9億6,637万5,000円に、第2項営業外収益を2,531万1,000円増の2億1,664万7,000円にしようとするものでございます。

この内容といたしまして、第1項営業収益の減額は、有収水量の減少に伴い給水収益を減額しようとするものでございます。

第2項営業外収益の増額は、監視制御設備更新工事完了に伴う設備等除却による資産減耗費を増額しようすることから、長期前受金戻入を増額するものでございます。

この長期前受金戻入ですが、地方公営企業法等の改正により会計基準が見直したことにより、補助金等をもって取得した資産の資産減耗費等の支出増加見合い分を収入として計上するものでございまして、この経理によりまして、損益収支への影響はなくなるものでございます。

続きまして、支出の第1款水道事業費用に補正予定額1,495万7,000円を追加し11億5,104万1,000円とし、第1項営業費用を2,185万6,000円の10億3,389万円に、第2項営業外費用を689万9,000円減の1億772万円にしようとするものでございます。

この主な内容といたしましては、第1項営業

費用の増額は、監視制御設備更新工事完了に伴う設備等の除却により資産減耗費を増額しようとするものでございます。

また、第2項営業外費用の増額は、給水収益の減額により消費税及び地方消費税の納付予定額が当初見込み額よりも減少するものと見込み、減額しようとするものでございます。

2ページをお開き願います。

第3条におきまして、予算第4条に定めました資本的収入及び支出のうち、第1款資本的収入から補正予定額1,731万3,000円を減額し1億3,943万7,000円とし、第1項工事負担金を1,712万4,000円減の1,614万6,000円に、第3項支出金を18万9,000円減の5,506万円にしようとするものでございます。

この内容といたしましては、事業費の確定等により工事負担金及び出資金を減額しようとするものでございます。

続きまして、支出の第1款資本的支出から補正予定額5,486万1,000円を減額し7億4,309万3,000円とし、第1項建設改良費を5,500万円減の5億3,631万3,000円に、第3項国庫補助金返還金を13万9,000円増の14万円にしようとするものでございます。

この内容といたしましては、第1項建設改良費の減額は事業費の確定等により減額するものでございます。

また、第3項国庫補助金返還金の増額は、特定収入として工事費の財源に充てておりました国庫補助金に係る消費税相当額について、特定収入割合の基準によりまして消費税控除の対象となったため返還しようとするものでございます。

なお、資本的収入が資本的支出額に対して不足する額6億365万6,000円は、過年度損益勘定留保資金等で補填しようとするものでございます。

3ページ以降に実施計画を添付してございま

すので、ご参照賜りますようお願い申し上げます。

以上で平成26年度新庄市水道事業会計補正予算（第3号）について説明を終わらせていただきます。

御審議いただき、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**小嶋富弥議長** お諮りいたします。

ただいま説明のありました補正予算7件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**小嶋富弥議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第19号から議案第25号までの補正予算7件につきましては、委員会への付託を省略することに決しました。

それでは、ただいま説明のありました平成26年度補正予算7件の審議に入ります。

### 日程第36議案第19号平成26年度新庄市一般会計補正予算（第8号）

**小嶋富弥議長** まず初めに、日程第36議案第19号平成26年度新庄市一般会計補正予算（第8号）について質疑ありませんか。

1番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

**小嶋富弥議長** 佐藤悦子君。

1番（佐藤悦子議員） 3点ほど質問させていただきたいと思います。

まず、9ページの市税の個人市民税で増額ということで、担当者も頑張っておられるし、市民も頑張ってお払っていただいているなという気がするんですが、ここでちょっと先日、奥さんが介護度4で、介護度4になるのは重度なんで

すけれども、その方の特別障害者控除認定というのがあっていいと思うんですが、それをしているかとお聞きした市民がいたんです。そうしましたら「知らなかった」ということで、旦那さんが元先生なので少し税金も払っているような気がするんです。「それ、知らなかった」というふうにおっしゃっていたものですから、そういう意味では、市として本当は特別障害者控除に当たるような方、また介護になっていて障害者控除に当たるような方、あとは成人福祉の担当の方などから介護保険を使っている方々のお宅に、本当は特別障害者控除の認定証を送っていただければ大変助かるんだろうなと思ったんですが、そういう意味ではそういうのが市民に本当に知らされているのか、ないままにたくさん取られている方がいるのではないかと私心配するんですけれども、そのことについてお聞きしたいなと思いました。

それから2つ目です。11ページに教育使用料7ということで、使用料の中で市民スキー場使用料100万減額になっていますが、この理由は何なのかということで、大きいなと思っていました。

それから、次は14ページの諸収入20款で、5雑入というところに旧中部牧場電気料負担金16万、これは誰が払っているのか、なぜこうなったのかということについてお願いします。

**小野茂雄成人福祉課長兼福祉事務所長** 議長、小野茂雄。

**小嶋富弥議長** 成人福祉課長兼福祉事務所長小野茂雄君。

**小野茂雄成人福祉課長兼福祉事務所長** 特別障害者控除につきまして、いわゆる障害者手帳をお持ちでない方の認定につきましては、介護度の内容でもって特別障害者控除に該当するかというふうなところを判断しております。全ての方がいわゆる申告なさって、必要とされるというふうなことではございませんので、広報等では

お知らせしてございますけれども、なかなか知れ渡っていないことも事実かというふうに思います。

今後も広報に努めまして、利用していただくというふうなことを進めたいというふうに考えてございます。以上です。

**伊藤洋一社会教育課長** 議長、伊藤洋一。

**小嶋富弥議長** 社会教育課長伊藤洋一君。

**伊藤洋一社会教育課長** 市民スキー場の歳入の減額の理由ということでございますが、12月の降雪もあって、12月23日に予定どおりスキー場については開場させていただきました。

しかしながら、当初予算については少し多目の予算を計上していただいたということもありまして、今回減額をさせていただきました。しかしながら、その後、天候の回復等ございまして、順調に推移しているところでございますが、当初予算、3月補正の時点で減額させていただいたところでございます。

**齋藤彰淑農林課長** 議長、齋藤彰淑。

**小嶋富弥議長** 農林課長齋藤彰淑君。

**齋藤彰淑農林課長** 14ページ雑入の旧中部牧場電気料負担金の16万増につきましては、旧中部牧場内にへい獣保冷庫がございまして、この電気料が最上広域市町村圏一部事務組合、それと旧の畜舎を利用した畜産団体がございまして、この畜舎の電気料ということで2団体より電気料を御負担していただいております。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

**小嶋富弥議長** 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 最初の特別障害者控除の認定で、先ほど広報に努めていくというお答えをいただきました。私のほうに話があった元先生の方は、かなり知的な方だし広報もよく読んでいる方なんだなと思うんですが、それでも自分のこととなるとなかなか、自分の家族がどうなっているのかつながらないので、広報というよりも、この人、なりそうだなというところ

には積極的に、そういうお知らせも必要でないかなという気がするんですが、どうでしょうか。

また、次にスキー場のことについてですが、スキー場を利用しまして、子供を連れている私など親として行ってみたんですけれども、大変親切な職員の皆さんで、一生懸命安全のために頑張らせていただいているということをとっても感じまして、いいと思いました。

一方、スキーというのはお金がかりまして、スキー用具から何から用意するとやっぱり相当負担が大きいんですね。その上、リフトが小学生だと1回70円ですか、1回で済まないものがありますから、やっぱり使うのに大変お金がかかるのに親としてはどきどきするといいますか、そういうところがありました。

金山に行ってみましたら、小学生は無料だと聞かされて「えっ、リフトはただか」ということでびっくりしまして、そうなってきますと、親としてやっぱり小学生にリフトだけ、新庄も利用無料だったらもう少し小学生の親子としては行きやすいだろうなと感じたものですから、そういったことを検討してはどうかなと、利用がふえるようにです、そんなふうにしたんですが、どうでしょうか。

それから、3つ目なんですが、中部牧場の電気料ということで、へい獣保冷庫と畜舎利用の畜産団体という両方からいただいているというのはわかりました。

畜舎利用の畜産団体について、ある市民の方から、利用使用料というか、利用料が低過ぎないかという声があったんです。有効活用と農振ということでは私は大いに賛成だと思うんですけれども、一方、畜産やっているとかほかの農業をやっている方々は全部自分たちで用意して、施設でも何も全部自分たちで用意してやるわけなんです。それを使ってもらうのはいいんですけれども、余りにも安過ぎないだろうか。これから解体する費用など大きくかかることを考

えたら、もう少しいただいて、解体費用などにも充てられるぐらいあってもいいんじゃないかという声もあったんですけども、どう考えるか。お願いします。

**小嶋富弥議長** 佐藤議員に申し上げます。

質疑の範囲を超えていますので、範囲内で御質問くださるようお願いいたします。

いいですか、質疑続けますか。もう一回。

**1 番（佐藤悦子議員）** いえ、答えをもらえれば、何かあればお願いします。

**小嶋富弥議長** 範囲超えていますけれども、まあ……。

**1 番（佐藤悦子議員）** お願いします。もし答えられればお願いします。

**小野茂雄成人福祉課長兼福祉事務所長** 議長、小野茂雄。

**小嶋富弥議長** 成人福祉課長兼福祉事務所長小野茂雄君。

**小野茂雄成人福祉課長兼福祉事務所長** 最初の障害者控除の認定証ですけれども、原則的には身体障害者の手帳でありますとか療育手帳、それを所持していることがいわゆる控除の対象となっておりまして、介護認定につきましては、いわゆる国税庁のほうの運用の中でやってございます。その中で、介護度が幾つだから必ずしも該当するというわけではなくて、いわゆる認知症を呈しているとか身体機能が不自由だというふうな肢体の部分であるとか、そういった部分での身障1級・2級相当というふうなことで判断しますので、なかなかそこら辺のところ該当しますというふうなところは難しいのではないかなというふうに思いますので、申請があったときに判断させていただくというふうなことで御了承いただきたいと思います。

**小嶋富弥議長** ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**小嶋富弥議長** 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ  
討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**小嶋富弥議長** 討論なしと認めます。よって、討  
論を終結し、直ちに採決したいと思います。こ  
れに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**小嶋富弥議長** 御異議なしと認めます。よって、  
議案第19号は討論を終結し、直ちに採決するこ  
とに決しました。

これより採決いたします。

議案第19号平成26年度新庄市一般会計補正予  
算(第8号)は、原案のとおりに決することに  
御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**小嶋富弥議長** 御異議なしと認めます。よって、  
議案第19号は原案のとおり可決されました。

### 日程第37議案第20号平成26 年度新庄市国民健康保険事業特別 会計補正予算(第3号)

**小嶋富弥議長** 日程第37議案第20号平成26年度新  
庄市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3  
号)を議題といたします。

質疑ありませんか。

1 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

**小嶋富弥議長** 佐藤悦子君。

1 番(佐藤悦子議員) 34ページで、国民健康  
保険が加入者減ということで減額されているよ  
うですが、この加入者減の内容はどういう内容  
なのでしょう。

**佐藤信行税務課長** 議長、佐藤信行。

**小嶋富弥議長** 税務課長佐藤信行君。

**佐藤信行税務課長** 国民健康保険税の被保険者の  
減ということでございますけれども、これはあ

くまでも当初予算を組むときとの比較になるわ  
けですが、1月現在で均等割の対象となってお  
ります被保険者数が1万1,114名です。それか  
ら、平等割の対象となっております世帯数が  
5,790ございます。これは当初予算のときに見  
積もったものよりもそれぞれ被保険者数で  
93.5%、それから平等割の世帯数で96.3%とい  
うふうに減少しております、そのため今回の  
補正予算となったものでございます。

**小嶋富弥議長** よろしいですか。(「はい」の声あ  
り)

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**小嶋富弥議長** 別に質疑なしと認めます。よって、  
質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ  
討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**小嶋富弥議長** 討論なしと認めます。よって、討  
論を終結し、直ちに採決したいと思います。こ  
れに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**小嶋富弥議長** 御異議なしと認めます。よって、  
議案第20号は討論を終結し、直ちに採決するこ  
とに決しました。

これより採決いたします。

議案第20号平成26年度新庄市国民健康保険事  
業特別会計補正予算(第3号)は、原案のと  
おりに決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**小嶋富弥議長** 御異議なしと認めます。よって、  
議案第20号は原案のとおり可決されました。

### 日程第38議案第21号平成26 年度新庄市公共下水道事業特別会 計補正予算(第3号)

**小嶋富弥議長** 日程第38議案第21号平成26年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**小嶋富弥議長** 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**小嶋富弥議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**小嶋富弥議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第21号は討論を終結し、直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

議案第21号平成26年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおりに決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**小嶋富弥議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

### 日程第39議案第22号平成26年度新庄市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

**小嶋富弥議長** 日程第39議案第22号平成26年度新庄市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**小嶋富弥議長** 別に質疑なしと認めます。よって、

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**小嶋富弥議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**小嶋富弥議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第22号は討論を終結し、直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

議案第22号平成26年度新庄市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおりに決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**小嶋富弥議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

### 日程第40議案第23号平成26年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

**小嶋富弥議長** 日程第40議案第23号平成26年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**小嶋富弥議長** 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**小嶋富弥議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**小嶋富弥議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第23号は討論を終結し、直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

議案第23号平成26年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおりを決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**小嶋富弥議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第4 1 議案第24号平成26年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

**小嶋富弥議長** 日程第41議案第24号平成26年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑ございませんか。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

**小嶋富弥議長** 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 59ページの保険料の減額がされていますが、この減額の内容は先ほどと同じように加入者減の内容かなと思います。

そのことと、もう一つあわせて、後期高齢者医療保険料というのは、本人でなくても世帯主あるいは扶養家族の口座引き去りもできるんです。そういった世帯は何件くらい今年度おられたか、わかればお願いします。

**佐藤信行税務課長** 議長、佐藤信行。

**小嶋富弥議長** 税務課長佐藤信行君。

**佐藤信行税務課長** 初めの御質問でございますけれども、国保税の流れと同様でございますが、内容を見ますと、特別徴収のほうが大幅に減少いたしまして、普通徴収のほうが若干伸びてお

ります。それを合わせますと2,000万ほどの減額というふうなことになります。

それから、口座振替の件ですけれども、申しわけございません。ただいま手元に資料がございませんで、即答しかねますんですが、大変申しわけございませんが、よろしく願いいたします。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

**小嶋富弥議長** 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 口座引き去りということをお聞きしたい方がすごく多いなということを感じました。先ほど言った、奥さんが介護度4、80歳代の夫婦だったんです。世帯主の旦那さんは元気で、そしてそちらは割かし、元先生ということで、税金もちょっと取られるぐらいの人間だと思うんですけども、非常に知的な御夫婦のはずなんですけれども、後期高齢者医療保険料の口座引き去り、収入のある、扶養する旦那さんのほうから取ることができる、社会保険料控除になる、このことについて知らなかったんですね。そういう意味でも、そういったことをより広報に努めて、高齢者になってくると本当にお金がかかって、特に介護になる方が家族にいと本当に負担が大変だという声を聞きましたので、幾らかでも節税になる方法をやっぴり市民のために教えていただきたいなということですが、どう考えるか、お願いします。

**佐藤信行税務課長** 議長、佐藤信行。

**小嶋富弥議長** 税務課長佐藤信行君。

**佐藤信行税務課長** 口座振替制度につきましては、確実な徴収という意味で我々も推奨しているところでございます。したがって、後期高齢者医療保険に限らず、ほかのものについても全般的に勧めているわけでございますけれども、特に新たに後期に入られる方、あるいは新たに介護の対象になる方、そういった方につきましては、その時点でお勧めするパンフレットといえますか、チラシですけれども、それを同封し

たり、そういったこともやっております。

ただ、何と申しますか、それは一般的にそういうふうな制度を利用できますよというふうなお勧めでございます、これをやったほうが得ですよというような感覚でやっていることではございませんので、御理解いただきたいと思います。

**小嶋富弥議長** ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**小嶋富弥議長** ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**小嶋富弥議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**小嶋富弥議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第24号は討論を終結し、直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

議案第24号平成26年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**小嶋富弥議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

## 日程第42議案第25号平成26年度新庄市水道事業会計補正予算(第3号)

**小嶋富弥議長** 日程第42議案第25号平成26年度新庄市水道事業会計補正予算(第3号)を議題といたします。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**小嶋富弥議長** 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**小嶋富弥議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**小嶋富弥議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第25号は討論を終結し、直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

議案第25号平成26年度新庄市水道事業会計補正予算(第3号)は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**小嶋富弥議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

## 散 会

**小嶋富弥議長** 以上で本日の日程を終了いたしました。

あす3月5日木曜日午前10時より本会議を開きますので、御参集願います。

本日は以上で散会いたします。

お疲れさまでございました。

午後1時50分 散会



平成27年3月定例会会議録（第2号）

平成27年3月5日 木曜日 午前10時00分開議  
 議長 小嶋 富 弥                      副議長 小 野 周 一

出席議員（18名）

1番	佐藤悦子	議員	2番	伊藤操	議員
3番	石川正志	議員	4番	佐藤義一	議員
5番	奥山省三	議員	6番	沼澤恵一	議員
7番	高橋富美子	議員	8番	佐藤卓也	議員
9番	小嶋富弥	議員	10番	清水清秋	議員
11番	小関淳	議員	12番	遠藤敏信	議員
13番	下山准一	議員	14番	平向岩雄	議員
15番	小野周一	議員	16番	新田道尋	議員
17番	山口吉静	議員	18番	森儀一	議員

欠席議員（0名）

出席要求による出席者職氏名

市長	山尾順紀	副市長	伊藤元昭
総務課長	野崎勉	総合政策課長	荒川正一
財政課長	小野享	税務課長	佐藤信行
市民課長	月野節子	成人福祉課長 兼福祉事務所長	小野茂雄
子育て推進課長 兼福祉事務所長	板垣秀男	環境課長	小嶋達夫
健康課長	荒澤宏二	農林課長	齋藤彰淑
商工観光課長	東海林智	都市整備課長	松坂聡士
上下水道課長	高橋弘	会計管理者長 兼会計課長	近岡晃一
教育委員長	山村明德	教育長	武田一夫
教育次長 兼教育総務課長	森隆志	学校教育課長	長谷部薫
社会教育課長	伊藤洋一	神室荘長	武田清治
監査委員	高山孝治	監査委員局長	佐藤正寿

選挙管理委員会会長 矢 作 勝 彦  
農業委員会会長 星 川 豊

選挙管理委員会会長 小 松 孝  
農業委員会会長 浅 沼 玲 子

### 事務局出席者職氏名

局長 高 木 勉  
主査 川 又 秀 昭  
総務主査 三 原 恵  
主査 沼 澤 和 也

### 議事日程（第2号）

平成27年3月5日 木曜日 午前10時00分開議

#### 日程第 1 一般質問

- 1番 小 関 淳 議員
- 2番 伊 藤 操 議員
- 3番 佐 藤 卓 也 議員
- 4番 奥 山 省 三 議員
- 5番 佐 藤 悦 子 議員

### 本日の会議に付した事件

議事日程（第2号）に同じ

平成27年3月定例会一般質問通告表（1日目）

発言 順序	質問者氏名	質 問 事 項	答 弁 者
1	小 関 淳	1. 市役所の窓口サービス充実について 2. 再生可能エネルギー設備の検証と今後の方向性について	市 長
2	伊 藤 操	1. 今後の除雪対策について 2. 除雪ボランティアについて 3. 防災意識の向上について 4. 要支援該当者への運動支援について	市 長
3	佐 藤 卓 也	1. 市長2期目の成果と今後について 2. 子育て支援の充実について 3. 6次産業化について	市 長
4	奥 山 省 三	1. インバウンド事業について 2. 6次産業化について 3. 空き家に関する対策について 4. 災害時対応について	市 長
5	佐 藤 悦 子	1. 高過ぎる国民健康保険税を引き下げ、国民皆保険制度を守るための施策について 2. 雪に強い街づくりについて 3. 高齢者の生活を守ることにについて	市 長

## 開 議

**小嶋富弥議長** 皆さんおはようございます。  
ただいまの出席議員は18名でございます。  
欠席通告者はありません。  
これより本日の会議を開きます。  
本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第2号）によって進めます。

### 日程第1 一般質問

**小嶋富弥議長** 日程第1 一般質問。  
これより一般質問を行います。  
今期定例会の一般質問者は9名であります。  
質問の順序は、配付しております一般質問通告表のとおり決定しております。  
なお、質問時間は、答弁を含めて1人50分以内といたします。  
本日の質問者は5名であります。

### 小関 淳議員の質問

**小嶋富弥議長** それでは、最初に小関 淳君。  
（11番小関 淳議員登壇）（拍手）  
**11番（小関 淳議員）** おはようございます。  
3月定例会最初の一般質問をさせていただきます。  
前回の一般質問で、私は定住促進策の充実についての質問をいたしました。それは、このまちの市民が安心して住み、暮らすことのできる環境づくりを積極的に進め、急減する新庄市の人口を何とか抑制することで、持続的な地方都

市を実現したいという思いからでした。

経済や効率性の物差しではかれば、大都市にかなうはずはありません。しかし、周囲をきれいな山々に囲まれ、春夏秋冬を謳歌し、自然とともに心豊かに暮らせるまちという、そういう物差しではかれば、我がまちは、日本のどの大都市よりも価値の高い地域ということになります。私は、議員にならせていただいてから、そのような市民がここで暮らす意義と誇りを明確にしていくための一般質問をずっと続けてきたようにも思います。

先日、千葉から娘夫婦が引っ越してきました。正確には、娘と家財道具が先に届いて夫は後日ということなのですが、その際の引っ越し業者の手際よさもさることながら、全てにおいてお客様サービスが充実していたことには大変驚かされました。利用者のああしてくれないかな、こうしてくれれば助かるのになという思いを、ほとんど実際のサービスとして提供していたのです。彼らの引っ越し作業には、利用者として不満な点は一切見当たりませんでした。それどころか、スタッフの方々が一通りの作業を終え引き上げた後には、大満足という爽快な思いしかありませんでした。四十数年前に家族で新庄に引っ越してきたときとは比較にならないほどの完璧な引っ越し作業を目の当たりにして、利用者の満足度向上を常に心がけ、社内一丸となってそれを目指し続けた結果なのだなと、彼らのできばきとした動作とその企業姿勢に感動させられました。

それでは、最初に、市役所の窓口サービスの充実についての質問をします。

毎日多くの市民がさまざまな証明書の発行や手続をするために、各課のカウンターを訪れています。そして、これからの季節はなおさら転入転出などの手続に訪れる市民も一層ふえることと思います。私も、ことしに入って義父を亡くし、それに伴うさまざまな手続や証明書の発

行などで自宅と市役所などを何度も往復しました。そのときにまず感じたことは、行政改革以前の職員による窓口の接遇とは違ってきていて、かなりよくなっているということです。ほかの自治体の窓口サービスをほとんど利用したことはないので明確な比較はできませんが、待ち時間や職員の対応などについては、おおむね良好な接遇となっていると感じました。

しかし、現在でもまだまだ市民が本当に利用しやすいサービスとはなっていないような部分もあるように思います。

ほかの自治体では、来庁した市民がよりスムーズな手続きができるように、記入の際の丁寧なアドバイスや、案内・誘導する人員をカウンターの外であるフロア側に配置しているところもあります。さらに、利用者の立場を最優先にした窓口サービスのワンストップ化を導入している自治体も最近では多くなっています。

新庄市においては、庁舎の構造や財政的なこともあるでしょうから、ほかのようなハード面からのワンストップ化を実現してもらおうとは考えておりません。しかし、より利用する市民の側に立ったソフト面でのワンストップ化に限りなく近い総合的な窓口サービスの充実、市長の決断と職員のやる気さえあれば、財政のことなどを気にしなくても速やかに実現することが可能なのではないのでしょうか。

そこで、市では今後どのようにして各課の窓口サービスを充実し、利用する市民の満足度をより高めていく考えなのかを聞かせてください。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**小嶋富弥議長** 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** それでは、小関議員の御質問にお答えさせていただきます。

初めに、窓口サービスの充実についての御質問ですが、議員おっしゃるとおり、窓口サービスのワンストップ化については、御承知のとおり

り庁舎の構造上大きな制約があり、ワンフロアに全ての窓口機能を集約することは難しい状況にあります。そこで市では、来庁者にわかりやすい案内表示や、迷っている方に職員から声がけをして御案内するなどの対応を心がけております。

また、3月、4月の異動時期における時間外窓口の開設や、転入届の際には、各課で必要となる手続の一覧と庁舎案内図を載せた「ようこそ新庄市へ」というパンフレットをお渡しするなど、全庁的な窓口サービスの向上に努めておるところであります。

次期行財政改革大綱にも掲げておりますが、来年度からは、国民一人一人に個人番号が付番される社会保障・税番号制度が始まることにより、手続の簡略化や申請書の見直しなど、今後も利用者の視点からの窓口業務の改善を推進してまいりたいと思っております。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

**11番(小関 淳議員)** 議長、小関 淳。

**小嶋富弥議長** 小関 淳君。

**11番(小関 淳議員)** めっぼう簡単な御答弁をいただきまして、ありがとうございます。

それでは、再質問をさせていただきます。

そもそも現在の窓口サービスにおいて、職員が課題として挙げている部分は何かございますか。

**野崎 勉総務課長** 議長、野崎 勉。

**小嶋富弥議長** 総務課長野崎 勉君。

**野崎 勉総務課長** 職員として課題はどう捉えているかということでございますが、先ほど市長の答弁にもございましたとおり、構造上、ハード面からの一体化、窓口のワンストップサービスというのは、かなり難しい状況でございます。そのため、個々職員一人一人が、お客様本位のサービス、案内のあり方についてどうだというのは、市民課を初め窓口を抱えている各課においても、相当毎日の対応で工夫を重ねて今

やっているところだというふうに考えています。

11番(小関 淳議員) 議長、小関 淳。

小嶋富弥議長 小関 淳君。

11番(小関 淳議員) 日々業務の中で頑張っていると、よくしようとしているということ、そういうことも大切だと思うんですけども、もっともっと例えばプロジェクトチームなどをつくって本気で利用する市民の立場になって。先ほど私は最初に、引越し業者の完璧なサービスのお話をしましたよね。民間であれば、要するに生き残りをかけてそういうふうにどんどんサービスを追求していかなければ負けていくという世界だと思うんですけども、市役所だからそういうふうな姿勢は必要ないというなら別ですけども、市民のためであれば、どんどん日々追求していくことは必要なんじゃないですか。プロジェクトチームとか、そういうふうな議論を重ねるような場は今まで設定しましたか。

野崎 勉総務課長 議長、野崎 勉。

小嶋富弥議長 総務課長野崎 勉君。

野崎 勉総務課長 これまでそういった取り組みを行ってきたかということであれば、例えば若手職員による行革グループ、「Let's」というグループがございますけれども、今、正面玄関から入ってきますと、床のほうにどここの階と行き先を案内表示してございますが、ああいう表示の仕方についても、「Let's」の提案で行ってきているというようなこともございまして、若手職員によるそういった総合的な案内をどうするかというような問題意識としても捉えているところではございます。

また、具体的な例で申し上げますと、成人福祉課の建設庁舎の1階になりますけれども、あそこのフロアでは、成人福祉課が一等最初、正面にございますので、お客様に対して総合的な案内をあそこでさせていただいているというふうなことも、個別的には対応させていただいて

いるということでございます。

ただ、議員御指摘のとおり総合的にどうしましょうかと、やはり考えなくてはいけない一つの課題であるというふうに捉えておまして、各課の皆さんとともに、先ほど申し上げた「Let's」の御意見を頂戴しながら、市民のニーズがどういったところにあるのかを的確に把握しながら、どういうふうな窓口対応したらいいのか検討させていただければ大変ありがたいと思います。

なお、物理的にワンストップとまではいきませんが、ワンストップのために、例えば死亡された場合、出生された場合、どういう届け出が一体的に必要ですみたいな、そんなふうなライフステージに合わせた届け出・申請なりの一体的なマニュアルみたいなものをひとつ検討したいというふうに思っていますし、現在、ホームページを今リニューアルしているところでございます。ことしの4月1日から、新たにリニューアルしたホームページで、そういったホームページ上での見直しも今進めているところでございます。

以上でございます。

小嶋富弥議長 よろしいですか。

11番(小関 淳議員) 議長、小関 淳。

小嶋富弥議長 小関 淳君。

11番(小関 淳議員) いろいろ若手職員を中心にやっているということですね。あと、ホームページ上も案内等を充実させていくというふうな捉え方でよろしいでしょうか。はい、わかりました。

やっというらっしゃることはよくわかりましたけれども、やっぱりしっかりした組織を持ってやることと、「Let's」も頑張っていってやるのはわかりますが、全庁的な動きとして、特に窓口のあるような課については、本気でやられたほうが良いと思います。

例えば転入してくる方などを考えれば、一番

最初に市役所に来なくてはいけないわけですよ。言ってみれば、この地域に入るときに入り口なわけです。玄関みたいなものですね。そのときの印象というのは、恐らくずっと後々響いていくと思います。しっかりした接遇と手続上の簡素化したものがある市役所であれば、その手続に訪れた方はどう思うかわかりますよね。非常にいい環境の整ったところだなということであんまり安心するんじゃないでしょうか。そういうことも頭に入れていただいて、人口減少社会ですから、本気でそういうことを、いらっしゃる方を本当に丁寧にお迎えするという姿勢は大切なんじゃないでしょうか。ぜひよろしくお願ひします。

例えば、私はこの間いろいろ市役所の窓口を利用させていただいたときに、申請用紙に自分の住所と名前を何度も何度も書いてきた。そういう何度も同じことを書かなくても済むようなことは、今までに追求してこられましたか。

**野崎 勉総務課長** 議長、野崎 勉。

**小嶋富弥議長** 総務課長野崎 勉君。

**野崎 勉総務課長** 議員がおっしゃられるのは、多分、その申請書の中にどういうものを申請するかずっとあらかじめ書いてあって、チェックするようなものなのかなというふうに思いますけれども、今のところ新庄市でそういった取り組みをやったことはございません。

ただ、やるにしても、その申請の住民の方の意思なり確認の仕方としてはかなり厳しくなってしまうのかなと、書くのは簡単ですけども、その申請の内容が事細かになってくると相当厳しいところ、厳しいという大変あれですけども、面談の中で相当時間をかけて何の申請なのかははっきりさせていかないと、この判がその申請の中のどの部分を押ししているのか特定できないというところがないのかも、一つ課題として捉えられるのかなと思っています。もしそういうことをやっている先進地があれば、当然

我々としても検討させていただきたいというふうに思います。

**11番(小関 淳議員)** 議長、小関 淳。

**小嶋富弥議長** 小関 淳君。

**11番(小関 淳議員)** 余り議論をしたことはないということですけども、やっぱり申請に訪れた利用者の方の手間をどんどん省いていくということは、恐らく必要だと思うんです。何度も何度も住所と名前を書かなくてはならない。本人でない場合は、委任状を何枚も、例えば日が変わったら、また委任状をその委任された方からもらってこなくてはならない。何度も何度も思うわけですよ、しなくてはならないわけですよ。

よその自治体で、かなり簡素化して総合的な申請書みたいなものをつくってやっているとありますね。ぜひ研究なさって、先ほども申し上げたように、より市民が利用しやすいような窓口にするおつもりはあるのでしょうか。そういう議論をするような、要するにプロジェクトチームみたいなものをつくる気持ちはあるのでしょうか。

**野崎 勉総務課長** 議長、野崎 勉。

**小嶋富弥議長** 総務課長野崎 勉君。

**野崎 勉総務課長** 先ほど来答弁させていただいておりますとおり、窓口をどうやって利用しやすい窓口にするのか、それについては常日ごろ考えているつもりでございますし、今後も、少しでも来庁者の方の手間を省けるような申請の方法とはどうあるべきなのか、そういったことも考えなくてはならないというふうに思っています。

ただ、その検討組織として新たにつくるのかというようなお話ですけども、今でも行革の中でもそういった議論の場がございますし、改めてプロジェクトチームというよりは、先ほど申し上げた若手職員の「Let's」でありますとか、行革の専門部会みたいな各課横断的な組織

がございます。その中での検討というように  
こともございますので、まずは、そういったと  
ころで検討を始めてみたいというふうに思いま  
す。

11番(小関 淳議員) 議長、小関 淳。

小嶋富弥議長 小関 淳君。

11番(小関 淳議員) ぜひ積極的にやってい  
ただきたいと思います。

さっきちょっと聞き忘れたんですけども、  
そういう窓口サービスについての指導はOJT  
でやっていらっしゃると思いますけれども、ほ  
かの地域を見に行くとか、あとは研修会に参加  
するとか、そういうふうなことはなさっていま  
したか。

野崎 勉総務課長 議長、野崎 勉。

小嶋富弥議長 総務課長野崎 勉君。

野崎 勉総務課長 総務課のほうで所管している  
研修の中で、先進地を訪ねて実地研修するとい  
うことは今までしてございませんが、例えば窓  
口の最前線である市民課のほうでは、他の先進  
地がどういうふうな取り組みをやっているかと  
いう点については常日ごろ勉強していただい  
ているところでございますし、そういったお話も  
伺っております。以上です。

11番(小関 淳議員) 議長、小関 淳。

小嶋富弥議長 小関 淳君。

11番(小関 淳議員) いろんな研修もあると  
思いますので、ぜひその辺も積極的に受講させ  
ていただければと思います。

あと、市役所に訪れた方が一目でわかるよう  
なサイン。成人福祉課はあちらですよ、市民課  
は、税務課はというサインはありますよね。で  
も、市民の中には、自分が成人福祉課に行っ  
たらいいのか、あるいは健康課に行ったらいい  
のかというのがよくわからない場合もあると思  
います。目的別、対象別のサインをつけるよう  
な考えはありますか。

野崎 勉総務課長 議長、野崎 勉。

小嶋富弥議長 総務課長野崎 勉君。

野崎 勉総務課長 ちょっとイメージ的にどうい  
うサインなのかよくわからないのですが、今現  
在でも、市役所正面玄関のほうには案内図、そ  
れから、入りましてすぐ、正面から入ってきま  
すと左側には総合窓口の案内、職員を置いてい  
るところというのは、県内13市の中でもそう多  
くございません。職員を置いて総合窓口案内を  
しているというところは、本当に数えるほどし  
かないはずです。ましてや5万人を下回る市  
の中では、多分新庄市だけだろうと思っています。  
そういった面では、最初の総合案内窓口とい  
うのは、自然に皆さんなれていらっしゃいます  
けれども、かなりそういった面では力を入れて  
いるというふうに思っていますし。

また、各課の看板等についても工夫させてい  
ただいて、「かむてん」などのものを使ってわ  
かりやすい見やすい看板にかえたり、各課につ  
いても、床のほうにどここの課はどこどこで  
すと。行き先がわからなければ、その総合窓口、  
そちらのほうでお尋ねになっていければ、具体  
的にわかっていくというふうな今システムにな  
っています。

これをなおわかりやすくするためにというよ  
うなことで、先ほど以来、小関議員のほうから  
御提言いただいたような内容についても、申請  
等、どういうふうなことで簡略化できるのかも  
含めて検討させていただければというふうに思  
います。

11番(小関 淳議員) 議長、小関 淳。

小嶋富弥議長 小関 淳君。

11番(小関 淳議員) サインに「かむてん」  
のイラストを入れればわかりやすいのかどうか  
はちょっとわかりませんが、本当に利用する市  
民が非常にわかりやすいような案内とかサー  
ビスに心がけていただきたいと思います。よろし  
くお願いします。

では、次の質問に入りたいと思います。再生



可能エネルギー設備の検証と今後の方向性についての質問でございます。

先月、農水省から、農山漁村における再生可能エネルギー発電をめぐる情勢という内容のものが公表されました。それによりますと、日本全体の総発電量に占める再生可能エネルギーによる電気の割合は、平成25年度で約2.2%にすぎません。平成23年3月に世界中を震撼させた福島原発事故以降、安全性の極めて高い再生可能エネルギーによる発電がにわかに注目されることになりました。また、国としても促進に本腰を入れたように見えてましたが、なかなか総発電量に占める割合を高めることにはなっていないようです。

しかし、地方には、地域特性にマッチした地熱、バイオマス、太陽光、水力などを利用した発電、いわゆる再生可能エネルギー発電を積極的に導入し、効果を上げている地域も多く出てきています。その一方で、消極的な導入にとどまり、なかなか思うような効果が見えない地域もあるようです。

市でも再生可能エネルギー発電に取り組んでおり、太陽光発電設備を市民プラザや、山屋セミナーハウスなどに設置をしています。その発電実績はどのようなものでしょうか。それらの既存設備の検証結果を具体的に示していただきたいと思います。

また、地元の民間企業や団体などが再生可能エネルギー発電事業などに参入しようと画策している中で、フロンティア的な役割も担っている市は、太陽光、風力、小水力、バイオマスなどの利用も選択肢に入っていたとは思いますが。全国でも日照時間が少なく、豪雪地としても有名や新庄市で、どのような利用で太陽光発電を選択したのか、選択に至った経緯を聞かせてください。

そして、今後、地方創生の流れの中で、新庄市にマッチした再生可能エネルギーの何を選択

して、どのように活用し、それを何に結びつけて地域を再生させていこうとしているのかを聞かせてください。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**小嶋富弥議長** 市長山尾順紀君。

**山尾順紀市長** 再生可能エネルギーの利活用は、地球温暖化防止やエネルギーの地産地消を進めるため、全国的な高まりを見せています。特に平成24年にスタートしました再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度により、加速度的に再生可能エネルギーの導入が進んでおります。

全国の自治体では、民間団体等への公有地を貸し出すなどの積極的な大規模発電設備の導入を促進する取り組みもあるようですが、再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度の電力会社による全量買い取り義務の見直しや、電力の買い取り価格の低下などがあり、制度開始当初に比べて状況が変化してきています。

本市においては、国の補助制度を活用し、平成24年度から、非常時において避難住民の受け入れをする防災拠点に太陽光発電設備を導入しております。今年度までに、市民プラザ、山屋セミナーハウス、萩野学園に整備し、来年度は明倫中学校、「わくわく新庄」への追加配備を計画しております。冬期間における積雪による発電量の大幅な減少を避けるため太陽光パネルを壁づけで設置していますが、設置角度の違いにより理想的とされる角度と比較し発電効率は落ちるものの、一定の発電量を維持できるという検証結果が出ております。

発電量の実績としては、冬期間、特に降雪時の発電量は大きく減少しますが、設備導入当初の予測値と同等以上の発電実績があることから、太陽光発電が不利と言われている当地域においても、災害時に必要電力を確保する手段として一定の活用が可能であることを確認しております。ただし、天候による発電量の変動値が大きいため、災害時に地域住民の安全・安心を確保

するためには、蓄電池の導入は不可欠と考えられます。

このような検証結果とあわせて、地域の人が集まる施設や学校に設備を導入していることから、再生可能エネルギーの市民への普及啓発を促してまいります。

新庄市にマッチした再生可能エネルギーの何を選択するのかということにつきましては、本市の特性を考えますと、有効性が判明した太陽光発電設備も含めてその他の再生可能エネルギーについてもさまざまな可能性があると思われるので、市民が生活様式に合わせて選択することができるよう、それぞれの特性について調査研究し、判断していくことが必要と考えています。

今年度から、太陽光発電、ペレット・まきストーブの導入に対する補助事業を実施していますが、御好評をいただいていることを受け、来年度は高齢者・子育て世帯向けの特別枠を設け、さらなる市民の再生可能エネルギーの導入を促したいと思います。民間団体においても、今年度に再生可能エネルギーの地産地消の推進を目指す法人が設立されたこともあり、今後の活動を期待したいと思います。

このように市民の取り組みに対する支援に加えて、最上地域全体として、バイオマスも含めさまざまな資源の活用について協議を進め、県、市町村、民間団体それぞれの役割分担も考慮し具体化を目指してまいります。

以上であります。

11番(小関 淳議員) 議長、小関 淳。

小嶋富弥議長 小関 淳君。

11番(小関 淳議員) 最上郡内でも、最上町とか金山町とか積極的に再生可能エネルギーを利用した事業が行われていくようですので、新庄市でもぜひ積極的に勉強していただければと思いますが、今までに県内外でさまざまな再生可能エネルギーの研修会とか

勉強会、そういうものがあつたかと思いますが、職員の方はどれだけ今まで参加なさってきたのでしょうか。

荒川正一総合政策課長 議長、荒川正一。

小嶋富弥議長 総合政策課長荒川正一君。

荒川正一総合政策課長 公共団体と申しますか、要は県、国になってきますけれども、そちら主催のもの、あるいは民間団体、NPO、さまざま、その中には、いわゆる今、課題を持っているものに対しての効果的なものなのかどうかというようなことを基準として積極的な参加をしております。

さらに、職員の中でも偏った職員の参加ということではなくて、広くさまざまな者が見聞きできるようにというようなことで分担したり、あるいは複数というような形で出席、これを心がけています。

11番(小関 淳議員) 議長、小関 淳。

小嶋富弥議長 小関 淳君。

11番(小関 淳議員) 参加はしているということよろしいですか。はい。

新庄市でも、先ほど市長の答弁にもあつたように、積極的に再生可能エネルギーの推進をしている団体があります。最近では会社も設立したということで、非常に積極的な動きをしています。ぜひ、いろいろ研修会とか勉強会とかあれば参加していただければと思います。

私の知っている出版社の編集部の人も、その動きに対しても非常に興味を持って、取材に来たいとこの間言っていましたので、ぜひそこに市のコメントなども求められると思いますので、積極的に進めているという内容のことを取材してもらってください。

災害に向けた市の設置している太陽光発電は、そのためのものだという事ですけども、ちなみに、あの状態で1時間当たりどれぐらいの発電量をしているのでしょうか。量を教えてください。1カ所でいいです、例えばということ

で。

**荒川正一総合政策課長** 議長、荒川正一。

**小嶋富弥議長** 総合政策課長荒川正一君。

**荒川正一総合政策課長** 例えば、一番最初に設定いたしました市民プラザの例を引きますれば、容量としては15キロワットアワーというような形の容量の中で設定いたしました。1時間ごとの記録はとっていませんで、日々記録はしていますが、それを月計算、年計算というような形でやっております。あそこは防災拠点施設の中に設定するというような条件があるものですから、非常時の必要最小限の電力が幾らなのかというようなことを昼夜計算して、それを上回る最小限のものを設定しなければいけないというようなことがありました。その中で今の容量、規格というような部分であります。これを年間に直しますと9,506キロワットが想定されるころではありました。25年度のケースを引きますと、実際としては、それに見合うところまでは達成しておりませんで、88%の電力が発せられたというふうなところでございます。これは、夏場の7月が少し弱かった。いわゆる降雨期になります。あとは、前回の雪の場合は、12月から降り始めて2月まで結構ずっと降っておったというようなこともありまして、それがちょっと達成率を弱めた要因かなと。

しかしながら、今年度の部分につきましては、1月までについて10カ月間、これを見ますと、想定容量を上回る100.2%と、ほぼ想定どおりのような形の発電量、これを見ております。

防災拠点施設ですので、非常時の場合のためというようなところ、あくまでもそういうような前提条件が付きませんが、以上のような結果として検証を見ています。

**11番（小関 淳議員）** 議長、小関 淳。

**小嶋富弥議長** 小関 淳君。

**11番（小関 淳議員）** 普通の発電設備の場合、1時間当たり何キロワット発電するのかという

ふうなものが大抵の場合は基準になっているんですけども、今おっしゃったプラザの場合だと、1時間当たり2キロワット強ぐらいしか平均で発電できていないと思うんですけども、これで果たして災害時に。この間ちょっと資料もいただいたので、これぐらいの電力の足しにはなるだろうという想定はしていますけれども、1時間当たり2キロワット前後で、本当に災害時に対応できるのでしょうか。

**荒川正一総合政策課長** 議長、荒川正一。

**小嶋富弥議長** 総合政策課長荒川正一君。

**荒川正一総合政策課長** 防災拠点施設への非常時の電源確保というようなことで先ほど申し上げましたが、昼間は発電しながらそれを使えると、夜については蓄電したものをを使う形になっていくわけでございますけれども、蓄電できる保証はないわけです。季節的に夏場であっても、天候が悪い場合は発電しないわけですから。ですから、今、議員おっしゃられたとおり、非常時の電源確保、これに至らない場合もこれはあります。ただ、平準的に見て、専門メーカーとの設計の中で決められてきている部分というような形をもって設定いたしております。それについて、昨年、適切な設置なのかどうかというようなことも会計検査も入っているわけでございまして、その辺の中身、設定の仕方、容量等も、これは認めていただいているところでもございますが、結論からもう一度申し上げれば、非常時の電源確保というようなものに不安がないというようなことにはならないわけでございます。

**11番（小関 淳議員）** 議長、小関 淳。

**小嶋富弥議長** 小関 淳君。

**11番（小関 淳議員）** わかりました。非常に複雑なんですけれども、再生可能エネルギーのほうはどんどん推進していただきたいと思いますが。災害時に、あら、使えませんでしたというふうなことにならないような施設を、これからどんどん進めるのであれば、そっちの方向に、

実際に使えるというふうな施設にしていってほしいと思います。

先ほどペレット・まきストーブの話も出ましたので、その辺の各個人に、買った人のところには補助金をという制度ですよね。それは、県にどれぐらいの上乗せをした新庄市の制度ですか。他の市町村と比べてどれぐらいの金額ですか。

**小嶋達夫環境課長** 議長、小嶋達夫。

**小嶋富弥議長** 環境課長小嶋達夫君。

**小嶋達夫環境課長** 26年度、本年度から開始しております再生可能エネルギーを設置した方に対する市からの補助ということで、当初設定したときは県と同じというふうな形で、太陽光発電、これですと3キロワット当たり3万円ですね、上限を10万円として補助しております。対象は、太陽光発電につきましては一般家庭、まきストーブ、こちらについては、一般家庭及び事業所も含めまして、本体を設置した分の3分の1の経費を持って、10万円を上限としております。

それから、27年度から予定しておりますのは、定住促進ということで、18歳までの子供、それから65歳以上の方がいるところについては、補助金の額としましては倍の設定をするように計画をしております。太陽光発電で設置された方については上限を20万円、それからまきストーブ、ペレットストーブについては上限を20万円というふうな形での補助金の額、これを増額した形で定住促進を図ろうというふうな考えがございます。（「市の独自の分ですか」の声あり）  
そうです。これは独自です。

それから、先ほどありましたけれども、市民プラザのほうの防災拠点としての太陽光発電の位置づけですけれども、それは再生可能エネルギー分について電力量を確保するという考え方ですが、私ども環境課のほうの防災ということで、そちらのほうには発電機とそれから投光器、それから、冬期間電力のないところで使えるス

トーブ等を設置するというので、市民プラザのほうにも設置はしておりますので、二重に確保しているというふうにお考えいただきたいと思います。以上です。

**11番（小関 淳議員）** 議長、小関 淳。

**小嶋富弥議長** 小関 淳君。

**11番（小関 淳議員）** わかりました。

再生可能エネルギーについて非常に前向きな考えを持っていらっしゃる市民も多数いらっしゃるというのが新庄市だと思いますので、ぜひ、その方々あるいは団体、そういうところに手厚い支援をしていただければと思います。いずれにしても、再生可能エネルギー発電で得た電力をただ売電するというだけの方向性じゃないということもわかりましたので、きょうの朝日新聞で、買い取りの価格を制限するとか削減するとか、何かとんでもないことが書いてありましたので、そういう先が非常に見えないようなことのジャンルではありますけれども、間違いのない方向性をもって、ぜひ、再生可能エネルギーを進めようとしているそういう市民の団体とか企業等を下支えしていただけるように切に願ひまして、一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。（拍手）

**小嶋富弥議長** ただいまから10分間休憩いたします。

午前10時48分 休憩

午前10時57分 開議

**小嶋富弥議長** 休憩を解いて再開いたします。

## 伊藤 操議員の質問

**小嶋富弥議長** 次に、伊藤 操君。

（2番伊藤 操議員登壇）（拍手）

2 番（伊藤 操議員） おはようございます。

本会議 2 番目に質問させていただきます。開成の会の伊藤です。どうぞよろしくお願いいたします。

3 月になり、何となくですが日差しに温かさを感じ、雪の心配から解放される季節を迎えました。しかし、暖かくなるとはいえ、いまだにインフルエンザや感冒の流行がおさまらない、そういう季節でもあります。私も若干風邪がみではありますが、皆様におかれましては体調には十分留意されますようにと願うところです。

それでは、通告に従いまして、一問一答方式にてお伺いいたします。

初めに、これからの新庄市の除雪の対策についてお伺いいたします。

ことしも新庄市では豪雪対策本部が設置され、除雪や排雪作業には非常に難儀したと認識しております。地域住人にとりましては、冬の安全を確保する除雪車は待ちわびるほどの存在であり、特に降雪量の多い日などは非常に頼りになる、大きな期待がかかっていると思っております。

市でも除雪は精いっぱい行っているのは十分理解しておりますが、やはり課題というものは残されております。それは、高齢者宅などに置かれる雪の塊の処理の件です。本市におきましても、人口の減少に伴い高齢化も加速して、高齢者のみの世帯、またはひとり暮らしの高齢世帯が増加の傾向にあります。だんだん体力が低下し、以前は問題なく玄関前に置かれた雪を自分で片づけられたのに、最近はできなくなった、そのような相談が非常にふえてきております。

朝の除雪の際は、通勤通学路の確保または緊急車両などの進入が優先されることは十分わかりますけれども、個人宅の間口対応の必要性も大きくなっていると認識しております。年々雪問題は拡大しており、特に高齢世帯には切実な問題となっております。市では、今後どのよう

に検証し、この課題に向き合っていくのかをお伺いいたします。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小嶋富弥議長 市長山尾順紀君。

（山尾順紀市長登壇）

山尾順紀市長 それでは、伊藤 操議員の御質問にお答えさせていただきます。

市道除雪による玄関前の置き雪処理についてであります。通勤通学時間帯までに安全な道路状況を確認するため、市民の皆様による協力をいただかなければなりません。しかしながら、この置き雪処理につきましては、いろいろな御意見・御要望があり、その対応についても苦慮しているところであります。今後も高まる高齢社会に対応するため、本市としまして、冬期生活支援事業とあわせて福祉担当課より、除雪時要配慮者名簿の提出を受け、除雪オペレーターに置き雪に対する配慮を指示するとともに、市民の皆様が行う除排雪作業の労力軽減のため、短期、長期にわたる小型除雪機械の貸し出しを行ってまいりました。

また、今年度より、新庄市雪に強いまちづくり事業の一環として、小型除雪機械購入補助金を追加したところでございます。

さらに、個人向けとして、屋根雪融雪装置、軒下融雪装置、通路等融雪装置なども普及しており、それら装置の整備に向けて設置費の一部を補助し、装置利用時の費用や効果に関するデータの収集と効果を目的とするモニター制度を行い、来年度に補助制度を確立していきたいと考えております。

高齢者独居世帯に限らず支援を必要としている家庭の現状を把握し、広く意見を聞きながら関係機関と調整を行い、地域と連携する取り組みを模索してまいりたいと考えております。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

2 番（伊藤 操議員） 議長、伊藤 操。

小嶋富弥議長 伊藤 操君。

2 番（伊藤 操議員） 丁寧な答弁、まことにありがとうございます。

ことしの冬も新庄市の窓口にはいろいろな相談が寄せられたと思いますけれども、主にどういふ相談が多かったのか、そして、市ではどういふふうな対応をしていたのか、具体的にお願いいたします。

松坂聡士都市整備課長 議長、松坂聡士。

小嶋富弥議長 都市整備課長松坂聡士君。

松坂聡士都市整備課長 市に寄せられた今年度の苦情といたしましては、やはり12月から降雪が本格的に始まりまして、それに伴う除雪の時間の完了の苦情、あと、もしくは、議員のおっしゃいました、いわゆる間口に置かれた雪の処理というふうなことがございました。

特に毎年なんですけれども、間口に置かれる雪に関しては、ここ数年ふえているような状況でございます。そのためにこちらでもいろいろ対策をしているところでございますけれども、6割、7割ぐらいはやっぱり間口の置かれる雪というふうなことだと思います。

ただし、それについてもいろいろ町内のほうで工夫しているところもありまして、これにつきましてはあるのでございますけれども、やはりその間口の処理が、一番苦情としての件数は多いというふうな形で認識しております。

2 番（伊藤 操議員） 議長、伊藤 操。

小嶋富弥議長 伊藤 操君。

2 番（伊藤 操議員） 今、地域でも差があるような回答をいただきました。やはり地域差があるのは十分わかってはおりますけれども、例えばですけれども、緊急車両が入れなくなった場合とか施設の送迎のバスが入れない、そういう危険な状態に置かれていたということは、私はことしの冬に1件存じ上げておりますが、例えばそういうふうな危険が伴うような報告、そういうことは、新庄市では受け入れた経歴はあるのでしょうか。そして、本当に困っていると、

そういうときに職員が出向いて行ったケースがあったかどうか、お伺いします。

松坂聡士都市整備課長 議長、松坂聡士。

小嶋富弥議長 都市整備課長松坂聡士君。

松坂聡士都市整備課長 救急車といいますか、そういうことではちょっと承知しておりませんが、いわゆる介護車が入りにくかったとか入れないというふうな形ではございました。

ただし、一般的な市道に関してにつきましてはそうではなくて、いわゆる私道というふうなものでございます。やはりそういうところにつきましては、市道除雪と同じように現在対処しておりますけれども、時間的な制約はやはりあるかと思っております。それにつきましては、連絡を受けた際でこちらからその部分の箇所については業者のほうに指示したというふうな内容でございます。

2 番（伊藤 操議員） 議長、伊藤 操。

小嶋富弥議長 伊藤 操君。

2 番（伊藤 操議員） 市でも難儀しているのは十分わかるんですけれども、それでも、だんだん支援の必要な世帯もふえてきておまして、間口に置かれた場合に、これを片づける場所がない、そういう方も多いんです。郡部のほうですと、自分の家の畑であったり、田んぼのそばだったり、塞がれる農道であったり、片づけるところは多いんですけれども、自分がせっかく片づけて、それで置かれていったと。しかし、住宅街ですので、それを置く場所がない、そういうところの確保というのは、市ではどのようにお考えでしょうか。

松坂聡士都市整備課長 議長、松坂聡士。

小嶋富弥議長 都市整備課長松坂聡士君。

松坂聡士都市整備課長 よく苦情として承るのは、やはり自分のところで除雪した後に除雪車がおくられてきて、そここのところに置いていくというふうなこともございます。ただ、先ほど市長の答弁でもございましたとおり、間口の除雪につ

きましては、町内で例えば小型除雪機をこちらから無償で貸し付けしておりますので、それでやっている町内もございます。また、小型の除雪機の購入するための補助制度というものも創設しましたので、それに基づいてやっている地区も出てきたというふうな形でございます。

いずれにしても、やはり間口に置かれる雪というのは大変だということで、やはり状況を把握した形で、これは町内のうちでもひどいというふうなことにつきましては、やはりこちらのほうからそれを処理するというふうなことをしております。

また、冬期間除雪に入る前に、福祉担当のほうから、要支援者ですけれども、その方の名簿をいただきまして、間口のほうの除雪に際しては置かないようにというふうなことでオペレーターのほうに指示しているというふうな状況もございます。

ただし、その情報につきましても、やはり昨今、いわゆる苦情といたしまして、周りから、その方だけ優遇されているというふうな話もございます。間口の除雪につきましては、これは行政だけではなくて地域全体として、やはり情報を共有しながら話し合いを重ねていって地域と連携する取り組みというふうなことが非常に大事かというふうに思っております。

**2 番（伊藤 操議員）** 議長、伊藤 操。

**小嶋富弥議長** 伊藤 操君。

**2 番（伊藤 操議員）** この雪問題はなかなか解決というのは難しいけれども、市では最大限やっているというということがわかりましたので、これからも、要援護宅、要支援宅には、えこひいきをしていると言われても、それでもやってほしいというのが、私からの個人的な願いでございます。

それでは、続きまして、2つ目の質問に入らせていただきます。同じく雪問題についてお願いします。今回の2回目では、除雪のボランテ

ィアについてお伺いいたします。

個人や、また企業、学校、地域住人の団体などが、冬の安全確保のための除雪や排雪、また屋根からの雪おろしなどの活動を積極的に行っているようですが、それでも、残念ながら支援の届かない、そういう世帯があります。行政と地域の区長、民生委員、そして支援を必要とする要援護宅との連携が最重要と捉えております。しかし、先ほども申し上げましたように、地域間での格差、これが生じているのが実情であります。そのボランティアの組織の編成、情報の収集、広報、そして伝達、これがどのようになされているのか。そして、来年度もこの今年度の検証が非常に参考となると思っておりますので、それもあわせてお伺いいたします。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**小嶋富弥議長** 市長山尾順紀君。

**山尾順紀市長** 要援護世帯に対する除雪支援についての御質問であります。現在、市では、高齢者世帯冬期生活支援事業で対応しております。

行政と地域要援護世帯との連携については、毎年4月に、在宅高齢者基礎調査等を地域の民生委員の方々にお願ひし、要援護者の確認を行っていただいております。その中で、冬期間に除雪の心配のあるの方々についても確認いただいております。区長の方々にも同事業の周知をお願ひし、地区内の要援護世帯に目を配っていただいております。同事業への代理申請もいただいております。

各民生委員、区長の方々の御協力により制度の周知が図られ、年々申請件数も増加しております。今年度は前年度よりも約40件増加し、144件の申請をいただきました。作業は、新庄・最上地域シルバー人材センターと新庄市建設クラブへの委託業務で対応しております。今後も行政と地域で連携し、要援護世帯への冬期生活支援を強化していきたいと考えています。

除雪ボランティアに関する質問でございます

が、ボランティアの事務局は社会福祉協議会で  
行っており、市の高齢者冬期生活支援事業の対  
象にならない事業、例えば屋根からおろした雪  
の処理などを、除雪ボランティア活動において  
対応させていただいております。社会福祉協議  
会事務局と市担当課は、その都度対象者につい  
て協議し、お互いに情報を共有しております。

今年度の除雪ボランティア活動については、  
延べ20日間、企業、学校、個人含め延べ人数  
244名の方々から参加していただいております。

広報活動については、社会福祉協議会のホーム  
ページや会報を通じ除雪ボランティアの募集  
をし、利用者については、民生委員、ケアマネ  
ジャー、訪問看護師等の情報とともに本人の聞き  
取りなどにより、支援の必要な高齢者、障害  
者などを把握しております。

今後の除雪ボランティアにつきましては、御  
協力いただける企業、団体、個人の方々のさら  
なる御協力を得ながら実施する予定であります  
が、平成27年度開始するボランティアポイント  
制度を活用しながら、社会福祉協議会と情報を  
共有し、効果的な除雪支援体制につなげていく  
ことを検討しております。

さらに、区長、民生委員の方々に対し事業の  
周知を図り、地域の見守り、除雪支援の必要な  
高齢者を報告する体制を整え、冬期間の生活不  
安の解消に向け努めてまいりたいと考えており  
ます。

以上であります。

**2 番（伊藤 操議員）** 議長、伊藤 操。

小嶋富弥議長 伊藤 操君。

**2 番（伊藤 操議員）** 新庄市におきましても、  
ボランティアに関して積極的にやっているのは  
十分理解できました。それでも、この広い新庄  
市内におきまして、市内と郡部のほうの違いと  
申しますか、先ほど何度も申し上げましたよう  
に、支援の届かない方がどうしてもいらっしゃ  
います。そして、ことしのケースなんですけれ

ども、降雪量が少ない、そういう日であっても、  
12月や1月の大雪が影響して屋根からの落雪で  
軒先がまるきり塞がれてしまった。そして、居  
間や台所とか生活している中で全てが真っ暗に  
なって、潰される心配をしながら生活している。  
それで鬱病になりそうだとか、そういう方がす  
ごく多くおられました。そういう方のボランテ  
ィアの派遣はどうなっているのかという相談を、  
私は受けました。そこで、実際行ってみたら、  
やはり物すごい状態で、にわかに対応したんで  
すけれども、こういう場合はどこに相談したら  
いいのか、それすらもわからない方がいらっし  
ゃったんです。

それで、情報の収集というのが、区長や民生  
委員の方が一生懸命やっけていても、果たしてそ  
の方が本当に理解できているのか、認知症が少  
し入っているようなそういう世帯の方だと、本  
当に支援が、一度周知しましたよとか、こうい  
うふうなのがありますと教えました、そうい  
うふうにしても、なかなかその本人に理解がで  
きていない、そういう場合があるんです。その  
ためにも、雪を処理するボランティアだけでは  
なくて、そういう徹底した広報をするようなそ  
ういう連絡体制も非常に必要だと思っております  
が、市ではこれはどのようになっているんでし  
ょうか。

**小野茂雄成人福祉課長兼福祉事務所長** 議長、小  
野茂雄。

**小嶋富弥議長** 成人福祉課長兼福祉事務所長小野  
茂雄君。

**小野茂雄成人福祉課長兼福祉事務所長** 除雪ボラ  
ンティアの件でございますけれども、除雪ボラ  
ンティアは大体多くが企業でありますとか学校、  
そういったところの団体の方々結構ござい  
ます。それで、その方々の都合、何日から何日  
までの間しかできないとか、日曜日しかできな  
いとかというふうな事情もございます。そうし  
たタイミングと、それから要援護者の方々の事



情もありますので、そういったところを組み合わせさせてやっているというふうなところであります。

実際のところ5年続けての豪雪ですので、実際に必要な方にボランティアを的確に配置できるかという点、なかなかやっばりできていないのが実情かと思っておりますので、そういったボランティアをする方の確保ということで、今回ボランティアポイント制度を導入して広めていきたいというふうに考えてございますけれども、そういったボランティア自身の都合もございまして、なるべく多くの方を募りまして、多くの要援護者に配置できるような形で今後考えていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

**2 番（伊藤 操議員）** 議長、伊藤 操。

**小嶋富弥議長** 伊藤 操君。

**2 番（伊藤 操議員）** わかりました。期待していますので、来年度からはぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、3番目の質問に入らせていただきます。市民の防災意識の向上についてお伺ひいたします。

本市では、毎年雪に悩まされているとはいえ、全国的に見ても大きな災害の少ない住みやすい地域として県内でも上位にランキングされており、大変喜ばしいことです。

しかし、昨年は長野県の御嶽山の大規模噴火災害が発生し、山形県においては蔵王山の火山性微動が確認されております。いつ何が起きてもおかしくない状況にあります。市民の防災意識の向上が必要不可欠と認識しております。

市内各地域での自主防災組織は増加の傾向にあるようですが、特にAEDやトリアージの知識習得は必要であると考えます。AEDの場合、本体は見たことはありますけれども、実際に使えない、そういう方が意外に多く、ふたをあければ音声誘導する、そういうことも周知され

ていない。そして、トリアージに関しましては、一般の人の役割がない、そういうふうに思っている方が多いというのが現状です。

本市におきましても、研修会や実施訓練などの機会を確保して、防災意識向上のためにもう少し積極的になってはいかかと思っておりますが、どうでしょうか。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**小嶋富弥議長** 市長山尾順紀君。

**山尾順紀市長** 次に、防災意識の向上についての御質問であります。自主防災組織の設立については、組織化の意向を受けて、出前講座、フィールドワークを行って体制づくりを促進してきましたが、来年度は、区長を対象としたリーダー研修会を予定しておりますので、その中で設立への支援を行ってまいります。また、これまで実施してまいりました出前講座による説明会も継続して行ってまいります。

また、特にAED及びトリアージについての研修会、実地訓練ですが、まず、AEDについては、これまでも各町内会で開催しております出前講座におきまして、消防本部と協力して機器の操作や患者への対応についての研修会を行っております。このような研修会は市民の緊急時におけるスキルアップにつながることから、今後も各種会合などの機会を捉えて実施したいと考えております。

また、トリアージについては、内容が識別救急であり、医師による行為となりますので、市の地域防災計画に基づき医療救護所の設置などの支援を行うこととしておりますが、この普及についても、出前講座などの機会を活用して御理解を得るよう進めてまいりたいと考えております。

なお、来年度、市消防団に新庄市女性消防団が組織化されます。活動としては、火災予防や広報啓発活動が中心となりますが、さらに、救命救急の知識の普及のために、AEDを含む応

急処置などの講習会も予定しておりますので、それらの今後の研修会などに対応していきたいと考えております。

以上であります。

**2 番（伊藤 操議員）** 議長、伊藤 操。

**小嶋富弥議長** 伊藤 操君。

**2 番（伊藤 操議員）** 丁寧な答弁ありがとうございます。

いろいろ答弁の中で女性消防団ができる、そういうことで、この女性の活躍ができるというのはすごく喜ばしいことであります。それでですけれども、ことしの暮れですか、プラザでAEDの講習ではなくて使い方説明会というのが開催されました。そこに参加したんですけれども、参加者の年代は20代から70代までの方でした。それで、やはり参加した方は、ふたもあけたこともない、見たこともない、そういうふうな方で、よくよくお話を聞いたところ、例えば子供が部活動に参加していて、そのときに緊急に何かあったときに自分も役に立ちたい、そういうふうな意味合いと、それと高齢者の方に対しては、やはりみずからがぐあいが悪くなったときに、助けてもらう立場ではなくて支える立場でいたい、そういうふうな話がありました。

私も3年ぶりにAEDの使い方を研修したんですけれども、新庄では出前講座で積極的に啓発していると申しながらも、これは毎年開催しないと、なかなか即戦力にはならないような内容でありまして、今後、女性消防団ができるということで、このAEDの普及とか救急の指導的役割をすと言っていますけれども、例えばですけれども、この女性消防団が中心となって学齢期を持つ親御さんへのサークル活動であったり、町内会であったり、そこに出前講座以上の、恐らく年に1回か2年に1回ぐらい必要と思われるのですが、その場所に積極的に繰り返し繰り返し研修に当たるという、そういうふうな想定だと理解してよろしいのでしょうか。

**小嶋達夫環境課長** 議長、小嶋達夫。

**小嶋富弥議長** 環境課長小嶋達夫君。

**小嶋達夫環境課長** 27年度において組織化します女性消防団の活動の内容ということで、AEDを加えた講習会の設定ということだと思います。

現在、女性消防団員の活動内容についていろいろ検討しております、何せ27年度当初から講習会についてすぐに対応できるということではありませんので、救急については、消防本部、それから消防学校で講習を受けた後に、皆様方に研修の機会ということで協力させていただきたいというふうに考えております。

ただいま議員おっしゃられたように、要望があれば、30名の隊員がおりますので、できる限り対応していきたいと。ちなみに26年度において、新庄市内において消防本部と一体となって出前講座をどれぐらいしたのかということになりますと、43回実施しております。その中で受講者の数は1,111名です。それを何年か継続して回転していけば、市民全体の救急に対するスキルアップというのは必ず上がってきますので、そういう形で女性消防団の協力をいただきながら市民全体の防災意識を上げたいというふうに考えております。以上です。

**2 番（伊藤 操議員）** 議長、伊藤 操。

**小嶋富弥議長** 伊藤 操君。

**2 番（伊藤 操議員）** それでは、その女性消防団の編成ですけれども、やはり何度も申し上げますように、AEDの研修が開催できるほどの方がなっていたらありがたいですけれども、その団員の対象と申しますか、何か基準や、例えば資格保持者であったり年齢制限だったり、いろいろな職種から出ると思うんですけれども、どういう方を想定しているのですか、30名と伺っています。

**小嶋達夫環境課長** 議長、小嶋達夫。

**小嶋富弥議長** 環境課長小嶋達夫君。

**小嶋達夫環境課長** 新庄市消防団女性消防団員の

入団の資格というふうなところかと思えます。新庄市消防団については、健康な18歳以上の方であればということで、年齢制限、それから職種等については制限はございません。ただいま申し上げましたような研修会、講習会に実際に参加するあるいは実施するというふうになりますと、前段で消防本部と一体になって講習会の研修をすると、それから知識を得るというふうなことがまず重要になりますので、そこからスタートというふうに考えていただきたいと思います。

また、隊の編成につきましては、2班編成で隊長1人というふうな編成になります。それで、要望に応じて、例えば救急であれば、日程調整をした上で講習会に参加するあるいは指導するというふうに考えていただきたいと思います。

できれば、AEDの研修会があれば即座に対応できるような技術、知識もあわせて対応していきたいというふうには考えております。以上です。

**2 番（伊藤 操議員）** 議長、伊藤 操。

**小嶋富弥議長** 伊藤 操君。

**2 番（伊藤 操議員）** それでは、期待が大きいですけれども、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、最後に、4番目の質問に入ります。要支援該当者への運動指導の支援について質問します。

本市におきましても、要介護認定者、そして施設入居待機者などの増加によりまして、介護度重度化防止のための対策に非常に頭を抱えている、そういうことは十分承知していることを前置きして、あえて伺います。

要支援の認定を受けた方やその介護に携わる方々から、運動面での予防対策、そして支援が必要という声が頻繁に聞こえるようになっていきました。しかし、本市の運動支援の取り組みは消極的に映り、市民ニーズに答えておらないよう

に感じます。

運動は、生活不活発病や認知症の予防にも効果的であり、日常生活の時間に少しでも取り入れられているのが理想的ですが、どのような運動が自分に効果的なのか方法を知らない、何をやったらいいのかわからない、こういう方が意外に多いようです。10年後の2025年問題の対策として、この運動支援は早急に取り組むべきだと思います。そのためには、それを支援する人材の確保も必要と考えております。市のお考えを改めてお伺いいたします。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**小嶋富弥議長** 市長山尾順紀君。

**山尾順紀市長** 要支援該当者への運動支援についてであります。議員おっしゃるとおり、高齢者が生涯にわたって健康で生き生きと活躍し、いつまでも安心して生活するということは、本人だけでなく周りの大きな願いであります。介護の重度防止化のための運動の普及啓発ということも大変重要なことだというふうに理解します。

市民みずからが介護予防の必要性を理解し、そして自主的に介護予防への取り組みを進めていただくことが大変重要であると考えておりますが、現実的には、要支援の認定を受けた方あるいは介護に携わる方も、そういう局面に達してから運動が必要だなというようなことがよく感じられると。運動をし続けてきている人たちは結構そのまま延長的に運動する習慣が残っているというようなことで、対応的にするのか、それを継続的に若いときからするのかと、非常に大きな課題も残っているのかなというふうに思っております。

本市では、一般の高齢者を対象にした予防事業によって、27年度、運動習慣の定着を目的に、新たに、市民になじみ深いラジオ体操と輪投げで+10（プラステン）を取り入れて、高齢者を支援した健康づくりのための身体活動維持に広

がって、今より10分毎日体を動かす取り組みを広め、高齢期の健康を促しています。

なぜラジオ体操なのかというようなことを現場とさまざまな意見交換をさせました。しゃんしゃん体操とか山形県の体操とかさまざまありますが、指導者がいないとできないというようなことがよく言われると。ラジオ体操は子供のころから学校でやっていると。第1体操だけでもいいのではないかとというようなことを、いろんな場面で仕掛けていくことが大事だろうと。このラジオ体操をかければもう体が反応するというようなことを、積極的に数々の場面でしていきたいと。

また、輪投げについてであります、これにつきましては、新庄市の特性を考えて、冬期間でもできる頭の運動あるいは精神的な運動にもなるというようなことで、担当からその報告を受けているところでもあります。輪投げ大会をすると大勢の方々が大会に参加しておりますが、この中での仲間づくりなどを拝見させていただいております。それで、昨年から、輪投げへの補助制度を出しながら輪投げの普及を図ってきたいと。これは効果としては、数字の計算であるとか、飛ばす距離の感覚であるとか、目と体が一致するというようなことで、ぼけ防止といいますか認知症対策にも非常に前段としていいという情報も入っております、それでは、新庄市としては、これからラジオ体操と輪投げを組み合わせ、それで+10（プラステン）、10歳若くいようというような目標を掲げたところでもあります。

また、要介護状態や要支援状態になるおそれのある高齢者を対象にした予防事業では、現在、専門職による運動プログラム、通所型介護予防教室を全12回1教室とし年2回実施しておりますが、年々参加者は増加している状況です。そのため、27年度より充実強化を図るため、通年度の開催を実施してまいりたいと考えておりま

す。

また、一般向けの予防事業と要介護状態や要支援状態になるおそれのある高齢者を対象にした予防事業を区別せずに、地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取り組みを推進する観点から見直しを行い、特に住民運営の集いの場を充実させ、運動習慣を全ての年代の方へと広げていくことが2025年問題への対策と考えています。

運動はいかに継続するかが鍵というふうなことで、高齢者と接する機会の多い関係機関を含め、地域で主体的に指導者育成や継続実施できる体制づくりに取り組んでまいりたいというふうに考えております。

**2 番（伊藤 操議員）** 議長、伊藤 操。

**小嶋富弥議長** 伊藤 操君。

**2 番（伊藤 操議員）** ありがとうございます。

運動は継続が必要というのはまさにそのとおりでありまして、若年層からずっと高齢期にわたるまで行うのが理想的なんですけれども、なかなか最近若い方のほうが運動が苦手ということもあります。そして、輪投げに関しても、高齢者の方のほうがパーフェクトに出しやすいとか、若い人のほうが苦手だということも実際問題あるようで、高齢の方が積極的に輪投げやラジオ体操に向き合っているのは重々承知しております。その中でも、やはりラジオ体操は、小さいときからやっているとは言いながらも、高齢になると間違った運動に偏りやすい、そういうことが多々あります。

そして、輪投げにしても、片方だけ、きき腕だけを使うということがありまして、それが逆に、自分の体のバランスを悪くしてしまうということが実際あります。その中で、今、訪問医療や訪問看護、そして訪問介護、訪問リハビリ、訪問歯科指導、こういう訪問系のものが医療として展開されておりますけれども、この運動と

いうものも、例えば先ほど市長答弁にありました住民運営のサロン事業などで積極的に訪問運動指導、これが他の自治体で行ってありまして大きな効果を上げております。新庄市におきましても、自治体規模からすれば、最低5人ぐらいを育成すれば地域を巡回する指導員の確保ができると思うんですけども、こういう専門職の確保はどのようにお考えなんでしょうか。

**小野茂雄成人福祉課長兼福祉事務所長** 議長、小野茂雄。

**小嶋富弥議長** 成人福祉課長兼福祉事務所長小野茂雄君。

**小野茂雄成人福祉課長兼福祉事務所長** 高齢者サロン、これにつきましては今後も拡充していきまして、ひとり暮らしの方々になるべく地域の方と交流しながら、ひいては認知症を防止したり身体機能を維持していくというふうなことにつながっていききたいというふうなことで、これについては広げていききたいと考えてございます。

今回、地域包括支援センターの中に生活支援コーディネーターという職種の方を配置する予定でございます。これにつきましては、ボランティアポイントもございまして、ボランティア先の確保でありますとか、地域サロンにつきましても拡充の働きかけをするというふうなことでやる予定でございます。地域サロンにおいてそうした運動プログラムを実施していくというふうなのは考えてございます。老人クラブでありますとかサロンにおきまして、特に包括支援センターの職員が講師となつてやるというふうなこともございまして、市の健康課の保健師の出前講座でもってやるというふうなことも考えられます。現在のところ、人員の増というふうなところでは考えてございせんけれども、そういったことを掘り起こしながら、必要な方々がいっぱいいるとすれば、例えば社会福祉法人の特養の方々の運動の指導ができる方をお願いしたりしてやっていきたいなというふう

には思っております。現在のところ、人員増というふうなところは考えてございせん。

**2 番（伊藤 操議員）** 議長、伊藤 操。

**小嶋富弥議長** 伊藤 操君。

**2 番（伊藤 操議員）** 生活支援コーディネーターや包括の職員が講師になると言いますが、実際問題として、運動習慣のない人が指導するというのは大きな問題があると思います。そして、他の自治体の会を見たときがあるんですけども、その指導者が90代の高齢の方におもりをつけて筋トレをやっているとか、そういうふうな完璧に間違った指導を長年続けているという実例が実際ありました。これは本県ではないんですけども、やはりこれもいろいろな問題があるというか、指導する方の知識不足と申しますか。そこで、健康運動実践指導者という国家資格があるんですけども、こういう方々の連携とかは考えていないのでしょうか。

**小野茂雄成人福祉課長兼福祉事務所長** 議長、小野茂雄。

**小嶋富弥議長** 成人福祉課長兼福祉事務所長小野茂雄君。

**小野茂雄成人福祉課長兼福祉事務所長** 包括支援センターあるいは社協のほうでそういった講座を開いてやっているところを見たことがございまして、身体状況に応じて椅子であったりですね、その運動要領について説明しながらやっているというふうなところを見ましたので、そういった国家資格を持っている方が応じるといふところはベストかとも思いますけれども、現在の資源の中でやっていきたいなというふうなことでございまして。

**2 番（伊藤 操議員）** 議長、伊藤 操。

**小嶋富弥議長** 伊藤 操君。

**2 番（伊藤 操議員）** 冒頭でも申し上げましたけれども、2025年問題は今現在、65歳の団塊の世代が後期高齢に入り、非常に高齢者の数がふえる、そういう時期です。10年先のことで

けれども、今からしっかり取り組まないと、この健康問題というのは結果が出ないことです。きのうきょう始めたとしても病気の治療と違いますので、この運動面に関しては、今精いっぱいやっていて人材も不足しているというのは十分わかってはいますけれども、指導者の人材の育成を最優先と考えて、10年後に備えるような施策を行ってほしいと思います。

以上で質問を終わります。どうもありがとうございました。(拍手)

**小嶋富弥議長** ただいまから1時まで休憩いたします。

午前11時40分 休憩

午後1時00分 開議

**小嶋富弥議長** 休憩を解いて再開いたします。

### 佐藤卓也議員の質問

**小嶋富弥議長** 佐藤卓也議員の第1番目の通告に対しての市長の回答の際に、報道機関の場内での撮影を許可いたしますので、御了承願います。

なお、午後より、代表監査委員高山孝治君より欠席届が出されております。

次に、佐藤卓也君。

(8番佐藤卓也議員登壇)(拍手)

**8番(佐藤卓也議員)** それでは、午後一番、3番目に質問をさせていただきます。市民・公明クラブ佐藤卓也でございます。よろしくお願いいたします。市民の皆様の視点に立ち質問させていただきます。

豪雪だった新庄市の雪も消え始め、春の足音が少しずつではありますが聞こえてくる季節になりました。私も、4年前から、行政と市民との協働、子育て環境の充実、交流拡大、エコロ

ジーガーデンの活用を中心に質問させていただきました。今後も市民の皆様の福祉向上のため一生懸命働いてまいりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、第1問の質問に移らせていただきます。

山尾市長が就任してから、2期目が間もなく過ぎようとしております。これまでの市政運営に対して、市長自身が考える雪対策や雇用・定住対策、そして交流拡大に向けての対策などをさまざま行ってまいりましたが、これらの対策についての成果をどのように考えておられ、今後において各課題をどのように解決していけるのかをお伺いいたします。

また、9月に任期終了に伴う市長選挙についての立候補の意思を確認したいと思います。

12月定例会では、任期を全うすることが第一との答弁でしたが、どのような考えなのかをお伺いし、もし立候補するならば、ぜひとも市政に対しての熱い思いを、そしてその決意をここで聞かせていただきたいと思っております。

しかしながら、私の一般質問の議会答弁より出馬のマスコミ報道が先になられては、若干悔しいと思うのですが、しかも、それは通告制を無視する議会軽視に当たるのではないかと私は考えておりますけれども、それも含めまして、御答弁よろしくお願いいたします。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**小嶋富弥議長** 静粛にお願いします。市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** それでは、佐藤議員の御質問にお答えさせていただきます。

2期8年が間もなく過ぎようとしているけれども、成果とこれからの課題というようなことでありますが、就任当初、最重要課題につきましては、やっぱり財政再建というようなことで、夕張に次いで2番目というようなことで、市

民の表情が大変曇ったと、不安感が先にいったということを目の当たりにし、何とかこの状況を脱するということがまず最大の課題であるというふうに思いました。

その中で、市民の皆さんの御協力、議員の皆さんの御理解により、財政再建につきましては、山積されていた課題を一つ一つ解決し、何とか危機的状況を脱したのかというふうに思っております。

さらには、2期目におきましては、それら課題を整理した中で取り組みを加速させていくことができたというふうに思っております。

最大の懸念であります雪対策については、地域への簡易除雪機の貸し出し、あるいは生活道路の除雪、流雪溝の整備、道路の機械除排雪の強化など、冬期間の経済活動や市民生活が停滞することないよう取り組んできたつもりであります。その取り組みは、企業や市民の皆さんより高く評価いただいているところもありますが、今ここに来てやはり一番多く皆さんから質問いただいているとおおり、高齢者の雪に対する不安感は非常に多くなっているというふうに実感しております。この高齢者対策をしてこそ、やはり本来の除排雪対策というのが本当に市民にとって必要な分になるんだらうというふうに考えております。

また、この地域の要衝と言われる道路、交通網があるわけですが、高規格道路の整備促進では、地域一丸となって要望活動や促進大会を通して繰り返しその必要性を訴えてきた努力が実り、新庄北道路の開通、泉田道路の事業化、新庄古口道路の整備が進んでおります。また、今回、昭和から金山間が新規事業採択時評価に着手と発表されました。東北の十字路である新庄の高速道路網の整備促進による利便性、除雪体制の信頼、さらには雇用促進奨励金制度などにより、平成24年から企業6社が新庄中核工業団地に立地していただきました。さらには、集成

材製造企業の立地も決定しております。こうしたことは、やはり交通網の要衝であるということと、年々、新庄というようなネーミングがグローバル化しますから広く認知されてきているということのあらわれだというふうに思っております。

また、人口減少・少子化問題がクローズアップされ、国は東京一極集中を是正し、地方創生に全力で取り組むとしておりますが、本市においてもスピード感を持って取り組まなければならないと思っております。

また、これまで新庄まつり誘客100万人を目指して、首都圏や近県へのテレビCMなどによるアピールの強化、また、国重要無形民俗文化財指定の取り組み、日本の伝統のまつりポスターコンクールの開催と、広く全国に新庄まつりを知ってもらおうという手だてを打ってきたつもりであります。さらには、26日に行われる燦踊祭におきましては、各地の重要文化財、各地のお祭りを新庄に招聘することで、地域の皆さんに喜んでいただくとともに、さらには新庄の祭りを持ち帰っていただくという効果もあると期待しているところであります。

今後、ことしは260年の記念事業ということでもあります。国の重要文化財指定を初め、今後は、ユネスコ無形文化遺産登録も期待されているということで、この新庄まつりは市民の誇りであり、まさに地方創生への足がかりとしてさらに取り組みを強化していくことが必要だと考えております。

また、2月13日の全員協議会では、定住自立圏構想に基づく中心市宣言をさせていただきました。この最上地域が一体となって共存共栄の関係を築き連携するために、定住自立圏形成に取り組んでいくこととしました。

秋田県湯沢市や宮城県大崎市との相互交流も年々活発になってきております。これらの相互交流におきましてはインバウンド事業における

皆様方の御意見の中で、交流範囲を広く受けることが大事だと、来る方々には県境はないというお話を聞いているところでもあります。お互いに相互交流をしながら誘客を図っていくと、そういうふうな交流拡大のために行っているところでもあります。

さらには、新庄出身、また新庄に関心のある方々のふるさと応援隊を結成させていただきました。1月の交流会においては、110名の皆さんが参加していただき新春の集いを行い、新庄のつきたて餅を振る舞ったところ、大変多く喜んでいただきました。そういうふうな1,000名を超えるふるさと応援隊をさらに充実してまいりたいというふうに思います。この地域連携、交流拡大による人と人とのつながりはこの地域の財産となり、地域の活性化につながるものと信じております。

子育て支援としては、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、今年度よりゼロ歳から中学校3年まで医療費を無料とすることができました。

また、来年度より水道料金の引き下げを考えております。

かねてより、「もみの木教育プラン21」に基づき、小中学校が連携して小中一貫教育を推進してまいりましたが、このたびいよいよ施設一体型小中一貫教育校の萩野学園が開校します。9年間を通した義務教育の効果的なカリキュラムを実現してまいりたいと思います。

この間取り組んできた学校教育の中では、図書館支援員制度、地域コーディネーター制度を充実してまいりました。各小学校に今1名ずつ配置しておりますが、まさしく教員以外の地域の方々が学校に入ること、子供たちに外から励ます人がいるということは、子供たちにとっても大変有意義であるというふうに私は考えております。

具体的に図書館支援員の皆様方からの報告書

を聞きますと、読み聞かせのとき、あるいはさまざまな図書に対する読書量が2倍以上にふえていると、読書好きの子供がふえているというようなことがある。その中から読み聞かせ、またボランティアが入って、学校の中に地域の皆さんが入って、始業前に読み聞かせ時間を設けていると、このことから授業がスムーズに入っていけるという御報告もいただいているところでもあります。

こうした地道な活動により、新庄は子供に対する非常にきめ細かな施策を打っているということを実感できるようにしていきたいというふうに思っております。

もう一方、高齢化が進む中で安心して暮らしていくために医療の充実が大きな課題でありましたが、県立病院の改築と機能強化に向けた検討委員会が設置されることになり、大きな前進と捉えています。

このほかにも、市民の皆様と一体となった活発な取り組みが広がりを見せ、市民主導の元気なまちづくりが着実に進んでいると思っております。

このような成果は、市議会議員の皆さんを初めとした関係各位の絶大な御理解と御尽力、また市民の熱い思いにより実現できたものと考えております。施政方針でも申し上げましたが、総力を結集し、市民と行政の連携により活力ある元気なまち・新庄を築き上げ、市民が喜びと誇りを持ち、住み続けたいと思えるまちづくりを目指し、誠心誠意市政運営に取り組んできたところでもあります。

さて、任期満了に伴うその後の意思についての御質問であります。3月3日に山形新聞朝刊に3選出馬の見出しが出て困惑しているところですが、あくまで市民の代表の前でお話しさせていただくと申し上げたところでもあります。きょう、その機会を与えていただいた佐藤議員に感謝申し上げたいというふうに思います。



3選についてですが、ふるさと創生元年と位置づけられる年に、これまで以上に力強く元気なまち・新庄を、2期8年で培った人脈・情報に行動力を駆使して挑戦し、引き続き実現していく所存であるので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

**8 番（佐藤卓也議員）** 議長、佐藤卓也。

**小嶋富弥議長** 佐藤卓也君。

**8 番（佐藤卓也議員）** わかりました。

出馬の意欲があるという意味確認をさせていただきました。

その中で、正直再質問するほどでもないですけども、一応確認のためなんですけれども、そのためにも新庄市が進むべき道をしっかり示していただきたいんですけども、3選目の意欲、意思確認とともに、その3選目に向けてはどこら辺を中心に市長としてはやっていきたいのか、そこら辺をもう一度確認したいと思いますが、どうでしょうか。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**小嶋富弥議長** 市長山尾順紀君。

**山尾順紀市長** 1つは、新庄市第4次振興計画の完全に推移していくと、それを推進していくことが私の行政のトップとしての大きな役割だというふうに思っております。この5つのプロジェクトの実施のために全力を挙げて進めていきたいということが1つであります。

もう1点は、新庄まつり誘客100万人構想というようなことがございますが、決してこれが全てではないということでもあります。これは一つの手法でありまして、それ以外にも新庄まつり、新庄とはどこなんだということをまず知ってもらうということが非常に大事だということで、多くの方が訪れていただきたいと、市内のさまざまなところを知っていただきたい、また、さまざまな御意見をいただきたいと、新庄まつり誘客100万人。それで、この効果といいます

のは、ふるさと教育にもつながります。そしてまた、元気なまちだという表現力にもつながります。ましてや、今は地域の中でのコミュニティーがなくなる中で、はやし若連あるいは山車若連、そうした皆様方の力によるコミュニティーということもあります。そうしたところのつくる方あるいは参加する方々が、100万人の誘客により多くの人々に認められるということは、どんなにか自信につながる、誇りになることにつながるということがあると思います。

さらには、新庄まつりにおける3日間、小学校、中学校、高校が休みになるということは全国でも珍しいことです。このことは、新庄まつりがいかにこの地域全体に浸透し地域の祭りであるかということを表現しているかなと思います。一層これに力を入れていきたいというのは、そういう点であります。

また、3つ目につきましては、ふるさと創生元年。特に、その一つの手法であります定住自立圏構想、ふるさと創生よりも前に定住自立圏構想を立ち上げるという意思のもとに進めてきました。県と相談しながら、県を主導をお願いし、新庄市が前に出過ぎますと郡部の方々の警戒心が非常に強いということで県と協議し、県の主導のもとに行ってまいりました。おかげさまで2月13日に中心市宣言をすることができましたのは、議会の皆様のおかげだというふうに。今後置かれるこの定住自立圏、地域における共存共栄という関係が私は大事だというふうに思っております。郡部における山奥の方、限界集落という言葉があります。新庄市内に限界集落という言葉が当てはまりません。しかし、同じ最上郡内の中で既に限界集落という言葉を使わなければならない方が多いです。しかし、新庄・最上というのは一体化をもって進めていかなければならない地域、その中における中心市が新庄だというふうに思っています。新庄のこのみだけを考えていけるということではな

い、大きな郡内における中心市の責任というものを感じているところであります。当然、その中には高齢者の安心・安全のもとである福祉・医療ということもとても大事なものだというふうに思っています。そういう意味で、最上の中心市としての果たす役割ということもきっちり務めていくということが、今後私に与えられた課題かなというふうに思っておりますので、何とぞ御理解いただきたいと、よろしくお願いたします。

**8 番（佐藤卓也議員）** 議長、佐藤卓也。

**小嶋富弥議長** 佐藤卓也君。

**8 番（佐藤卓也議員）** 最後にもう一つだけお聞かせください。

それをやるに当たってなんですけれども、これからそれを実現するに当たって市長がみずから、要は県が先にやるのではなく、市がみずから発信していくのか、それとも県を追随していくのか、そこら辺をはっきりしていただきたいんですけれども。

というのは、県の後追いをするだけでは、新庄の発信はできません。ならば、新庄がみずから先頭に立って県を引っ張っていくような、そのような推進力を持って進んでいただきたいと私は思いますけれども、そこら辺の意気込みはどうでしょうか。熱い思いをぜひともよろしくお願いたします。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**小嶋富弥議長** 市長山尾順紀君。

**山尾順紀市長** 県は県としての役割がございます。

当然、市町村は市町村の基礎自治体としての市民に一番近い自治体である、行政体であるということ、ここを基本に置かなければならないと思います。基礎自治体の重みということ、県ではわからない部分を、市自治体ではしっかりとそれを情報収集しなければならぬと思っています。

県は、必要な部分には県にお願いたします。し

かし、地域の実情は地域にとってそれなりの地域独自の考え方で進めるということが当然求められているというふうに思っております。

私はいつも元気なまち・新庄にしたいということ、を言い続けていますが、元気がないところに人は来ないというふうな勝手な思い込みがあります。元気なところに人が来るといふように思います。それは、地域間競争でもあります。新庄が元気になったねと言われることが、何といても一番ありがたい次の原動力になると思っておりますので、県とはまた別の角度で、新庄市は新庄市の元気をさらに磨き上げ、本当に力強く元気をつくり出していきたいというふうに考えております。

**8 番（佐藤卓也議員）** 議長、佐藤卓也。

**小嶋富弥議長** 佐藤卓也君。

**8 番（佐藤卓也議員）** わかりました。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

12月定例会でも同じような質問をしましたが、再度繰り返してお願いたします。

平成27年度より、子ども・子育て支援制度がスタートいたします。この制度は、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供や待機児童の解消、地域での子ども・子育て支援の充実を図ることとしております。新庄市においても、新庄市子ども・子育て支援事業計画を策定し、地域のニーズに合った目標を推進しています。

地域のニーズに対応するために、安心してここ新庄市に産み育てられる環境整備の充実や育児支援や子育て支援サービスの充実を図る必要がありますが、どのように考えているのか、お尋ねいたします。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**小嶋富弥議長** 市長山尾順紀君。

**山尾順紀市長** 子育て支援の充実になりますが、本年4月から、子ども・子育て支援新制度が実施されますが、子ども・子育て支援法の規定に基づき、本市においてもこの新制度の開始に合

わせて新庄市子ども・子育て支援事業計画を策定しているところであります。

この計画は、本市の地域特性や子育てニーズに対応するとともに、今後の本市の子育て支援に対する基本理念やその目標と具体的な方策を定めており、今後は、本計画に基づき新制度の効果的な展開と子育て支援施策のより一層の充実を図ってまいります。

子ども・子育て支援制度は、大別して、教育・保育施設に入所している子供の保護者に対しての教育・保護費用の給付事業と、自宅で保育を行っている保護者など、全ての子育て世帯に対する支援のための地域支援事業で構成されております。中でも、地域支援事業については、子供を持つことを希望する世帯を含めた全ての子育て世帯を対象に、安心して産み育てられる環境の整備と育児支援、子育て支援の充実を図るため、新制度では全13事業が法定化されておりますが、本市では既に9事業の取り組みを行っております。残り4事業につきましても、支援事業計画に従い準備を進め、体制が整ったものから順次実施してまいりたいと考えております。

御質問のありました「わらすこひろば」の遊具につきましては、平成26年度国の補正予算による地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を財源として整備することを検討しております。さらには、この交付金を活用して、子育てに関するハンドブックを作成し、子育て世代への周知を図ることも検討しています。

また、保育コンシェルジェの配置につきましては、現在も子育て推進課において保育施設や各種事業に関しての情報提供や相談・助言などを行っておりますが、新制度において利用者支援事業として法定化された趣旨を踏まえ、先進地の事例を参考に、より効果的な事業展開を目指してまいりたいと考えております。

今後は、重要課題である人口減少対策におい

て子育て支援はその根幹の一つをなすものとの考えから、新制度と本市の独自事業である第3子以降児童の保育料免除事業、子育て世代の定住促進住宅の家賃軽減事業、「わらすこひろば」運営管理事業、特別支援児童に係る養護業務教職員の配置などの事業を有機的に組み合わせ、より効果的な子育て支援策の充実を図るとともに、子育て世代の方が数多く利用していると思われるソーシャル・ネットワーク・サービスを活用するなどして、事業内容や利用拡大に向けた周知をより一層図ってまいりたいと考えております。

**8 番（佐藤卓也議員）** 議長、佐藤卓也。

**小嶋富弥議長** 佐藤卓也君。

**8 番（佐藤卓也議員）** ありがとうございます。

その中でも子育て支援は、来年度の予算においてもかなり子育て支援のほうには充実した予算配分になっており、非常にありがたいと思っております。その中でも子育て支援は、やっぱり先ほど市長も答弁ございましたとおり、定住促進には欠かせない一つの大事な施策だと思いますので、しっかりとしていただきたいと思っております。

その中でも、今、来年の予算に対してはハード面がかなり充実しておりますけれども、これから行うソフト面のところにももう少し十分な予算配置をしていただきたいと私は思っております。その中でも一つの施策として、このたびの市長の施政方針にありますとおりSNSを活用した事業の情報発信は非常にいいことだと思いますし、これも積極的にやっていただきたいんですけども、そのほかにもまだ第3子の免除だったりですか、まだまだ県のほうでも「こんにちは赤ちゃん事業」とか、プレママ広場などをもう少し拡充する、細かい点でですか、すき間が新庄市にもまだありますので、そのすき間をどういうふうに埋めていくか、それが新

庄市の子育てしたい環境については非常に重要だと思えますけれども、そこら辺の充実した施策をこれからどのようにやっていくのか、まずお聞かせください。

**板垣秀男子育て推進課長兼福祉事務所長 議長、**  
板垣秀男。

**小嶋富弥議長** 子育て推進課長兼福祉事務所長板垣秀男君。

**板垣秀男子育て推進課長兼福祉事務所長** 今回の御質問の切れ目のない支援というふうなことで、すき間を埋める施策の展開を今後どうするのかというふうな御質問かと思えます。

お話にあったとおり、27年度予算につきましては、これまでの事業をさらに拡充するという意味で、非常に手厚い予算を組んでいただいております。

また、昨日の全員協議会のほうでお話をさせていただいたところであったんですけども、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金、そちらのほうで、いわゆる子育ての情報発信の中心となる支援センターをあわせた形の「わらすこひろば」ということになりましたが、そちらの施設的な整備、いわゆるハード面の整備が一つございます。

また、市長が申しましたとおり、非常にこれまで新庄市の子育て世代に対するさまざまな情報発信がなかなかうまく行き届かなかったというふうな点を踏まえまして、その事業を活用させていただいた子育てのハンドブックを27年度作成しようと考えてございます。その中には、公営だけではなく民間のさまざまな事業者の方の事業、そういったものも全て含んだ形で情報発信をします。あわせまして、例えばマップ的なものを載せて、例えばの話なんですけど、おむつをかえるようなおトイレはどこにあるのかと、そういったところまで非常に使いやすいパンフレットというようなことで作成したいというふうに考えてございます。

また、御存じのとおり、平成25年度に子育て推進課というのができたわけなんですけれども、これまでさまざまところに分散しておりました子育てに関するさまざまな事業・施策を一元化して子育て推進課というふうなところでやるというようなことでの設置になってございます。

今のところ、医療ですとか、各種保育所の関係、幼稚園の関係、そういったものも全て子育て推進課に集約したというふうなことでございます。

支援を必要とするというふうな世帯、家庭に対しましては、家庭児童相談員ですとか、私どもの相談員におきまして対応しておりますが、それ以外にも特別な支援を必要とする子供に対しましては、要保護児童対策地域協議会というふうなものを設置させていただきまして、関係機関全て、15あるんですが、そちらのほうで協議をさせていただいて実際の支援に役立てているというふうなこともございます。そういったところを含めて活用しまして、今後さまざまな子育てに関するニーズ、足りないところを少しずつでも埋めていければなというふうに考えてございます。

また、御発言いただきましたSNSの活用、そういったものもございまして、とにかく新庄市でやっている事業、ほかの市に比べてもそれほど遜色のない事業を展開しているつもりでございます。それがなかなか知れ渡っていないというふうなところが一つ問題であるかと思えますので、そのあたりを今後重点的にやっていきたいというふうに考えてございます。

**8 番（佐藤卓也議員）** 議長、佐藤卓也。

**小嶋富弥議長** 佐藤卓也君。

**8 番（佐藤卓也議員）** わかりました。

他市においても、山形市、村山市などは、もう子育てするなら何々市、他市を比べてはいけないんですけれども、最近、もう本当に課長がおっしゃられたとおり、やっぱりなかなか発信

する力がまだまだ新庄市は足りないでしょうし、特に他市と比べてはやっぱり雪という問題もございませう。その雪に負けないぐらい新庄市は子育てしやすい場所だよというPRも必要ですので、そこら辺の強化をしっかりといただき、そして、また、これは子育て推進課だけではなくて、定住化に関係すれば、それこそ就職だったり学校関係だったり、全ての課が連携しなければいけない取り組みだと思いますので、そこら辺は行政が一体となって力を入れる、そういう必要があると思いますので、その取り組みを推進していますので、さらなる強化を私はお願いしたいと思ひますけれども、27年度、それこそさつき市長が言ったとおり創生元年ですので、そこら辺の力強い取り組みをしていただきたいと思ひますが、どうでしょうか。

**荒川正一総合政策課長** 議長、荒川正一。

**小嶋富弥議長** 総合政策課長荒川正一君。

**荒川正一総合政策課長** 切れ目のない子育て・人づくりというようなことを掲げながら、結婚・出産から始まりまして、保育育児、教育、進学、さらに若者世代の人づくりというようなところまで連続した形の中で、どこが薄いのかとか、あるいは重点的にやらなければいけないのかとかといったところを、今年度また議論してきた部分でございます。

定住促進をさらに強化していくために、新しいものあるいは拡充するものというようなことについての検討も、今後とも引き続きやってまいりますので、その辺の御理解とまた御支援をお願いしたいというふうに思ひます。

**8 番（佐藤卓也議員）** 議長、佐藤卓也。

**小嶋富弥議長** 佐藤卓也君。

**8 番（佐藤卓也議員）** ぜひともよろしく願ひいたします。

では、最後の質問に移らせていただきます。

6次産業とは、農林水産業やバイオマス、自然エネルギー、風景・伝統芸能など、地域資源

を有効に活用し、農林漁業者がみずから加工して加工・流通や販売に取り組み、経営の多角化を進めることで雇用確保や所得の向上を目指し、新庄市におきましても推進協議会を先ごろ11月に設立いたしました。

6次産業化の取り組みは、これから行う経営資金や衛生面、また黒字化するまで長期化するなどのさまざまなハードルがあり、しっかりとした計画が必要となります。それらを踏まえて、今後どのように取り組まれて活動していかれるのか、お伺ひいたします。そして、これから取り組まれる事業者に対し、どのようなサポートを市がしていくのかをお伺ひいたします。

また、農林漁業金融公庫により平成17年度から発足した制度で、農業経営者の経営改善を支援するのに必要なノウハウを有する人材を育てることを通じ、日本の農業経営の発展に寄与することを目的とした農業経営アドバイザーの活用や、農業経営発展のための人材育成を行う必要をどのように考えているのか、お伺ひいたします。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**小嶋富弥議長** 市長山尾順紀君。

**山尾順紀市長** 6次産業化にどのように取り組むかというふうなことでありますが、正直申し上げまして、既に6次産業化と叫ばれまして7年ほどなつてきております。その中での成功事例というのは大変少ない状況でもあります。

やっぱり農業一本で生きていけないということで、1足す2は3、農業、商業、工業が組んだというようなことでそれをやる。しかし、この取り組みをとめるわけにはいかないわけなんです。そういうような意味で、新庄市の6次産業化につきましては、産業化推進協議会と産業部会を中心に、新庄市の固有の農産物や加工品を新庄市のブランドとして一体的にパッケージされるものとして付加価値を見出し、魅力ある商品として開発し、発信していきたいと思ひ

ているところであります。

このためには、農業者と商工業、観光、飲食業者、金融機関によるネットワークの構築・充実、それぞれの得意分野を生かした連携の関係から販路開拓につなげるのが重要で、各分野から意見を集め、デザイナーやアドバイザーの監修・指導を受けながら現在進めているところであります。今後は、取り組みに参加する農業者、売り先の開拓、さらにネットワークを拡大し、事業を展開してまいります。

前には、北区にアンテナショップをつくったわけですが、やはり売り上げというようなことになると、どんなに商品を送っても売り上げがないということで、その店の維持ができないということもございます。しかし、その取り組みを続けることによって新庄の本当のブランドというものが出てくるんだろうと、やらなければ、それさえもわからないわけで、やり続けることの大切さがあるというふうに思っております。

また、6次産業化に取り組みたい今後の農業者、手持ちの農産品、加工品をさらに売り出したいと考えている実践者を対象に、商品の企画、パッケージデザイン、商標登録の方法について、プロデューサーと個別相談、助言・指導を受ける実践研修を開催しております。今後こうした実践研修を継続して、さらにはマーケティング、販路開拓に向けた研修も取り入れ、6次産業化に取り組む農業者などをサポートしていきたいと。

先行事例といたしましては、駅にあります物産館を中心に行った6次産業化の中で、「とまとプラス」という会社ができております。これにつきましては、日本食堂のアドバイザーをいただいて、できたもののパッケージを県と一緒にやりながら進めていて、一つ二つブランド化されております。それらと一緒に、地域の誇れる資源や今後の分野を有するものを新庄バ

ージョン、その方々も新庄の方々なんですけれども、さらにその連携を強めていければなどというふうに思っております。

創意工夫、農業の新たな活路を見出すためにも、6次産業化をし続けるということによって今まで気づけなかったものを商品化できるという価値、すぐ答えがなかなか出ないということも事実ですが、やり続けなければ出ないということも実際にございます。そうした意味で、雇用機会の創出にもつながると信じて、今後も一層取り組んでいきたいというふうに思っています。

後段の御質問にあります農業者の収益力向上、持続的な農業経営に関して経営のスキルを身につけた農業経営者や担い手の育成が必要と、これらの取り組みとなりますが、農業経営者、農業生産法人を対象とするセミナーや、その従業員を対象とする研修会を実施し、人材育成と組織力の向上を図ってまいりたいと思います。

今後は、日本政策金融公庫が実施する農業経営アドバイザーや山形農業支援センターが実施する農商工連携アドバイザーなども活用していきたいと考えております。

どこに宝が眠っているのか、市も、また関係者も一緒になりながら6次産業化を進めてまいりたいというふうに思うので、何とぞ御理解のほどをよろしくお願いいたします。

**8 番（佐藤卓也議員）** 議長、佐藤卓也。

**小嶋富弥議長** 佐藤卓也君。

**8 番（佐藤卓也議員）** 6次化は私も賛成です、ですからこそ、しっかりした取り組みが今から必要ではないかと考えております。

その中においても、一番気になるのがやっぱり計画においての資金面がかなりかかります。というのは、多額の資金面をしっかりとしていかなければいけないですし、ましてやそれが正直軌道に乗るまでやっぱり20年ぐらいかかるといって大体計算をしております。そして、またさっき市長も答弁されたとおり、消費者に飽きら

れない商品づくり、その努力もかなり必要だと思えます。だとすれば、そういうことをしっかりとこの協議会の中で話し合う必要がございますが、そういう話し合いをしっかりとしていくような仕組みができていくのかどうか、そこら辺を確認したいと思えます。

**齋藤彰淑農林課長** 議長、齋藤彰淑。

**小嶋富弥議長** 農林課長齋藤彰淑君。

**齋藤彰淑農林課長** 6次化の推進につきましては、やはり入り口から出口まで、どこが詰まってもこれはうまく回らないというふうなことでございます。先進事例として全国各地津々浦々になりますけれども、やはり経営者としての技術力、販売力、資金力あるいは経営力というか、こういったものが備わらないと、やはりその6次化だけでなくいろいろな会社であっても、農業であっても、これは基本であるなと思えます。

資金面の例でございましたが、その点につきましては、いろいろなファンドがございますので、そういった活用が十分可能でございますけれども、やはりその生産・販売、そして代金回収と、これが一連に回らないと、やはり一瞬にして経営が行き詰まるというふうなこともありますので、当然これからの実践セミナーなどを通じて、生産・販売から流通に至るそういった研修も含めて、さらには経営のノウハウも含めてそういった実践セミナーを開催して、第2部には個別相談というふうなことも絡めながら、いわゆるつくればいいんだよということではなくて、販売して代金回収まできちんと回るか、そして、この協議会としては、やはり6次化産業の一番難しいところは出口の部分ではないかなと思えます。幾らいいものをつくっても、それがきちんと売れないと、それは何の代金回収にもならないわけで、その辺の販売先、いわゆる出口の部分、首都圏あるいは仙台圏のどこにどんな形で誰を対象に販売して売っていくのか、その辺の道しるべなども、我々協議会とし

ては足を運んで、いろいろ交渉を進めながらやっていきたいというふうに考えてございます。

**8 番（佐藤卓也議員）** 議長、佐藤卓也。

**小嶋富弥議長** 佐藤卓也君。

**8 番（佐藤卓也議員）** わかりました。

そのための出口の調査もやっぱりしっかりしていかなければいけないでしょうし、加工商品をつくるということは、やっぱり今はストーリーづくりでもあります。そのストーリーもしっかりつくっていただいて、その商品にしっかりとした価値、そして作物のブランドづくりもでございますので、そのブランドづくりもしっかりしていただかなければ、なかなか成功には導くことはできないと思えますので、そこら辺の取り組みをしっかりしていただきたいと思えます。

それに対してなんですけれども、そこら辺のフォローをやっぱりしっかり協議会でやるのか、それとも、逆に言えば、その生産者がどこまでやっていけるかですよね。やっぱり生産者のその思いというんですかね、その観点から、今の段階でそういう思っている方が新庄市にどのくらいいるのか。でなければ、まず思っている方が新庄市にいないければ6次産業がそもそもスタートしないわけですので、そこら辺の事業者がどのくらいいて、やりたいというその熱い思いの方がどのくらいいるのか、今の現在でわかっている段階でいいので、教えていただければと思います。

**齋藤彰淑農林課長** 議長、齋藤彰淑。

**小嶋富弥議長** 農林課長齋藤彰淑君。

**齋藤彰淑農林課長** やはり進める上で一番基本になるのは人でございます。ただいまの御質問で何人ぐらいの方がいるかというようなことでございますが、潜在的には50名はいるだろうというふうに感覚的には思っております。この数字を100名ぐらいにはまず持っていくための、現在、人とか食材とかレシピ、加工技術、これをデータベース化しまして、この方々を対象にダ

イレクトメールを出しながら、そのほか広く農業代理等を通じまして、あるいは農協を通じまして実践セミナーの御案内をしております。だから、この方々をネットワーク化しまして、会にしてしまうと。この会の方の現状の品目と現在の販売高を押さえて、これを5年後にどこまで持っていくかというふうな具体的な積み上げで、この6次化の新庄市の5年後の数字的なものを目標に進めていきたいなど。

仮に100人がいて、1人100万円分売り上げであれば1億円ですが、これを5年後に5倍にするとかですね、そんな具体的なプラットフォームを描きながら、一緒にその加工業者と進めてまいりたいというふうに考えてございます。

**8 番（佐藤卓也議員）** 議長、佐藤卓也。

**小嶋富弥議長** 佐藤卓也君。

**8 番（佐藤卓也議員）** わかりました。

その中でも、全国で、成功しているたくさん例がありますけれども、その中で、これをこうしたほうが新庄に合うんじゃないかなという例がありましたら、その辺の参考にする市町村がありましたら、教えていただければと思います。

**齋藤彰淑農林課長** 議長、齋藤彰淑。

**小嶋富弥議長** 農林課長齋藤彰淑君。

**齋藤彰淑農林課長** まねをするということでもなく、これまでのいろんなセミナーを通じて講師の方々から事例を紹介いただいたものが幾つかありますけれども、そのとおりにはいかないと思いますが、そういった観点で臨むことが大事だろうなというふうな視点なんかもいろいろセミナーで学んでいるところでございます。

例えば最近の例ですと、宮崎県宮崎市にあるデイリーマームという会社がございますが、この会社はゴボウの揚げ菓子「ゴボチ」という商品を開発しました。これが航空会社の土産品に取り上げられまして、非常に爆発的なヒット商品となったというふうな事例なんかも聞いています。このゴボウの生産については、地元の農

業者の転作田とかそういったものを活用して、いわゆる一次生産する方、二次加工するところ、そして販売というふうな形で、その辺、原材料の調達からやっぱりどこにどうやって売れるかというところが結びつきの爆発的ヒット商品になったというふうなこともございますし、青森県の深浦町では雪にんじンドレッシングというふうなものがございまして、これなんかは、ニンジンの規格外品、これを何とかしたいというふうなことで相談したところ、その辺、キースタッフという会社なんですけど、ここの連携でもって生食で売れないニンジン加工してドレッシングをつくったところ、ある有名なコンビニエンスストアで取り上げられた。1袋パッキングして普通10円とか15円ぐらいしかしないのですが、野菜に添えるドレッシングということで25円とか30円ぐらいのそういうふうな取引が成功したというふうな話もありますし、いろんなところに可能性とチャンスがあるわけでございますので、その辺をうまく結びつけていきたいなと思っております。以上です。

**8 番（佐藤卓也議員）** 議長、佐藤卓也。

**小嶋富弥議長** 佐藤卓也君。

**8 番（佐藤卓也議員）** わかりました。ぜひとも成功していただくように私たちも見守ってまいりますので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思ひます。

その中でも、これは農業だけでなく商業も絡むでしょうし、農商工連携にもかかわってまいります。その中で農商工連携だけでなく、そこには今、官も入ってまいりますし、そこら辺も一体としてやれば、新庄市としてのさっきの売り方にもなりますけれども、そこら辺の官とか、あと、今でいうと金融も入ってきますし、金融、官も一緒に皆さんを含めた意味での連携をして取り組む必要もあると思ひますから、そこら辺の考え方はあるのかなのか、よろしくお願ひします。



齋藤彰淑農林課長 議長、齋藤彰淑。

小嶋富弥議長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 ここ地元新庄市には、神室産業高校とか農業大学校がございまして、この部分でも加工系関係のコースがございまして。そこから辺とも連携しながら、1つの商品でお互いに開発、切磋琢磨しながら地元の商品をつくり上げていくというふうなことも可能でありますので、その辺、十分、高校、大学校、そして金融機関と連携をとりながらですね。金融機関にも相当ノウハウを持ったアドバイザーがおりますので、この辺ともお話も伺いながら進めてまいりたいと思います。

8 番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

小嶋富弥議長 佐藤卓也君。

8 番（佐藤卓也議員） わかりました。

6次化産業については、あとお二人、議員の方がいますので、その方にお譲りしたいと思います。

あと、3月をもって退職なされる職員の皆様に感謝を申し上げ、長い間市勢の発展のために御尽力、どうもありがとうございました。

これをもって、私の一般質問を終わります。

（拍手）

小嶋富弥議長 ただいまから10分間休憩いたします。

午後1時48分 休憩

午後1時58分 開議

小嶋富弥議長 休憩を解いて再開いたします。

## 奥山省三議員の質問

小嶋富弥議長 次に、奥山省三君。

（5番奥山省三議員登壇）（拍手）

5番（奥山省三議員） 午後のお疲れのところ、どうも御苦勞さまでございます。開成の会の奥山です。通告に従いまして、一括方式で一般質問をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

まず最初、インバウンド事業についてです。この事業、ことしも予算書に載っていましたが、ことしで4年目ですか。なかなかバウンドしていないようではございますけれども、この事業についてどのように今、検証をされているのか、お聞きしたいと思います。

一般市民というか私が知っている方が、市では台湾に旅行へ行っていて、市長を先頭にして台湾旅行して税金の無駄遣いをしていると言う人もいますので、やっぱり検証をきちんとしなければというふうに私は思いますので、よろしくお聞きしたいと思います。

なお、最上川舟下りに、今、中国の旅行者が1,000人近くまで来ているのに、これを何らかの方法でこちらのほうに目を向けさせられないのは大変残念な話です。新庄まつりもありますけれども、いろいろ工夫をして客を呼び込むことを真剣に考えているのか、ちょっと疑問に思われます。客に今、足またがれて隣の町へ行かれるようでは、やっぱり当市の発展はないと思いますので、よろしくお聞きします。今後のことも含めまして、今後どのような計画を立てて事業を進めようとしているのか、お聞きしたいと思います。

それから、次の6次産業化ですけれども、佐藤議員と重複しない部分について質問したいと思います。

昨年、当市でも6次産業化に向けて協議会が発足されましたが、その後どのようになっているのか、お聞きします。

なお、地域おこし協力隊のホームページに、6次産業化推進員1名募集というふうにありますけれども、地域おこし協力隊と一緒に活動

をするということなのでしょう。この推進員はどのような業務を行うのか、お聞きしたいと思います。

それから、他地域に比べると、この6次産業化については当市はおくれているような気がします。どう考えているのか、その点もお聞きしたいと思います。

次の空き家に関する対策ですけれども、この件に関しては毎回のように誰かが質問されておりますが、改めてお聞きしたいと思います。

昨年11月に空き家対策の推進に関する特別措置法が成立して、先月、2月26日から施行されておりますが、この施行によりどのように自治体では対応できるのか、お聞きしたいと思います。また、当市の空き家の現況についてもお聞きします。この法律の施行により、当市では今後について空き家対策をどのように進めているのか、あわせてお聞きしたいと思います。

次に、災害時の対応についてですけれども、最近災害がいろいろなところで起きていますが、災害時の対応としてどのように市民に対して啓蒙していくのか、お聞きしたいと思います。

災害時の行動についても、自助・共助・公助と言われておりますが、今、高齢者、ひとり暮らしの方がたくさんいる状況の中で、十分に対応できるとは考えられません。各地域について災害時の詳細なマニュアルなどを作成して、地域の方々と具体的に話し合うことが必要と思われ、その点どのように考えているのか、お聞きします。

以上で、発言通告を終わります。よろしくお願ひします。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**小嶋富弥議長** 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** それでは、奥山市議の御質問にお答えさせていただきたいと思ひます。

初めに、インバウンド事業についてですが、市民の皆さんが市長がというようなこと、お話がありましたが、ちょっとこれだけ一つ訂正していただきたいのは、昨年のは市観光協会が主催の市民号であるということだけは御理解賜りたいというふうに思ひます。私が連れて行ったのではなくて、市民号と一緒にいったということをお理解賜りたいというふうに思ひます。

インバウンド事業につきまして、確かに4年目となるわけですが、これは交流拡大事業の一環として取り上げているものであります。人口減少社会における地域の経済の活性化を図るために、交流拡大が必要であるということがうたわれておるわけですが、その先駆けをやってきたつもりなわけですが、それでも、全国から見るとまだ遅いということでもあります。

県では、2年前からようやくインバウンドということになりまして、やはり知事の力というのは大きくございまして、もう既に、来年度には日台サミットを山形県に持ってくるというようなことまでなっているわけですが、自負ではありませんが、こういう下地をつくってきたのは、やはり山形県からこういう新庄市、さまざまところが台湾との交流をしたいということがあって、その業界の皆さんがよく足を運んでくれるというようなことに呼応してもらったんだろうというふうに勝手に自負しているところですが、外国の方に新庄市を教える。国内で新庄市を教えるにしても、九州のほうに行ったときには、秋田の上か下か南かというような表現をされます。長く行き続けることによって、初めてその地域を理解していただけるというようなこともございまして。

最初の一旦お金が非常にかかるようには見えませんが、国内旅行よりは今のところ海外のほうが同等か、また、それよりも安いというような状況が生まれている、そういう方々をいかに

呼びするか、仕掛けなければ来ないというふう  
に思っているところであります。

ゆめりあ内もがみ情報案内センターでは、外  
国人旅行者の立ち寄り者数の調査を実施して  
おりますが、今年度4月から2月までの人数は  
329名と、昨年同時期と比較して倍増して  
おります。特に台湾からの旅行者が7割近く  
を占め、11月の紅葉と2月の春節の時期  
には、毎日のようにお越しいただいて  
いる状況であります。

新庄駅に立ち寄る個人旅行者は外国人専用  
のJR乗車券を利用しており、新幹線ターミ  
ナル駅としての利点を生かして、今後も増  
加が予想される個人旅行者へ対応するた  
め、外国語案内マップの作成、看板表記  
の設置など、環境整備を図ってまいり  
ます。

一方で団体旅行については、チャーター  
便の運航が大きな誘客手段となっております  
。2月17日と21日の山形空港への台湾  
からのチャーター運航便では、情報をいち  
早く入手し旅行会社へ働きかけを行った  
結果、新庄市内の飲食店に立ち寄って  
もらうことにつながりました。今後も関  
係者との情報交換を緊密に行いながら、  
新庄市のPRに努めてまいります。これな  
ども、向こうの旅行者とのこれまでのつ  
ながりから情報をいただいたものであり  
ます。

外国人旅行者の誘客促進には広域的な  
連携が不可欠であり、近隣に最上川舟下  
りや銀山温泉など実績のある観光地があ  
りますので、近隣自治体と一体となった  
観光ルートを構築し、新庄市独自の魅  
力を発信していきたいと考えており  
ます。

また、5月28日は日台観光サミットが  
山形県で開催されることになっており  
ますので、県と連携して台湾、また台  
湾の観光関係者に地域の魅力をさら  
にアピールしてまいりたいと考えて  
おります。

今後も交流人口の拡大を実現するため  
に、広域連携と情報発信を拡大強化  
するとともに、プ

ロモーション活動を強化し、外国人旅  
行客の積極的な誘致に努めてまいり  
たいと思います。

また、地域の中でのちょっとした情報  
ですが、山形に泊っている観光客の方  
が、わざわざ新庄市に來られておす  
しを食べて帰ったと。その方は、や  
はり向こうの情報マップの中に新  
庄のそのお店の名前が載っていると、  
非常に高い評価を受けているという  
ことでわざわざ來たということで、  
その方からそのお話を聞いて大変  
ありがたく思ったところであり  
ます。

次に、6次産業化推進協議会について  
ありますが、先ほど佐藤議員にもお  
話しさせていただきましたが、6次  
産業化推進協議会においては、雪  
をテーマにした新庄市固有の新しい  
農産加工品の企画・デザイン・販  
売方法について検討を重ね、商品  
化を目指しておるところです。今  
後は、テーマをもとに付加価値を  
生み消費者に受け入れられる商品  
として研究を重ね、販売方法など  
の検討を重ね、売り先を開拓し、  
市場に送り出したいと考えており  
ます。

そのため、昨年10月から、地域お  
こし協力隊を専任として配置し、  
事業を展開しております。

地域おこし協力隊は、国が進める  
地方創生の施策として、特別地方  
交付税による自治体への財政支  
援を打ち出したものであり、これ  
を活用して、都会の目線からの  
新庄市の農産加工品の開発、生  
産者と売り手、消費者とのネッ  
トワークづくり、販路開拓を主  
な業務としております。今後、  
県内外の市場について調査する  
とともに、展示会、商談会への  
参加、卸業や小売業への訪問  
を通じ、新庄市の農産加工品と  
売り先をつなぐ取り組みに力を  
入れ、6次産業化の推進に努  
めてまいります。

次に、空き家に関する対策につ  
いての御質問ですが、先月26  
日に、空き家等対策の推進に関  
する特別措置法が施行されて  
おります。

この法律は、適切な管理が行わ  
れていない空き家について、地  
域住民の生活に深刻な影響を

及ぼすことのないよう、また、空き家等の活用のための対応として、市町村による対策計画の策定や所有者の調査、そのための固定資産税情報の内部利用を定め、その解決に資するものとしております。

主な点としては、特定空き家等、いわゆる危険空き家については、固定資産税における住宅用地の特例対象から一定の条件のもとに除外することや、最終的には代執行の措置が可能であることを明記しております。

新庄市におきましても、先行して制定された新庄市空き家等の適正管理の促進に関する条例に基づき、危険空き家に対しましては指導や命令、応急措置を実施していくほか、利活用可能な空き家等につきましては、地元の宅建協会の御協力をいただき、国・県等の支援策を活用し、子育て用、移住者用、二地域居住用など、さまざまな利用形態を想定しながら、空き家等の市場流通の活性化を図ってまいります。また、空き家利活用の窓口を都市整備課に一本化し、情報提供に努めてまいります。

次に、災害時対応についてであります。高齢者やひとり暮らしの方などについての災害時にどのように対応があるのかという御質問ですが、想定される災害にもよりますが、地震を例にしますと、平成7年の阪神・淡路大震災では、発災直後に倒壊した家屋から救出された方の約98%が、自力または家族や隣人などの地域住民の手によるものでした。この教訓から、災害時には自助・共助が何よりも重要なことであるとされ、そのもととなる自主防災組織が全国的に推進されることとなっております。

自主防災組織設立の地区では、自主的に実施する訓練時に、高齢者やひとり暮らしなどの安否確認を行っております。組織設立されていない地区についての災害時の詳細なマニュアルということですが、地域によって地理的、人的要件などが異なりますので、作成に当たっては地

域の方々によるものが現実的と考えておりますので、必要な自主防災組織の育成について未設立の地区住民の方々に御協力と御理解をお願いしているところでございます。来年度には、各町内会の区長を対象とした防災の全般についての研修会の開催を予定しており、また、自主防災組織の設立を支援する補助金や女性消防団の積極的な参画にも期待しているところであります。

また、高齢者やひとり暮らし世帯の方についてですが、市では、平成23年3月に、災害時要援護者避難支援プランを作成しています。今後は、これらと自主防災組織との連携を図りながら、災害時の有効な備えとなるよう進めていきたいと考えております。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

**5 番（奥山省三議員）** 議長、奥山省三。

**小嶋富弥議長** 奥山省三君。

**5 番（奥山省三議員）** 市長のほうから答弁、どうもありがとうございました。

市長も、ただいまの答弁ですと、広域で連携してやっていくということだという答弁でしたので、私もそのように思います。やっぱり新庄市単独でこの事業を伸ばしていくというふうにはいかないと思います。広域で連携して、県なども入れてやっぱり8市町村全部含んで持っている観光物や特産物をつなぎ合わせてやっていかないと、この事業については絶対伸びてはいかないと思いますので、そのようにお願いしたいと思います。

次の6次産業化ですけれども、ちょっとこの間私が知っている人に会ったら、私も前は新庄市農協の職員ですので、そのおばあさんが、「この間、私、県に行って表彰を受けてきました」ということでしたので、そうしたら、6次産業化の先駆者ということで県の農業賞・大高根賞をもらったということで、ちょっと見せてくれましたけれども、その方のお話をちょっと

しますけれども、その方も私もその当時は一緒に仕事をしていたとか仲間ですけれども、漬物とかシソジュースとかというふうにつくりましたけれども、ただ、その漬物については、「今はつくっていないわ」という話でした。「何でつくっていないんですか」と聞いたら、やっぱり後継者がいないと、あと面倒くさいって若い人がなかなかついてこないと、やっぱりそういう点をもう少し行政のほうからサポートしてもらえればいいのだけれども、ちょっと自分1人だと、自分も歳も高齢になって、ちょっとなかなか楽でなくて、6次産業化の先駆者ではあるんですけれども、昔、かなりそういう商品については農協では販売して売れたんですけども、今はつくっていないという大変残念な話もありますけれども、そういう歴史的なものについてはもう一回掘り起こして商品化する、ブランド化するというか、そういうこともいろいろ考えてやっていただきたいなというふうに思います。

なお、この6次産業化で26年度予算で600万円計上されていますけれども、この補助はどのようなものにされたのか、ちょっとお伺いします。

**齋藤彰淑農林課長** 議長、齋藤彰淑。

**小嶋富弥議長** 農林課長齋藤彰淑君。

**齋藤彰淑農林課長** 今年度の事業費につきましては、1つは、地域おこし協力隊の費用ということで約330万円ほどの予算。それから、県の食と農の連携事業を活用しようということで、これを当てにしておりましたが、なかなかこちらの目的と県の事業要項がかみ合わないということで、3月補正で150万円減額させてもらいまして、残る150万円を市の単独事業ということで、合わせて480万円ほどで今動いているところでございます。

内容としましては、地域おこし協力隊の活動については、ただいま市長の答弁にありました

ように、そのような活動ということで支出させてもらっています。そのほか市の単独の分につきましては、ブラッシュアップイメージ創出事業ということでの委託料が約90万円、それからマーケティングリサーチ事業ということでの旅費ということで13万円ほど、それから新商品開発研究試験事業ということで主に原材料費ですが、これが15万円ほど、それから商談会・市場評価検証流通販売事業ということで、その出店料であったり旅費ということで28万円ほどの予算でもって、今動いているような状況でございます。以上です。

**5 番（奥山省三議員）** 議長、奥山省三。

**小嶋富弥議長** 奥山省三君。

**5 番（奥山省三議員）** わかりました。

これから6次産業化の商品といいますかそういうようなものを開発すると思っておりますけれども、付加価値のついた商品をブランド化して新庄から発信されていくようお願いしたいと思っております。

それから、空き家対策についてですけれども、今どのような現状になっているのか、ちょっとお聞きします。

**小嶋達夫環境課長** 議長、小嶋達夫。

**小嶋富弥議長** 環境課長小嶋達夫君。

**小嶋達夫環境課長** 現在の空き家の状況ということでございますので、現時点での空き家の総数ですね、こちらのほうは316件になっております。そのうち危険空き家、特定空き家と言います。その数としては153件を確認しております。以上です。

**5 番（奥山省三議員）** 議長、奥山省三。

**小嶋富弥議長** 奥山省三君。

**5 番（奥山省三議員）** 空き家が316件で、危険空き家は153件ということでしたけれども、去年からいろいろ調べていると思っておりますけれども、所有者不明の件数はどのくらいなのでしょう、お聞きします。

小嶋達夫環境課長 議長、小嶋達夫。

小嶋富弥議長 環境課長小嶋達夫君。

小嶋達夫環境課長 所有者不明ということで確認する中身ですけれども、一応どなたの持ち物ですかということで郵送になったり、所有者確認ということですから、アンケートという形で郵送して確認するわけです。その時点で連絡が来たものが90件ありました。こちらのほうは、何度も郵送して確認すればいいんですけれども、それもなかなかいかないと。戻ってくるものがあれば連絡がつかないものもあるということで、なかなか連絡そのものの最初の取っかかりができないというものが、ただいまの数でございます。以上です。

5 番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

小嶋富弥議長 奥山省三君。

5 番（奥山省三議員） 先ほど316件のうちのアンケートが帰ってこないのが226件ということですか。所有者不明は226件という意味じゃなくて、所有者不明については、その226件中何件ということですか。（「そのうち何件あるかという確認はとれないです」の声あり）確認はできていないということですか。わかりました。

では、その226件回答が来ないということなんですけれども、今後どのように市としては対応していくというふうに考えているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

小嶋達夫環境課長 議長、小嶋達夫。

小嶋富弥議長 環境課長小嶋達夫君。

小嶋達夫環境課長 空き家については、新庄市で空き家条例というものを定めております。この空き家条例自体については、先ほど申し上げました特定空き家、これに対する基本的なところを定めている条例でございます。第三者に危害を及ぼしたり危険なもの、あるいは極端に景観を著しく阻害するものというようなものについて対策を講じていくというふうになっております。

それで、持ち主等が確認できないものについては、その安全を確認するため、安全対策として新庄市が緊急的に対策をするというような形で定めております。ですから、地区からの危険だというふうな情報もありますけれども、その危険を排除するための対策をしながら危険空き家の排除と、あるいは解体にまで持っていただければ助かるんですけれども、そういうふうな施策の中で講じていきたいというふうに感じております。以上です。

5 番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

小嶋富弥議長 奥山省三君。

5 番（奥山省三議員） そうすると、ことしになってというか、冬、雪なんか積もって倒壊の危険の空き家はあると思うんですけれども、そういう危険で、市で何らかの措置をしたという空き家はどのような件数でしょうか。

小嶋達夫環境課長 議長、小嶋達夫。

小嶋富弥議長 環境課長小嶋達夫君。

小嶋達夫環境課長 応急対策の豪雪に対する件数ということだと思います。26年度については、緊急的に除雪した件数、1件でございます。以上です。

5 番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

小嶋富弥議長 次に、奥山省三君。

5 番（奥山省三議員） 毎年空き家が増加している状況ですので、倒壊の危険性のある空き家はそのままにしておくと、近所の人々が迷惑するというだけでなく大変だと思われまますので、所有者不明の空き家については、何らかの対策というか、もう少し突っ込んだというか、少し足を踏み入れて対応していただきたいというふうに思います。

それから、隣の秋田県なんかでは、解体費用も何か出しているという自治体もあるようですけれども、銀行でも解体ローンとかありますけれども、そういう2月26日から施行されたこの特別措置法について、当市ではもう少し踏み

込んだ考え方というか、その点はないのでしょうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

**小嶋達夫環境課長** 議長、小嶋達夫。

**小嶋富弥議長** 環境課長小嶋達夫君。

**小嶋達夫環境課長** 危険空き家等の解体に対する助成金ということだと思います。

空き家に対する助成金については、新庄市中では行ってはおりません。あくまでもやっぱり管理者、責任者、所有者等の責任においてそれらは措置されるべきものだろうという大原則に基づいてやっておりますので、御理解いただきたいと思います。

**5 番（奥山省三議員）** 議長、奥山省三。

**小嶋富弥議長** 奥山省三君。

**5 番（奥山省三議員）** わかりました。

1つだけ、近くの人から聞かれたことで返事がちょっと私もできなかつたんですけども、万が一所有者不明の空き家から火災が発生した場合は、その責任はどのようになるのか、ちょっと市に聞いてほしいと言われたので、この場で答えていただきたいんですけども。

**小嶋達夫環境課長** 議長、小嶋達夫。

**小嶋富弥議長** 環境課長小嶋達夫君。

**小嶋達夫環境課長** 所有者等が判明していない建物からの出火ということになりますけれども、火災発生の場合は、もちろん最上広域消防本部、新庄市消防団等で消火に当たるわけですが、失火についての責任については、それは空き家対策の中でどうこうというふうな判断に及ぶものではないのではないかなど。失火ということになるとと思いますので、その辺は御理解をいただきたいと思います。

**5 番（奥山省三議員）** 議長、奥山省三。

**小嶋富弥議長** 奥山省三君。

**5 番（奥山省三議員）** 済みません。今の返事ですと、失火で責任はないということになるわけです。もう一回ちょっとお願いしたいと思います。

**小嶋達夫環境課長** 議長、小嶋達夫。

**小嶋富弥議長** 環境課長小嶋達夫君。

**小嶋達夫環境課長** 空き家そのものから火災が発生したということそのものが、新庄市で制定しております新庄市空き家条例に抵触する部分があれば、それは何らかの部分で対応する必要があるのではないかというふうな話になろうかと思えますけれども、そういう判断をどういうふうなところで判断していくかということがあると思えます。まずは、火災の発生した場合には消火をする。火災の発生の原因の確認ということになるわけですけども、そのときには、空き家の放置そのもの自体が問題にはそんなにならないのではないかと。所有者だと、私のほうでは確認をしておりますけれども。以上です。

**5 番（奥山省三議員）** 議長、奥山省三。

**小嶋富弥議長** 奥山省三君。

**5 番（奥山省三議員）** 今の答弁ですと、空き家の対策に関しては関係ないと、極端に言えばそういうふうな答弁というふうに私は受けとめました。

それで、ちょっと、もしですけども、所有者不明で破産管財人の責任というか、そういう破産管財人がいるような場合の空き家については、その方の責任というふうに考えてよろしいのでしょうか。

**小嶋達夫環境課長** 議長、小嶋達夫。

**小嶋富弥議長** 環境課長小嶋達夫君。

**小嶋達夫環境課長** 弁護士等の破産管財人が管理を委託されている場合ですと、その件については権限は破産管財人ということになりますので、そちらのほうに委ねてよろしいかと思えます。

なお、先ほどの火災の場合の失火ということで申し上げましたけれども、失火に関する法律というふうな部分で解釈をしていただきたいと思えます。以上です。

**5 番（奥山省三議員）** 議長、奥山省三。

**小嶋富弥議長** 奥山省三君。

**5 番（奥山省三議員）** わかりました。

今の話は、私の近くに潰れた会社の建物がありますが、今、ひさしに結構雪が乗っているんですけれども、まだ誰もおろしてくれませんか、私が区長だから、私がおろさなければならぬかなというふうに今考えていますけれども、だから、このような状況については、近所の人はずっとそういうような、去年はそこに熊が入った事例もありますけれども、そういう空き家があるものですから、そういうようなものに対しての今後の対応について、市としての対応をお聞きした次第でした。

次に、災害時の対応についてですけれども、さっきは市長が前の方の質問のときにも、区長に研修会をさせてリーダー研修をやらせてある程度自主防災組織を構成していくという話もありましたけれども、私も区長ですけれども、ただ、私の町内も、高齢者とか老人ひとり暮らしの方が5名ほどいますけれども、区長1人ではやっぱりどうしようもないというか、どうして面倒見たらいいか。その5人一緒に見ることもできませんし、やっぱりその点については、地区担当という制度があるなら、その活用もできないのか、その点をお聞きしたいと思います。

**荒川正一総合政策課長** 議長、荒川正一。

**小嶋富弥議長** 総合政策課長荒川正一君。

**荒川正一総合政策課長** 地域担当の制度、これは始まって大分たちますので、また今見直しをしておりますが、緊急時の場合についての中心的な活動だったというようなこともありますので、例えば地域の中での見守りあるいは情報の受信、あるいは情報の発信というようなものについて、災害時、緊急時の場合についても、このような日常的な行動あるいは区長方とのやりとりが役に立ってくるのかなというふうに思いますので、災害時のときのためについても、日ごろからどのようなことができるのかということのために、定期的な巡回あるいは訪問を少しふやすことが

できないのかなということを含めて考えておるところでございます。議員のほうからはこれまでその辺で少しお話をお伺いしたこともありますので、含めてその辺、今後の対応として考えてまいりたいというふうにはちょっと思っております。

個々のマニュアル等々の作成等あるいは日ごろのその状況の把握というようなものについては、区長方あるいは役員方との間の中での地域活動の中で把握してとなるのが、つぶさな情報が得られるものだろうというようなことも思いますので、その辺は自助・共助の中で整理していくことができないかということも思っております。

さまざまな機会を捉えて地域問題の整理の中で研修会なども含めながらやっているつもりですが、その辺の効果的な開催の仕方なども今考えておるところでして、今年度内にも1回やっていこうかなというふうに思っているところでもございます。

ちょっと総括的な形の話になりましたけれども、そんな形で地域問題についてはお答えさせてもらいますけれども、課題の中で整理の方向を見出しているところでございます。

**5 番（奥山省三議員）** 議長、奥山省三。

**小嶋富弥議長** 奥山省三君。

**5 番（奥山省三議員）** 地区には消防団の方もいるわけですが、それから、2月の末に区長を集めて、萩野地区ですか研修会をやったんですけれども、それが日中で、私にしてみれば夜のほうがよかったんですけれども昼間やっていましたけれども。だから、区長をやっている方もほとんど集まらなくて数が少ないと、やっぱりその中で研修をやってもちょっと意味がないのではないかと。夜やればもっと集まってくるというふうに思いましたけれども、その点についてももう少し考えていただきたいというふうに思います。



それから、区長が1年で交代するところなどもあるようですけれども、その役割についてはもうちょっと浸透していないというか、行政のほうでももう少し説明をしてやっぱり1年ではかわらない、少し、2年とか3年ぐらいやってもらえるような対応をするようにお願いするとか。

それから、自主防災の組織づくりの話もそのときありましたけれども、やっぱり私のところは消防団がいるからいいのではないかという考えの人もかなりいますけれども、それとはまた別の考えで自主防災組織をつくってほしいという市の説明ではありましたけれども、そばにいる人に聞いたら、ただ、余り話にはなかなか乗ってこないというか、その点についてこれから市としてはどのように考えていくのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

**荒川正一総合政策課長** 議長、荒川正一。

**小嶋富弥議長** 総合政策課長荒川正一君。

**荒川正一総合政策課長** 前半のほうのお話について私のほうからお答えさせていただきますけれども、萩野地区での2月上旬の研修会のお話でしたが、今年度から新たに区長協議会の中で7つの地区、これを5つの中学校区というところの再編の中で自主的に自分たちの地域課題を共有していこうと、あるいは整理していこうと、あるいはその先にある課題解決に向けて話し合っていこうというふうな機会を設けていきたいと思いますということで、新しく始めたものでございまして、私どものほうで最初お話ししたしましたが、中学校区のそれぞれの役員方のほうで、自主的にテーマ、日時、場所を決めてやってもらったものでございます。

初回でありますので、今後それをさらに浸透させていくためにも、発展させていきたいというふうに思っております、区長方あるいは地域の中で格差が出てこないように、それぞれ同じ中学校区の中での同じ生活環境、自然環境の中で共通しているところの中で、まず第一義

的にお話し合いをしてもらいたいというところの取っかかりのところでありました。第1回目ですので、今後にまた期待したいというふうな部分でございます。

あと、地区の中での区長の早目の交代ということがありますが、年々そういうふうな流れが加速しているのかなというようなことを感じております。

しかしながら、区長総会あるいは全員研修会等々あるときには結構な出席率がありますので、その辺をもっと私たち市のほうも協働的な姿勢ももって共有できるような課題をこちらのほうからお話も申し上げながら、あるいはお話をいただきながら進めていく。このようなことがまず一つ一つの積み重ねかなと。自治会でありますので、なるべくであれば2年、3年やってもらいたいところはありますけれども、1年交代としているところも昨今の状況の中でいたし方ない部分ではあるのかなと。

したがって、地域づくりの中で連合体ということで町内が共有できる課題をできる隣接した町内で集まって連合体でもって、まちづくりを地域づくりをやろうというところの手法もございまして、そちらのほうを今また一方で力を入れようというふうにしております。

抜本的な対策にはならないかとは思いますが、社会的なこの流れの中で考えてまいりたいというふうに思います。

**5 番（奥山省三議員）** 議長、奥山省三。

**小嶋富弥議長** 奥山省三君。

**5 番（奥山省三議員）** それから、私のほうに民生委員も1人いますけれども、やっぱり萩野地区、泉田地区なんですけれども、かなり大きい戸数ですので、それで民生委員1人に任せるという考えは大変だと思うんです。それで、民生委員の方がこの間私に言ったんですけれども、「もうやめたいなのわあ」と、「やめたいのだけれども、市さ相談したら、次の人を見つける

までやめられないと、そう言われた」と言うんです。やっぱりこれでは大変だと思うんです。それでは、次になる人もいないと思うんです。やっぱりその点を、もう少し市でも行政のほうでも考えていただきまして、地区にちゃんと市のほうで顔を出してそういう相談というか、民生委員、私ら区長だけに任せるというのではなくて、その地区担当の職員をもう少し動かしてこれからの災害などに対応できるようによろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で終わります。どうもありがとうございました。(拍手)

**小嶋富弥議長** ただいまから10分間休憩いたします。

午後2時38分 休憩

午後2時48分 開議

**小嶋富弥議長** 休憩を解いて再開いたします。

### 佐藤悦子議員の質問

**小嶋富弥議長** 次に、佐藤悦子君。

(1番佐藤悦子議員登壇)(拍手)

**1番(佐藤悦子議員)** 日本共産党を代表して一般質問をいたします。

最初に、高過ぎる国民健康保険税を引き下げ、国民皆保険制度を守るための施策についてお伺ひいたします。

その1つとして、国民健康保険税が高くなっている原因は、国庫負担削減と加入者の貧困化によるものではないでしょうか。

市町村国保の総収入に占める国庫負担の割合は、1980年の57.5%から、2012年度には22.8%にまで減っています。また、加入者世帯の平均所得は、1984年度には179万円でした。1990年

度には240万円まで上がりましたが、2012年度には141万円に落ち込んでいます。一方、1人当たりの国民健康保険税は、1984年度3万9,000円から、2012年度には9万1,000円まで引き上がりました。当市の状況はどうなっているかについてお伺ひします。

加入者の貧困化の中での保険税の引き上げは、当然のごとく滞納を激増させました。財政難、国保税の引き上げ、滞納増、財政難という悪循環に、当市でも陥っているのではないのでしょうか。

また、政府は、今月3日の閣議決定で、市町村の国民健康保険の財政運営を都道府県単位で行うことなどを盛り込んだ医療保険制度を改定する法案を決定し、今行われている通常国会で成立させ、2018年度実施を狙っています。

新制度では、都道府県が各市町村の分賦金という納付金と標準保険料率を決定、市町村は、これをもとに保険料率を決めて徴収するため、保険料の値上げや徴収強化につながります。

納付金は、医療費の実績などをもとに決定されるため、市町村に医療費の削減を迫る仕組みとなっています。

この仕組みでは、国保税の賦課・徴収・窓口業務などにかかわる市町村の負担は、軽減されるどころか、都道府県の指導のもとで強化されるのではないのでしょうか。

また、国保の都道府県単位化で、市町村が行っている一般会計からの繰り入れをやめさせようとしています。しかし、それはあくまでも住民の負担軽減のための一般会計繰り入れでありました。新しい仕組みでは、収納悪化で市町村が分賦金を上納できない場合は、一般会計から不足分を支出しなければなりません。これは、保険料を賦課・徴収した後の繰り入れになりますから、住民の負担軽減にはなりません。国保の県単位化によって住民負担の軽減のための繰り入れがなくなれば、国保税は、医療費の増大

に応じて際限なく引き上げられていくのではないのでしょうか。

こうして国保の県単位化は、加入者の負担軽減にならないばかりか、市にとって負担が増すだけで、県や市町村の担当者の当初の期待は裏切られようとしているのではないのでしょうか。国保の都道府県単位化は中止するしかないとの声を上げるときではないのでしょうか。

保険者組織の広域化は、住民から離れた組織運営を可能にし、過酷な滞納制裁や無慈悲な給付抑制も容易にするのではないかということも心配されます。

また、国保が保険税の高騰と財政窮迫の悪循環から抜け出せなくなったのは、国庫負担が削減されるもとで貧困が拡大したからです。この矛盾を抜け出すには、保険税を軽減し、払える人をふやすしかないと考えます。京都市では、来年度、1人当たり年2,532円の国保税の引き下げを行うとのこと。国の制度を活用することです。当市でも引き下げができるのではないのでしょうか。

それから、低所得者への減免措置を進め、納付しやすい環境をつくるのが、収納率向上の道ではないのでしょうか。災害などの一時的な所得の減少だけでなく、恒常的な低所得者を対象にした免除制度をつくるのが求められているのではないのでしょうか、お伺いします。

また、当市でも、国民健康保険法に基づいて医療費の窓口負担について減免制度がつけられました。一部負担金減免制度というものですが、利用はされていないと聞いております。この状況から、制度の拡充が必要と考えますが、御見解はいかがでしょうか。

2番目の質問です。雪に強いまちづくりについてお聞きします。

1つは、高齢者世帯宅の除雪の助成について。

例年の2倍の降雪となった12月は、要望した世帯に回り切れず、一部市民に大きな不安を与

えました。それで、私などは、市は頼りにならないなどと厳しくお叱りを受けた次第です。そこで、シルバーなどが対応できないときは、個人的に業者に頼んだ場合も助成が受けられるように改善すべきではないのでしょうか、お伺いします。

2つ目に、側溝や流雪溝に水があってほしいと願い、市も一生懸命取り組んでいます。それでも、全部には水が行き渡ることが不可能だと言われております。豪雪地なのに、側溝・流雪溝に水も来ない。雪捨て場に困っている住宅地に雪捨て場を確保するということが、水の行かないところにとっては重要なことではないのでしょうか。そして、雪捨て場として貸してくれる場合は、固定資産税の軽減制度を受けられるよう誘導すべきではないのでしょうか。秋田市では、町内会と土地所有者で契約書を交わせば、その期間分の土地の固定資産税が減免されていると聞きました。驚きました。ぜひ新庄市でもと思いました。

3番目に、高齢者の生活を守ることにについて伺います。

年金が下がり続ける一方、介護保険料や医療保険料は上がり、高齢者の生活は苦しくなるばかりです。当市では、来年度、介護保険料が平均14.7%もの引き上げが提案されてきております。政治の役割は、所得の再配分機能によって社会保障制度を充実し、誰もが人間らしく生きることができるようにすることだと思います。

ところが、現実には、社会保障が次々削られ貧困と格差が広がるばかりで、低所得の高齢者をますますひどい貧困に追いやるものとなっています。このような中、国の政治から住民の暮らし・命を守るのが市政の役割ではないのでしょうか。この立場から、住民の介護保険料の負担軽減について質問します。

介護保険料の値上げを抑えるための一般会計からの繰り入れについて質問します。

厚労省は、自治体が行っている保険料の減免に対し、第1に保険料の全額免除、第2に収入のみに着目した一律の減免、第3に保険料減免分に対する一般財源の繰り入れ、これを不適切とする3原則を示していますが、一般会計からの繰り入れで介護保険料の値上げを抑えること、これしかないと思っておりますが、これについてどうお考えか、伺います。

また、生活保護受給世帯で、介護度2の方で紙おむつを使用しておられましたが、全額自己負担です。低所得世帯の紙おむつ支給の拡大についてはどうお考えか、伺います。

また、福祉タクシー券やはりきゅうマッサージ補助券などの復活で、高齢者の外出を応援する考えはないか、また伺いたいと思いました。

では、よろしく申し上げます。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**小嶋富弥議長** 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** それでは、佐藤市議の御質問にお答えさせていただきます。

本市における国民健康保険事業特別会計の歳入に占める国庫支出金の割合は、平成24年度決算で25.1%、平成25年度決算では25.2%と、約4分の1となっております。加入者世帯の平均所得及び国民健康保険税の1人当たりの調定額は、平成24年度でそれぞれ153万円及び10万1,000円。平成25年度で156万円及び10万4,000円となっております。

また、国民健康保険税の収納率ですが、平成24年度で92.62%、平成25年度で93.08%となり、市民の皆様の御理解と御協力により数値が改善している状況にあります。

現在の国民健康保険事業の財政が逼迫している原因であります。被保険者数の減少により国保税収入が減少する反面、被保険者の高齢化、医療の高度化などにより1人当たり給付費は年々増加するといった、税と給付のバランスが

とれていないことが原因と捉えております。今後も、国庫支出金の増額について国に引き続き要望するとともに、税の歳入確保対策、保険給付費の抑制対策に取り組んでまいりますので、御理解と御協力のほど、よろしくお願いいたします。

次に、国民健康保険事業の都道府県単位化に関する御質問であります。去る1月13日に開催された第3回社会保障制度改革推進本部において、医療保険制度改革骨子が決定されました。骨子には、都道府県単位化の開始年度を平成30年度とすること、都道府県と市町村の役割分担に関すること、平成29年度には3,400億円の財政支援の拡充を行うことなどが盛り込まれ、これにより都道府県単位化には一定の道筋がついたものと捉えております。

都道府県単位化後の制度において、保険給付はこれまでどおり市町村が行い、給付に要した費用は全額県が市町村に交付する形式が検討されております。また、財政運営に当たっては、都道府県が医療費等所要額の見込みを立て、市町村ごとの分賦金を決定することとされ、分賦金に応じた税率の設定及び税の賦課徴収は引き続き市町村が担うこととされております。都道府県単位化後の保険給付及び国民健康保険税のあり方については、引き続き地方との協議を進めながら決定することとされておりますので、動向を注意しながら、都道府県単位化への円滑な移行に向け準備を進めてまいりたいと考えております。

次に、国民健康保険税の引き下げに関する御質問であります。

国民健康保険税の税率については、昨年3月定例会において、平均11.8%の引き上げとなる国民健康保険税の改正を行いました。これにより1億2,000万円程度の増収を見込んでおりましたが、被保険者数及び被保険者所得の減少により、当初の増収見込みを大幅に下回る見込み

であります。

また、先ほど申し上げましたが、被保険者の高齢化、医療の高度化などにより、1人当たり給付費は増加傾向にあり、引き続き厳しい財政運営が予想されます。京都市において、来年度から国民健康保険事業の都道府県単位化に向けた新たな財政支援を背景に引き下げの判断を行ったようですが、本市においては、引き続き歳入歳出のバランスを注視しながらの財政運営となりますので、現段階では、国民健康保険税の引き下げは困難であると考えております。

次に、国民健康保険税の減免に関する御質問ですが、市税減免の制度やその趣旨につきましては地方税法に規定されており、これを受けて市税条例で改めてその内容を定めております。

御質問の国民健康保険税の減免につきましては、所得が皆無になったため生活が著しく困難になった方や、それに準ずる方が対象となります。この減免の制度とは別に、恒常的に低所得の方には、当初の算定において、所得に応じて均等割額と平等割額について最大7割を軽減する仕組みとなっております。また、倒産や解雇、事業廃止などにより失業して国民健康保険被保険者になった方で、一定の条件を満たす方に対しては、非自発的失業者として、所得を100分の30として税額を算出する仕組みもあります。

したがって、独自減免制度をさらに拡充することは、厳しい国保財政を勘案いたしますと、現段階では困難であると考えております。

次に、医療機関を受診した際の一部負担金の減免制度に関する御質問であります。

市では、平成24年7月に要綱を制定し、災害その他の事由により一時的に生活が困窮した世帯について、収入が生活保護基準額以下であることなどを要件に、入院療養の一部負担金を免除する措置を講ずるとともに、外来療養に関しても、一定の要件のもと、一部負担金の徴収を

最大6カ月猶予する措置を講じております。

制度の拡充に当たりましては、それにより国庫負担金の算定上減額調整がかけられることとなるため、財政運営を勘案しますと困難であると考えております。本年2月末現在で申請の実績はございませんが、今後も広報誌、ホームページ等により現行制度の周知に努めてまいります。

次に、雪に強いまちづくりについて。

高齢者世帯冬期生活支援事業についての御質問ですが、現在市で行っている除雪サービスは、倒壊のおそれがある場合など、冬期間の生活に支障を来す場合に、親族や近隣からの労力及び金銭的援助を受けることができず、自力での除雪作業が困難な低所得高齢者世帯及び障害者のみの世帯を対象とし、雪おろしと玄関前除雪を、シルバー人材センターと市内24社が加盟している新庄市建設クラブへの委託事業で支援対応しております。年々申請件数が増加しており、今年度は144件の申請がございました。今期初頭の豪雪には幾らかお待ちいただいたこともございましたが、会員をフル稼働し、大きな事故につながることもなく、1月中旬までに申請のあった雪おろし作業は完了することができております。

なお、シルバー人材センターの会員では危険で対処できない箇所については、高所作業の経験と実績のある新庄市建設クラブへ委託しているところであり、申し込みが集中しシルバー人材センターでの早期対応が困難な場合も、同クラブを通じ、対応可能な業者の選定をお願いしているところであります。

御質問にあります個人的に業者へお願いする場合は、万が一事故が起こった場合の責任や業務の確実な履行、不当な高額請求などが心配されるところであります。シルバー人材センターと建設クラブにおいては、福祉施策として通常よりも単価設定を低くしていただき現状の委託

業務が行われておりますので、御理解のほどお願いいたします。高齢者世帯が増加傾向にある事実を踏まえ、除雪援助のあり方は当市の重要課題の一つと捉えておりますので、市全体の除雪対策の中で効果的な方法を考えてまいりたいと考えております。

次に、市道における雪対策の基本、側溝・流雪溝に水もないというようなことに対する御質問であります。本市の雪対策の基本は、機械除雪と排雪、もしくは機械除雪と流雪溝の組み合わせによる除雪体制を行っております。このうち、消流雪施設の整備は、現在48キロメートルを整備し、水量の豊富な河川からの水源を確保し、地域と一体となった雪対策を図っていくことが必要となっており、来年度から、一部、流雪溝用水導入事業にも取りかかる予定であります。

冬期において、市道除雪のみならず、屋根の雪おろしなどに伴う民間空き地を含めた一時的な雪捨て場の確保は、必要であると認識しております。市道除雪では、道路脇に雪を寄せるほか、除雪オペレーターからの要望もあり、駐車場、公園などの公共施設や私有地の空き地があるところには仮置きし、融雪時期に排雪を行っている状況です。しかしながら、借用においては年々地権者からの協力を得がたい状況にあります。雪捨て場の確保につきましては、必要とする団体、地区において各地権者と交渉し、その同意を得る必要があります。市街地、郊外など、地域の状況や土地の用途、形状、面積なども考慮されなければならず、その範囲は限定されるものと思われま

す。御指摘の固定資産税の減免については、一つの方法として検討しております。いずれにいたしましても、各地区と話し合いながら、現状把握と課題の整理を行い、それぞれの協力を得ながら、効果的に雪に強いまちづくりを目指してまいります。

次に、一般会計からの繰り入れで介護保険料の値下げを抑えることはできないかということですが、第6期の介護保険料は所得段階別に9段階設定を予定しており、被保険者の所得が低い場合には保険料負担も低くなる仕組みとなっております。ただし、災害等の場合、保険料負担に配慮するため、市の条例において保険料の減免規定が設けられております。所得が低い方に対して減免を利用することは、介護保険の制度上予定されているものではなく、保険料の全額免除、収入のみに着目した一律減免、保険料減免分に対する一般財源の投入については、適切ではないとの国の3原則遵守の考え方があります。

特に一般財源の投入に関しては、介護保険制度創設に当たった議論において、一般財源から繰り入れが常態化してしまうのではないかと懸念がありました。仮に一般財源の繰り入れを一度でも行えば、将来、繰入額が増加した場合や一般財源が厳しくなった場合であっても、直ちに繰り入れを中止することは難しく、市町村の一般財源を将来にわたって圧迫する構図となることが予想されます。加えて市町村の一般財源は住民のための貴重な財源でありますので、将来の保険給付費が増加しないよう健康づくりなどに充て、将来の介護保険料の増加を抑えていくことのほうが、効率的かつ現実的であります。

平成14年の参議院厚生労働委員会での答弁においては、保険料の単独減免に対する国の考え方については地方自治法に規定する助言あるいは勧告に当たり、地方自治体が地方自治法上従うべき義務という法律上の義務というものはないと解釈されているということでありました。しかし、一方で国の立場からすれば、介護保険制度には国税も導入されており、介護保険制度を適正に運営するに当たって国の指導があることは当然との答弁であります。

介護保険を今後も持続可能な制度として成り立たせていくことに対する責務が保険者にありますので、この国の3原則の考え方を遵守しながら今後も介護保険事業を運営していくことに、御理解のほどよろしくお願いたします。

生活保護受給世帯で介護度2の方の紙おむつの件であります。生活保護受給者で紙おむつを必要とする対象者は、常時失禁状態にある場合に限り、生活扶助費等に加えて月額2万600円以内での使用実績分を一時扶助加算として支給しておりますので、御理解いただきたいと思います。

また、生活保護受給者以外の低所得世帯に対する紙おむつの支給拡大についてですが、常時失禁状態であるかの判断として、介護認定による介護度3以上の方に対し紙おむつを支給しているところですので、現時点においては支給拡大は考えておりません。

最後に、福祉タクシー券やはりきゅうマッサージ補助券などの復活というお話であります。福祉タクシー券に関する御質問であります。現在、当市においては、御存じのとおり、支給対象者を身体障害者手帳1級と2級、療育手帳A、精神福祉手帳1級をお持ちの方々としており、いわゆる重度障害をお持ちの方々を対象としております。身体障害者手帳2級の方が年間12枚、そのほかの方は年間15枚支給しており、助成額は1枚につき330円となっております。タクシー券の給付の取り扱いについては、制度の趣旨と財政上のバランスを考慮し、現在の制度を維持していきたいと考えております。

はりきゅうマッサージ券については、平成16年度に、対象範囲、事業効果を考慮し事業廃止しております。福祉行政全体の給付と負担のバランスを考え、現時点での事業復活は考えていないところであります。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小嶋富弥議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 大変厳しいお答えをたくさんいただきました。

さて、それに対してですが、1人当たりの国保税は、今、新庄市は県内13市中、これは第2位であります。他市町村よりも高くなる原因などをどう把握されているか、伺います。

荒澤宏二健康課長 議長、荒澤宏二。

小嶋富弥議長 健康課長荒澤宏二君。

荒澤宏二健康課長 国民健康保険税の1人当たりの額については、今現在、県内2番目ということで、その原因はということですが、市長答弁にもありましたように、やはり国保被保険者数が年々減少していること、それから医療機関にかかる医療費・療養費関係が、医療の高度化、そういったところで1人当たりの医療費が年々増加しているような状況からそのような状況になってきているのかなというふうに判断しております。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小嶋富弥議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） これは13市の1人当たりの国民健康保険税なんです。新庄市は11万7,562円、平成26年度です。13市で見ますと、例えば酒田市は8万9,750円、これは13位のところ。こういう違いがなぜ生まれるのかということで、どう考えているのか、もう一度お願いします。

荒澤宏二健康課長 議長、荒澤宏二。

小嶋富弥議長 健康課長荒澤宏二君。

荒澤宏二健康課長 それぞれの市町村で保険者のほうで国民健康保険税、国民健康保険料を算定しているわけですが、それぞれの保険者での理由があるかと思えますし、また、新庄市、今、佐藤議員のほうから県内保険者の中でも高いほうで、安いところと比べると何でこんなに違うのというふうな御質問ですけれども、新庄市も今までずっと上のほうにいたわけでは

なくて、その時々で、昔の場合をちょっと言ってみますと、非常に安いとか半分以下の保険料の時代もございました。その時々での保険料額ということで、今日に至っているような状況かと思えます。

先ほども言いましたように、保険者が減ってきている。それから、医療機関での1人当たりの医療費が上がってきているというような状況を勘案しての保険料、1人当たりの保険税額になってきているのかなというふうに思っております。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小嶋富弥議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 市民にとっては、高い国民健康保険税ということから、これを何とか下げてもらいたいという願いがある方々などは、ほかの市町村とのこの差が出たときに、どうしてなのか納得いく説明がやっぱり必要だし、医療費が上がらないようにするにはどうするというふうに考えているのがあれば、市民に示して協力を仰ぐ必要があると思うんですね。そういったことはどう見ているかということでお聞きしたいんです。

荒澤宏二健康課長 議長、荒澤宏二。

小嶋富弥議長 健康課長荒澤宏二君。

荒澤宏二健康課長 医療費が年々ふえてきているということが、国民健康保険税の金額が上がっていくことにもつながる要因となっているわけでございますので、私ども健康課としましては、医療費の抑制に向けた、あわせて市民の健康増進に向けた、毎年特定健康診査あるいはがん検診等、検診を受けていただいて、早期発見、早期治療、そして、そういった健康ですよと言われるような方については、自分だけで健康だと思うのではなくて、そういった公的な機関からあなたは健康ですよというふうなお墨つきをもらって健康に暮らしていく、そういったことができるように、私どものほうでは特定健康診査

とかがん検診、そういったものを毎年受けられるように市民の皆様方にお勧めしております。そして、治療が必要になったような場合については、早目に治療していただくことによって、重い病気とか、あるいは治療するに当たって非常に個人的な抑制というのでしょうか、日常生活にも支障を来すようなことがないような、そういったことを生活していく上で進めていっていただきたいと思っておりますので、特定健診やがん検診等の検診を受けるよう、今後とも、市民の皆様方へはいろいろ通知を出したりとか、市報とかさまざまな機会を捉えましてお話しして、やっていただければというふうな思いでいます。そうすることによって、医療費、療養費関係が引き下げになるかなというふうに思っておりますので、そういったことで進めていく所存でございます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小嶋富弥議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） よろしくお願ひします。

次の質問ですが、所得250万円、40代の夫婦に子供2人の世帯で資産なしという世帯の国保税を試算していただきましたら、54万円となっていました。所得というのは、自営業者、農業者は、収入は米の売り上げとかありますけれども、経費を引く、そうすると所得になるわけです。ですから、生活できるお金という、生活に回せるお金になるわけなんです、その所得を月額にすれば20万8,000円なんです。この方に、54万円を12で割りますと、月額4万5,000円も国保税を払うことになります。これは可能だと考えますか。

佐藤信行税務課長 議長、佐藤信行。

小嶋富弥議長 税務課長佐藤信行君。

佐藤信行税務課長 ただいまのケースで、これを納付することが可能かというふうなお話ですけども、やはり必要な財源、これを確保するために国民健康保険税を賦課しておるわけござ



いまして、その際にも、低所得者の方々についてはそういった配慮をしているというふうなことでございます。やはり傾斜配分といいますか、所得のあるの方々についてはそれなりの。

今回、確かに県内2位というふうなお話でございましたので、私どもとしましては非常に負担感は小さくないというふうに考えております。しかしながら、そういうふうな状態で賦課する状態ですので、これはぜひ納めていただきたいと思っておりますし、また、納めることは可能であろうというふうに考えております。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小嶋富弥議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 3級地の4人世帯の生活保護の基準月額というのがありますが、それは住宅扶助を一般基準で計算した場合でも21万円何がしです。生活保護世帯は、国保税は免除なんです。当市の国保税は生活保護基準以下の世帯に、払えないことがわかっているのに過酷な税負担を強いていると考えませんか。これは市長にお伺いします。

佐藤信行税務課長 議長、佐藤信行。

小嶋富弥議長 税務課長佐藤信行君。

佐藤信行税務課長 先ほども申しましたけれども、やはりそれぞれ被保険者の方々、全てやはり負担感はそれなりにあるということを私どもは感じております。しかしながら、これはぜひ納めていただかなくてはならないし、そうでないと国保財政そのものが運営できないというふうに私どもは感じておりますので、その方向でやっていただきたい。この点は御理解いただきたいというふうに思っております。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小嶋富弥議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 不規則発言はやめていただきたいと思っております。

負担感はあると感じている。しかし、集めていただかないと財政が困難だというのは、全く

そのとおりだと思います。そういう意味では、国がやってくれない場合は、一般会計からの持ち出しというのはせざるを得ないだろうと私は思います。市民の暮らしを守ると考えたときには、そういう立場で本当はやるべきだろうと思います。

次に、国保の一部負担金減免制度について、利用について実績はないということでした。実績がない理由をどう考えているか、お願いします。

荒澤宏二健康課長 議長、荒澤宏二。

小嶋富弥議長 健康課長荒澤宏二君。

荒澤宏二健康課長 市長答弁でもありましたが、

この一部負担金減免制度につきましては、恒常的な制度ではなくて、あくまでも緊急時の救済というのでしょうか、災害などでの緊急時の入院とか、あるいは外来療養とか、必要になるという方への緊急的な対応で、たまたま利用がない。そういったふうにも思います。ただ、この制度そのものをまだ知らないような市民の方がおられるかと思っておりますので、広報誌等を含めながらホームページなどによって、この制度の周知をさらに図ってまいりたいというふうに思っております。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小嶋富弥議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 周知、ぜひお願いしたいと思いますが、全国的に見ても、この制度をつくった国の基準そのままの制度のようですが、それだとほとんど利用がないというのが全国の状況です。それは、使えない内容になっているんじゃないかと思うんです。県内のほかの市に聞いてみても、ほとんど利用されていないんです。できているけれども、あるけれども使われていない。そして、実は、使われれば、半分国の補助があるんです。ところが、使われていない。それをもう少しやっぱり使いやすいように。東大阪市とかは、国に先駆けて使いや

すいようにして、低所得のお金がなくても医者にかかれるような緊急措置であります。そういうことをやっているようで、そういったところにも少し学んで、利用しやすいように考える必要があると思うのですが、どうですか。

**荒澤宏二健康課長** 議長、荒澤宏二。

**小嶋富弥議長** 健康課長荒澤宏二君。

**荒澤宏二健康課長** 今、大阪のほうですか、そちらのほうでは利用しやすいような制度になっているんじゃないかというような御発言でございました。日本全国いろいろな自治体がございます。財政規模、それから国保運営、そういったことについてさまざまな状況が違う自治体が日本全国にはたくさんあるかと思えます。新庄市は新庄市というところで考えていただくしかないのかなというふうには思えます。私たち新庄市の国保運営の状況、それから現状の環境等によって運営していかざるを得ないというところがございます。医療費、それから収納率なども勘案しながらやって、今進めている制度でございますので、全国、大阪とまたちょっと違うんじゃないかなということで考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

**小嶋富弥議長** 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） では、次の質問です。

雪に強いまちづくりについて、市長からは、最初の①については効果的な方法を考えたいというふうに、少しいい考えを披露していただきましたが、いろいろ高齢者の世帯の除雪補助については、自治体でさまざまやっていることがわかりました。村山市とか、尾花沢市とかと聞いてみました。そうしたら、上限のお金で補助をしているようなんです。1割負担というのは新庄市が一番、つまり高齢者にとって優しい金額でしてくれているということで、大変いいことだと思えます。

さらに使いやすいようにということを考えま

すと、尾花沢市では、豪雪対策本部設置ということになりますと、個人への依頼も、それから業者への依頼にも拡大、その前は、豪雪対策本部がないときはシルバー人材センターなどに依頼ということでやっていましたが、豪雪対策本部を設置したとなったら、個人にも依頼していい、業者にもお願いしていい、こういうふうに拡大したそうです。大石田町では、農家でも隣の家の人でも知人でも頼めまして、領収書もらえればオーケーということで、非常に使いやすいものとなっているようなんです。

それから、尾花沢市でもう一ついいと思ったのは、軒下の除雪も雪おろしも兼ねて両方してもらえる。だから、雪おろしだけで足りないという方がよくおられるわけです。さっきボランティアの話もありましたが、それを待ってられない。家が潰れては困るわけですから、そういう軒下の除雪も含めて見てくれているようなんです。そういういいところを学んでやっていただけないかなと思うのですが、どうでしょうか。

**小野茂雄成人福祉課長兼福祉事務所長** 議長、小野茂雄。

**小嶋富弥議長** 成人福祉課長兼福祉事務所長小野茂雄君。

**小野茂雄成人福祉課長兼福祉事務所長** 高齢者の冬期支援事業につきましては、基本的にシルバー人材センターのほうに依頼してございます。委託契約はシルバー人材センターとそれから市の建設クラブというふうなところになってございます。

それで、基本的にはシルバー人材センターのほうに依頼しまして、高所作業車が必要なところでありますとか、あるいはシルバー人材センターでもかなり待機しなければならないというふうな事態になった場合、市の建設クラブのほうは24社加盟してございますので、その中からあいている業者を探してやるというふうな状況

になってございます。

それで、今冬の積雪状況によります。12月にかなり降って、年末年始のほうに集中したというふうなことがございまして、2週間ぐらいかかるんじゃないかというふうなところがありましたけれども、実際は10日ぐらいお待ちいただいて処理できたというふうなところでございます。

それで、シルバー人材センターでもだめだというふうなときに、建設クラブのほうをお願いしようと思ったんですけども、今回はそこまで至らなかったというふうなこともございまして、現制度の委託の内容で進めていっても結構回るのではないかなというふうに思っております。

なお、5年ほど前ですけれども、豪雪だった初めの年ですけれども、1月初めから下旬まで降りっ放しというふうなこともございまして、いつ回るかわからないというふうなことがございました。その際、市の職員を動員いたしました雪おろし等を行ったというふうなことが臨時でありましたけれども、そういう事態になれば、やはり市の職員も豪雪対策本部というふうな名のもとに活躍していただくということもあるかなというふうに思っております。

なお、尾花沢市の例もございましたけれども、やはりおろした雪を片づけるというふうになりますと、かなり雪おろしが必要な方へ回っていかないというふうなこともございますし、そこら辺のところは、考え方もございますけれども、同じ雪国の中である程度の経費は覚悟していただくというふうなところも必要なのではないかなというふうに思っております。

以上でございます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小嶋富弥議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 丁寧な答えありがとうございます。

さっきの市長の答えで、1月中旬まで雪おろしを完了ということでした。しかし、ことしはとにかく12月に普通の2倍降ったわけで、高齢者は自分の家が潰れるのではないか、お金もないしどうしたらいいだろうかということで、とっても悩みに悩んで、もう頭がパニックになって何度もシルバーに行ったり来たりした。それでも、シルバーがいつ来ると言わなかった。12月を越してしまった。そういう人が結局諦めて、近くに緊急をお願いしてしまったということだったんです。そういうことも含めて、近くの人のお願いしてもできるようにしてはどうかということなんです。どうですか。

小野茂雄成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、小野茂雄。

小嶋富弥議長 成人福祉課長兼福祉事務所長小野茂雄君。

小野茂雄成人福祉課長兼福祉事務所長 先ほど市長の答弁にもございましたように、個人と、あるいは建設クラブに入っていない業者とかというふうなことがございまして、保険に入っていないで、その家屋の雪崩どめがなくして事故を起こしたとかというふうなことで、責任の所在がはっきりしない場合とか、不当な請求ということも考えられます。そういったこともございまして、信頼ある市建設クラブのほうへ業者としては依頼しているというふうな次第でありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小嶋富弥議長 時間ありませんよ。いいですか。やりますか。切りますよ、時間きっちり。佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 尾花沢市や大石田町では、冬、雪になったら、これは悪いものではなくて、むしろ喜んで仕事になるというふうを考えて、周りの人たちで少しでも仕事になればというのはいい考えだと私は思うんです。そのときに、今おっしゃった保険加入、それから事故

防止、不当な請求がないような、安くというか  
ね、そういうことを言った上で使えるようにし  
たらどうかということです。もう一回お願いし  
ます。

## 散 会

小嶋富弥議長 以上で本日の日程を終了したので、  
散会いたします。

あす6日午前10時より本会議を開きますので、  
御参集お願い申し上げます。

本日は御苦労さまでした。

午後3時38分 散会

平成27年3月定例会会議録（第3号）

平成27年3月6日 金曜日 午前10時00分開議  
 議長 小嶋 富 弥                      副議長 小 野 周 一

出席議員（18名）

1番	佐藤悦子	議員	2番	伊藤操	議員
3番	石川正志	議員	4番	佐藤義一	議員
5番	奥山省三	議員	6番	沼澤恵一	議員
7番	高橋富美子	議員	8番	佐藤卓也	議員
9番	小嶋富弥	議員	10番	清水清秋	議員
11番	小関淳	議員	12番	遠藤敏信	議員
13番	下山准一	議員	14番	平向岩雄	議員
15番	小野周一	議員	16番	新田道尋	議員
17番	山口吉静	議員	18番	森儀一	議員

欠席議員（0名）

出席要求による出席者職氏名

市長	山尾順紀	副市長	伊藤元昭
総務課長	野崎勉	総合政策課長	荒川正一
財政課長	小野享	税務課長	佐藤信行
市民課長	月野節子	成人福祉課長 兼福祉事務所長	小野茂雄
子育て推進課長 兼福祉事務所長	板垣秀男	環境課長	小嶋達夫
健康課長	荒澤宏二	農林課長	齋藤彰淑
商工観光課長	東海林智	都市整備課長	松坂聡士
上下水道課長	高橋弘	会計管理者長 兼会計課長	近岡晃一
教育委員長	山村明德	教育長	武田一夫
教育次長 兼教育総務課長	森隆志	学校教育課長	長谷部薫
社会教育課長	伊藤洋一	神室荘長	武田清治
監査委員	高山孝治	監査委員局長	佐藤正寿

選挙管理委員会  
委員長

矢 作 勝 彦

選挙管理委員会  
局長

小 松 孝

農業委員会  
会長

星 川 豊

選挙管理委員会  
局長

浅 沼 玲 子

### 事務局出席者職氏名

局長 高 木 勉  
主査 川 又 秀 昭

総務主査 三 原 恵  
主査 沼 澤 和 也

### 議事日程（第3号）

平成27年3月6日 金曜日 午前10時00分開議

#### 日程第 1 一般質問

- 1番 清 水 清 秋 議員
- 2番 山 口 吉 静 議員
- 3番 沼 澤 恵 一 議員
- 4番 平 向 岩 雄 議員

### 本日の会議に付した事件

議事日程（第3号）に同じ

平成27年3月定例会一般質問通告表（2日目）

発言 順序	質問者氏名	質 問 事 項	答 弁 者
1	清 水 清 秋	1. 企業誘致と雇用促進について 2. 最上川流域の水害対策について	市 長
2	山 口 吉 静	1. 危険な空き家問題について 2. ハザードマップについて 3. LED照明について 4. 女性職員の管理職の登用について	市 長
3	沼 澤 恵 一	1. 住居表示町名と旧地区名における「町」を「まち」または「ちょう」の呼び分けについて 2. 新庄まつりについて	市 長 教育委員長
4	平 向 岩 雄	1. 農業の持続可能な対応策について 2. 地方創生特区の受け入れについて 3. 6次産業化推進協議会の充実について 4. 萩野学園開校に向けて	市 長 教育委員長

## 開 議

小嶋富弥議長 皆さんおはようございます。  
ただいまの出席議員は18名でございます。  
欠席通告者はありません。  
これより本日の会議を開きます。  
本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第3号）によって進めます。

### 日程第1 一般質問

小嶋富弥議長 日程第1 一般質問。  
本日の質問者は4名であります。  
これより2日目の一般質問を行います。

#### 清水清秋議員の質問

小嶋富弥議長 それでは、最初に清水清秋君。  
（10番清水清秋議員登壇）（拍手）  
10番（清水清秋議員） おはようございます。  
絆の会の清水清秋でございます。  
2日目のトップとして質問させていただくわけですが、質問は通告したとおりさせていただきます。  
その前に、一問一答方式でやろうと思ったのですが、議会事務局のほうから、この質問は、1番目の質問は2つ重なっているということで、分けてやれば企業誘致のみと、そういうことも事務局のほうから教えていただいたものですから、一括方式でさせていただきます。  
我々は、4月末日をもって4年の任期を終えることになりましたが、私、今回最後の一般質問

になるかもしれませんので、ひとつその辺もよろしくお酌み取りいただきまして、懇切丁寧な答弁を前もってお願いしておきます。

それでは、まず通告の1番目、企業誘致と雇用促進についてお伺いいたします。

我々地方地域においては、まだ景気の回復感には本当に感じられない、そういう状況かと思っております。アベノミクス、安倍政権三本の矢がまだ実感し得ないのが現状であると思えます。

そうした中で、当初は中核工業団地等に25年12月に、前公団のほうから、今現在は中小企業基盤整備機構となっておりますのでございますが、そこから取得されたのがやっぱり25年の12月。その間本日まで、企業が、進出された会社が幾らあるか。また、操業されている会社は何社あるかをお聞きしたかったわけですが、市長のほうから施政方針の中でそれなりに盛り込まれておりましたことも踏まえて、その点については施政方針の中でお答えもいただいているところでもありますので、その辺お酌み取りいただきまして、それなりの答弁をされてもらえばいいかと思えます。

そしてまた、我々議会、そしてまた工業団地の周辺地域に中核工業団地に進出されようとしている会社、これはバイオマスエネルギーガス発電の会社、この会社のほうから何回か説明を受けております。我々地域のほうにも出向いてもらっているような説明を聞いたところでもありますが、その辺の今現在、どういう状況で今推移しているのか。その辺の経過的なものもお聞かせいただければいいかなと思っております。

そしてまた、雇用促進についてお伺いするわけですが、特に高校生の就職が26年度はどのようになっているのか。

このことについては、我々絆の会が中核工業団地の協議会のほうから意見交換会を要請されて、1月27日に懇談会を行ったところでした。その際、一企業、一経営者の方からこういうこ



とをお話しされました。「私のところの会社、ある高校に募集を出したんだけど、一人も応募がなかったのや」ということが、非常に私としては気になったものですから、その辺どうしてなのかなど。その辺、市の行政のほうでもわかればというか、その辺もお聞かせいただければと思います。

次に、あの工業団地は、昭和62年企業立地促進条例というものを条例を設置して現在あるわけですが、この間、この条例が見直し等図られてきているということも聞きました。5年ごとにやられておりますよといろいろなお話を聞いたところでありましたが、この辺の見直しをやってこられた点。かなりその辺でやってこられたわけですが、今回27年度のこの企業立地促進条例も議案として上げられているわけですが、それは説明も聞いた中でわかりますから、これまでのそういうふうな条例に関しての見直し、改正された点があれば、お聞かせいただければありがたい。

そしてまた、中核工業団地の団地内の市で求めてからの当然市有地的なものになったわけですが、まだまだあいていところがあるわけがあります。この辺の活用のあり方、これは以前と変わらない……、条例等もあるかもしれませんが、有効活用を私はしてもらいたいわけですが、既条例にとらわれずあそこで働いている就労者がもっと働きやすい環境の場を整えてやればなということではありますが、この辺は企業懇談会等で会社側のほうからもお話があったところでもありますので、その辺も市のほうにもお話しているということもありましたが、その辺どのように検討されておられるのかお聞かせいただきたい。

特に、工業団地の会社には女性が約650人ほど就労されているということもお聞きしました。そういうことも含めて、女性の就労者が働きやすいように託児所的な建物とかそういうふうな

用地を建てて利用できるかできないか。その辺も含めてお聞かせいただきたいと思います。

次に、これは最上川流域の水害対策について。こういう一つのタイトルで質問しますが、これは私の地元であります本合海地区、また畑地区、これは最上川、唯一新庄で流れている最上川の流域の地区であります。

この地区は、市担当部署なんかは特にわかっている。毎年水害等で悩まされて、ようやく本合海地区においては排水機場が26年度、今年度設置されました。本当に地元の方の念願がなかったというか、幾ら雨が降っても増水時にもやっぱり最上川に排水できる常設の設備が、当市のお力添えもあって、国交省から設置されたわけであります。

そうした中で、唯一畑地区、ここも国においては国重要水害地としての指定になっていると。国交省のほうから、5年ほど前から築堤の堤防の設置というか、堤防をつくれますよというふうなお話が、その地区にお話あったと聞いております。市でもそれなりにわかっているわけですが。

ところが、急にというか一転して、堤防築堤を改築するというかつくるより、そこに関係した住民住宅の、一転して集団移転の方向で国のほうから考えていますよということが、何回か地元にお話が来ていると。そして、地元の関係者の方々も、それじゃあ集団で移転の方向で今話し合われていると。そういう状況であるとは、市のほうでもそれなりに把握しているかと思えます。

そうした中で、あそこには、一定の集団するところはある程度話し合われている。高台で、増水しても水が上がらないところに移転の方向で話し合われている。

そこで心配が出てくるのが、市道、道路関係。国道から入ったところ。市道、あるいは上水道の整備に心配になっているということでありま

すが、その辺、市のほうともお話しされていると聞いておりましたが、その辺の捉え方。どういふうに国交省と一体となって整備を考えておられるか。考えてあればお聞かせいただければありがたいと思います。

以上で、私の通告の質問はこれで終わりますが、よろしく御検討いただいて御答弁をいただければありがたいと。ありがとうございました。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**小嶋富弥議長** 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** おはようございます。

それでは、清水議員の御質問にお答えさせていただきますと思います。

基本的には、企業誘致と雇用促進のというようなことでありますが、平成25年12月17日に新庄中核工業団地の未分譲用地を市が中小企業基盤整備機構より一括購入して以降、平成26年中に2件の用地分譲契約を締結しております。いずれも既に立地した企業が事業拡大のために用地を買い増したものであります。

また、既に用地をしておりました東京及び広島に本社のある企業2社と空き工場を取得し、最上郡内の下、最上郡内の企業1社が平成26年中に操業を開始しました。

この1年間で、企業進出の状況は5件に上り、38名の新規雇用が生まれております。

次に、これまで議会で説明してまいりましたバイオマスガス発電事業についてですが、事業者より1月末に経済産業省の再生可能エネルギー発電設備の認定がおりたとの報告がありました。これを受けて、導入システム実現に向けた事業計画などを検討しておりますが、今般の円安に伴う事業費への影響もあり、今後詳細を詰めていくと伺っております。

さらに、今年度の高校生の就職状況についての御質問ですが、平成27年1月末日現在のハローワーク新庄管内の就職内定者数は169名、内

定率は93.4%です。高校の校長先生方の話によりますと、市内には優秀な企業がふえており、市内への就職指導を優先させているということでありました。

以前、進路担当との話し合いの中で、それぞれの企業といたしますか、関東に学生を送り出すことが一番優先されているという話を聞きまして、これはおかしいということで、神室産業高校に申し入れを行ったところであります。

現在、学校では進路指導担当の先生以外にも、市内の企業を実際に回り、職員会議等で企業報告を行っている。その中で市内に非常に優秀な企業が多いということを実感し、今子供たちに市内の企業に合うプログラミングをつくりながら、地元就職を勧めているということが現在行われております。

市において、現在、工業団地を初めとする地元立地企業の情報発信に力を入れております。最上地区雇用対策協議会と連携した高校生の企業見学会の開催や、雇用創造事業推進事業を活用した地元企業の情報を掲載したガイドブックの作成、また、緊急雇用創出事業を活用した企業の採用担当者向けセミナー開催や企業紹介映像の作成など事業を実施しております。

地元高校生の地元企業への定着を図るため、今後このような取り組みを一層強化してまいりたいというふうに思います。

さらに、先ほどの質問の中で、求人をしたけれども誰一人も来ないというようなことがございましたが、学生のほうにとりましても、やはり3K職場を嫌う方向があるということがあります。長距離運転であるとか、非常に運転手さんへの希望が少ないというのがどこの運送会社のほうでもあるようであります。それは非常に、どう解決したらいいかと今のところはないわけですが、そういうような状況も報告を受けているところであります。

次に、企業誘致の旧企業立地促進条例につい

てであります。その条例は昭和62年に5年間の期限つきで制定され、平成4年3月に期間満了により失効した後、平成6年に現在の企業立地促進条例が制定された経緯がございます。

平成6年当初は、用地取得面積1万平方メートル以上が助成の対象でしたが、平成17年の改正で、これを3,000平方メートルに緩和しました。

また、平成22年には助成割合を20%から30%に、助成の上限額を5,000万円から1億円に、それぞれ引き上げました。

平成24年には、東日本大震災の被災地企業が用地を取得した場合の助成割合を100%にする改正を実施するなど、制度の適切な見直しを図りながら企業誘致に取り組んでまいりました。

このたびの3月議会に上程いたしました改正案では、条例の効力を平成32年3月まで、さらに5年間延長するものでございます。これまで立地した企業によりまして、企業立地奨励金制度が進出を決める要因になっている場合が多いようですので、この制度を有効に活用しながら誘致活動に努めてまいりたいと考えております。

次に、用地内にある市有地の残地の活用など就労者が働きやすい環境を整えてはということですが、中核工業団地には現在60社、約1,700人以上が働いております。県内でも有数の工業団地となってまいりました。さらなる企業誘致を図るためには、魅力ある団地であることをPRできる施設が必要であり、託児所などの検討も必要と考えております。

数年前、設置を試みるべく協議会と話し合いを持ったところですが、リーマンショックでかなりのリストラをしなければいけなくなったということで立ち消えになった経過がございます。今、そうした計画を踏まえながら、アベノミクスの成果もあり、企業における人材確保という観点から、もう一度話し合いの機運が行われており、現在中核工業団地の立地企業協議会にお

いて、託児所の整備に関するアンケート調査を行っており、その内容を参考にしながら具体的に検討してまいりたいと思っております。

また、24時間営業のコンビニストアの設置についての話し合いも行われておりますが、コンビニの設置する側におきまして、工業団地が24時間営業していないということが大きなネックとなっております。その点については、今後十二分に話を進めていきたいというふうに思っております。

残地の活用であります。現在各さまざまな工業団地の中で、広いといえますか面積の大きい残地が残り少なくなってきております。その中で、新庄市における一つ5万平方メートル規模の残地というのは大変魅力であるというようなことが言われております。

そうしたことで、今後の成り行きの中において、東北のへそと言われる新庄市にその残地の目的に来る可能性もあるということで、いたずらにそのところを他の用途にするということは考えていないところであります。それだけの大きな面積を持っている、塩漬けになっている状況ではなく、新庄市で一括購入したことも小さな分割の中でそのもとをとりつつありますので、その大きな部分については今後の有効活用を図っていきたく考えているところであります。

定住促進のためには、働く場の確保が最も重要なことですので、未分譲用地への企業誘致に努めながら残地の活用を図っていきたく思っております。

最後に、最上川流域の水害対策であります。現在のゲリラ豪雨などで、これまでも大変最上川の水害があったのですが、さらに今の現状は厳しい状況が増していると判断しております。

最上川の整備につきましては、平成11年12月に策定されました最上川水系河川整備基本方針に基づき、同14年の河川整備計画で具体的事項が定められております。

特に本市に関係する最上川中流域では、必要とされる堤防整備延長が約86キロメートルあり、平成26年3月末で約75キロメートルが完成もしくは暫定での整備がなされております。残りの畑地区を含む11キロメートルが無堤部となっており、整備が急がれる状況と言えます。

当地区のほか、水被害の状況につきましては、平成9年から現在までの計5回の洪水により、浸水延べ面積が約100ヘクタール、床上・床下浸水が非住居を含めると54戸となっております。

そのため、早期の整備について、最上北村山の市町村で構成する最上川中流改修促進期成同盟会と一体となり、国に強く要望してまいりました。

その結果、本年度、被害が想定される住居を浸水区域外へ移転される対策案が国より示されました。これまで、掘削による川底を低くする案、それから住んでいるところを全部堤防で囲んでおく輪中という方法、そして最後に移転という方法があったわけですが、今度国より示されたのは、被害が想定される住居を浸水区域外へ移転される対策案が国より示されたところであります。

本市といたしましても、この案に基づき、これまで同様に地域コミュニティーを存続させるために必要な新たな住宅地の整備や、国道へと連絡する市道の整備、同じく水道などのライフラインに関する整備については、国、地域の皆様と十分な協議を重ね、よりよい方向が示されるよう検討し、実施してまいりたいと考えております。

また、本合海地区における排水機、先ほどありましたが、ようやく完成することができました。さらには、最上地域全体がゲリラ豪雨対策として最上広域事務組合におきましても、戸沢村と鮭川村に2台排水機、移動排水機を設置しております。その排水機につきましては、本合

海地域で排水が不可能になったときは、移動しながら地域を排水し、地域安全な方向に持っていくという移動方式でありますので、何とぞ御理解いただき、壇上からの答弁を以上とさせていただきます。

10番（清水清秋議員） 議長、清水清秋。

小嶋富弥議長 清水清秋君。

10番（清水清秋議員） 御答弁ありがとうございます。

再質問は格別考えていなかったところでした。それなりに、私なりにちょっとだけ時間をもらって、再質問させていただきたいと思います。

一つ、やはり雇用促進。これは市長が掲げているにぎわい、元気なまちづくり。これはやはり企業、会社に来ていただいて、雇用がそこで生まれる。そしてまた、若い世代がその会社に定着雇用ができれば、初めて元気なまちづくり、にぎわいのまちづくりになるわけでありまして。それが課題、最重要だと私は思っております。幾ら元気なまちづくりにやろうといっても、若い人たちが定着して働く場所がなかったら、このことに、市長が言っていることにはつながらない。そういうことも踏まえながら質問させていただきました。

特に高校生の就職。これは避けて通れないという一番重要な物事だと思って、工業団地に懇談会等でも話し合われたわけでありましたが、市でもいろいろと今、担当部署のほうで、そういうふうな高校生に対していろんな指導とかやっているそうであります。これはいいことだと思ったのが、商工課の課長から聞いたんですが、あるところ、私は森林組合の役員もしているものだから、森林組合のこの間の会議等で、高校生を対象として今度新しく集材材工場のほうに、工場へ視察に行く計画があるんだと聞かされました。これはどこで企画したのかなと思って、課長にもお聞きしたんですが、担当部署で企画していると。これが3月の末あたり

というか、何かその辺検討していますよという話。本当に非常にいいことです。

そういう高校生、就職を探している就職活動に対して、前も言ったことがあるんですが、そういうふうな会社を見てもらう。これが一番、高校生に対しての就職の活動に対して一番印象、インパクトを与えるんじゃないかなと思っております。ただ説明会で説明を聞いただけでは、余り実感されないのが現状かなと思っている。

そういうところで、市長も先ほど言われましたが、本当に工業団地の優秀な企業が今操業しておるわけでありますので、ぜひひとつそういう会社を実際に見てもらう。設備を、その場で聞いてもらうというのが一番のやっぱり就職活動に対しての目安になるかと私は思っております。よろしくひとつお願いしたいと思ひます。

あと、工業団地に関して、やはりこの立地条例。この中にやっぱりいろんな優遇措置も施される内容が、この24年3月に我々に配られました企業誘致戦略に関する調査研究。この中での内容を見ますと、これはある程度上位法に基づいた優遇措置の施され方じゃないかなとつくづく気になっておったんですよ。いろんな優遇措置もある。補助金制度なんかも、これはみんなやっている。県、国、市で制定されているというか、市でやろうとしているのが数限られているんですね。一つ、5年以内に操業した製造業、用地取得の30%、上限1億円。また、固定資産税に関して課税免除3年間。こういうのを市では、これを見ただけでは、このぐらいなの。ということは、やはり市であの団地を20町歩余り購入したわけですから。あの当時、何とか市が独自に土地を利用できる体制づくりというか、こういうふうな条例改正的なものも踏まえて購入すべきだったんじゃないかなと。市では購入したんだけど、これは条例で縛られている。やはり地方は今、地方創生、創生と国でも言っているわけですから。その辺も踏まえてやっぱ

り考えて、購入する際、新庄市独自の利用の方法もあるから考えてもらえないかというようなことも踏まえてやっぱり購入にこぎつけられたらもっとよかったかなと思って。今言ってもしようがないと。これからいろいろ改正しながらということもあるでしょうから、ひとつ今後はその辺も踏まえながら、やはり残っている残地を本当に市民、最上地域、特にあそこで働いている方々はその大半であるわけですから、そういう先ほど言った託児所的なところも踏まえて、もっともっとやはり工業団地の中で働いている方々を特に働きやすい環境づくりというのは、これは望まれるんじゃないかと思っています。どうぞその辺もよろしく検討してください。

あと、水害に関して、今市長のほうから答弁された点。今後の課題というか、国交省で対処できる事業。そしてまた、当管内の市が当然そこに入ってやってもらわなければならない仕事も出てくるわけですから。その辺の地区住民の心配を幾らかでも少なくするというか、排除してやるというか、そういう考え方で取り組んでもらわなければ。

特にあそこは、必ず47号線は、本合海、あれは長坂地内でストップされる。そして迂回される。これは毎年ある。それがなると、やはりそこに住んでいる人だけじゃない。国道ですから、要衝の国道なんですよ。いろんな産業面にも響いていくんですよ。増水して、国道が寸断されてストップになったら、特に大型トラック、輸送している方々が非常に大変な状況になるわけですから、やはりその辺をやっぱ市がもう少し力を入れてやってもらいたい。どうも国が動いても、何か市がそれに一体感というのが伝わってこないんですよ。本合海の排水機場、これは国が、国交省がどんどん進めた結果であれができた。そういうことを目の当たりにして見ているわけですから。市がそういうふうな災害とか不安な状況に対して、もっともっとやっぱ

り一体となってやってもらいたい。その辺に関して一言あればお聞かせいただければ。

**松坂聡士都市整備課長** 議長、松坂聡士。

**小嶋富弥議長** 都市整備課長松坂聡士君。

**松坂聡士都市整備課長** 畑地区の水害の解消というふうな形で、国土交通省のほうから、以前からその話はあったわけです。それで、ようやく対策の方法とかそういうやつが示されたというふうなことでございます。

26年度に入りまして、26年12月19日ですけれども、その中で地区との説明というふうな形で現在の状況、国交省の状況はお話しされました。

先ほど議員から話がありましたとおり、集団的に移転の方向で地区のほうと話をしたいというふうなことで話がございました。方法的には、前から多少変わったというふうなことがございまして、とにかく地区に住んでいる方々に不安を与えないような措置をしなければならないというふうに私どもは考えているところでございます。

そのために、今後急速に国交省のほうからいろんな案、スケジュール等が示されると思います。

その中で、市といたしましても、やはり事業を進めるに当たっては当然管理者が違いますけれども、それは新庄市として積極的に一緒になってやっていかなければならないというふうに考えてございます。

特に、この問題につきましては、集団的な移転というふうな形になりますと、やはり一番皆さん方が心配されるのが、ライフラインがどうなるのかと、接続などはどうなるのかというふうなことが一番不安というふうな形で聞いております。それにつきましては、やはりその不安を払拭するために、国からのいわゆる情報収集並びに県も関係するわけでございますので、県ともいろいろ相談しながらというふうな形にはなるかと思っております。

いずれにしても、新庄市としても、これは一緒になって、住民の方々と一緒になって不安を解消し、国と市と地元と一体となった進め方をやっていきたいというふうに考えてございます。そのために、やはり情報については意思疎通、それぞれ行いながら、今後の具体的な対策について話し合っていきたいというふうに考えてございます。以上でございます。

**10番（清水清秋議員）** 議長、清水清秋。

**小嶋富弥議長** 清水清秋君。

**10番（清水清秋議員）** ありがとうございます。

そうしたことで、やはり一体感というのが我々に伝わるような対応、対策というのは、市民も望んでいるわけですから、そのようにしてやはり最上川の整備に関して、上下中流、我々のところは中流なので、当地区の下流でも大々的な水防工事も完了しようとしている。また、我々の上流でも崩落に、水害にならないようにちゃんと堤防が築堤増強されているという状況下であります。今、市長から、あと11キロメートルを整備だと、国のほうでも。もう数少ない中で当地区の今、畑地区の場合も工事入るまであと四、五年もかかると。そういうふうな説明もあるわけですから、ひとつ水害が本当に大きくならないうちにいろんな対応をしていただければなと思いますので、ひとつよろしく願いしたいと思います。

これで私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

**小嶋富弥議長** ただいまから10分間休憩といたします。

午前10時45分 休憩

午前10時55分 開議

**小嶋富弥議長** 休憩を解いて再開いたします。

## 山口吉静議員の質問

小嶋富弥議長 次に、山口吉静君。

(17番山口吉静議員登壇) (拍手)

17番(山口吉静議員) 皆様、御苦労さまでございます。絆の会、山口吉静でございます。

それでは、発言通告に従いまして、一括方式で一般質問を4点させていただきます。

まず、1点目は危険な空き家問題についてであります。空き家については、昨日の奥山省三議員と重なる部分もあると思いますが、よろしくお伺いいたします。

新聞、テレビ、マスコミで報道されておりますが、このところ危険な空き家、小屋が目につきます。地方でも都市部でも空き家が増加しており、空き家所有の7割が放置しており、治安、防犯面、防災など問題も多々ありますが、近所迷惑にならないようにしなければなりません。

また、解体費用のうち市で3分の1または2分の1を補助できないかについて。また、この点どのような対策を講じておられるかについてお伺いいたします。

2点目は、ハザードマップについてであります。

ハザードマップに種類は、河川浸水洪水、土砂災害、地震、火災、防災など各種ありますが、当市の危険区域の災害ハザードマップの重点的取り組み対策実施について、どのようにされるかについてお伺いいたします。

3点目は、LED照明についてであります。LED照明は蛍光灯の約4倍の長寿命で交換の手間が省ける。発熱が少なく、有害物質を含まない、紫外線がほとんど出ないと。また、虫が寄ってきにくいなど、多くのメリットがあります。あと、町内会のLED照明のそれぞれの進行、完成状況についてお伺いいたします。

4点目は、市女性職員の管理職の登用につい

てであります。

女性職員推進を具現化するため、人材の育成と登用、女性自身の意識改革、労働条件実態調査など、今後女性管理職をできれば、前に申しましたが、30%ぐらいは登用できないかについてお伺いいたします。

以上で、質問席での私の質問を終わります。御清聴ありがとうございました。御答弁よろしくお伺いいたします。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小嶋富弥議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、山口議員の御質問にお答えさせていただきたいと思っております。

空き家問題については、近年の質問の中で大変多くなってきておるわけです。少子化、高齢化というようなこと、人口減少ということが背景にあると。全国的な課題となりつつあると認識しております。

そんな中で、危険な空き家の現状と解体について、市で解体費用の3分の1の補助はできないかとの御質問であります。市では平成25年1月1日に施行しました新庄市空き家等の適正管理の促進に関する条例に基づき、平成25年度中に空き家情報を整理し、近隣から苦情が寄せられるものについて助言と指導を行ってまいりました。

老朽化のため利活用が困難と思われる空き家は、平成27年2月現在で153件あり、そのうち豪雪時に近隣住民への危険度が高く対策が必要だとの情報が寄せられたもの6件について、現地確認の上、所有者等関係者に対して助言や指導を行っております。そのうち1件については、他の用途に利活用され、残りについても周辺への被害が発生しないように注視するとともに、危険な状態を改善するよう指導しているところであります。

家屋の解体時の補助についてであります。

基本的には所有者等の責任において行われるべきものでありますので、解体費用についても他の市民の方々との公平性に鑑み、所有者の負担が原則と考えております。

ただ、自力解体が困難な方についての対応として、山形県住宅供給公社で進めている町の再生事業が活用できないか、関係各課と検討しているところであります。

この事業は、用途地域内の市街地にある空き家とその土地を市に寄贈していただくことを要件として、その解体費用を市、公社、国側で負担し、危険空き家による危害を解消するというもので、所有者が土地と家屋の所有権を市に譲渡するという条件つきではありますが、今後の空き家問題を考える上での選択肢の一つになるものと考えております。

次に、当市の災害危険区域のハザードマップの状況についてであります。市では平成20年に新庄市洪水ハザードマップと地震防災マップを作成しております。この2つは、市内で発生する災害について想定される被害や避難場所などについてまとめたもので、市ホームページに掲載のほか、全世帯に配布もしております。

次に、土砂災害につきましては、平成15年に県が作成しております新庄市土砂災害危険箇所図がありますが、再度詳細な調査が実施されており、対象地区への地元説明会も今年度中に終了予定とのことで、市内の全ての土砂災害警戒区域並びに特別警戒区域が県から指定される予定となっております。

今後といたしましては、県の公表したデータから新庄市地域防災計画に基づいた土砂災害警戒区域のハザードマップ作成を検討しているところであります。

次に、町内会等のLED照明のそれぞれの状況等についてであります。議員御承知のとおり、LED灯は従来の白熱灯や蛍光灯に比べ、省エネルギー性や二酸化炭素排出量の削減効果

があり、環境への負荷の軽減が図られ、また耐用年数が長いことから、現在設置されている防犯灯と同程度の明るさの場合、電気料金が安く済むため町内会の維持管理費を軽減できるなど多くのメリットがあります。

このため、市では今年度防犯灯LED化モデル更新事業として、石川町、金沢6区の防犯灯をLED灯へと更新しました。その効果を検証した結果、更新後の月額電気料金が4割程度減少し、また地域住民の意見といたしまして、夜間通行時の安心感の向上、町並みの景観の向上などの成果がありました。

来年度におきましても、これまで同様通学路を優先して整備を進めていきたいと考えております。

また、今年度は経済産業省の補助を受けまして、駅前通り、中央通り、北本町をLED化したところであります。南本町商店街につきましては、アーケードの撤去後に改めてLEDを設置する予定であります。

今後も各種補助事業及び交付金の活用の検討や調査を行い進めていきたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

次に、女性職員の管理職への登用についての御質問であります。御承知のとおり、安倍内閣におきましては、女性の活躍を成長戦略の中核に位置づけ、2020年までに指導的地位にいる人の3割を女性にするとしております。

また、本市におきましては、2008年3月に新庄市男女共同参画アクションプランを策定し、プランに基づき女性職員の管理職への積極的な登用を行ってきたところであります。計画が策定されました2008年3月と今年度の役職数に占める割合を比較しますと、管理職は1名から2名にふえ4%から8%、室長、担当主査以上につきましては10%から32%に上昇し、指導的地位に占める女性の割合は約25%に至っております。



また、女性職員の人材育成につきましては、千葉県にある市町村アカデミーや宮城県の東北自治研修所で行うリーダー研修などを積極的に受講してもらうことで、これらの女性リーダーにふさわしい能力の向上につなげるとともに、人事異動によりさまざまな部署を経験することで新たな能力を引き出し、管理職としての活躍を期待するものであります。

55歳以上の行政職に占める女性職員の割合が約20%と少ない現状もございますが、今後におきましても女性職員を積極的に登用し、管理職などの指導的立場に占める女性の割合を高め、女性が職場においても個性と能力を十分に発揮できる職場づくりに努めてまいりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

**17番（山口吉静議員）** 議長、山口吉静。

**小嶋富弥議長** 山口吉静君。

**17番（山口吉静議員）** 御答弁どうもありがとうございました。再質問させていただきます。

まず、1番の危険な空き家問題についてでありますけれども、新庄市の危険な空き家戸数の現状と今後の対策についてお伺いいたします。

**小嶋富弥議長** 山口さん、今の答えは要らないんですか。

**17番（山口吉静議員）** 議長、山口吉静。

**小嶋富弥議長** 山口吉静君。

**17番（山口吉静議員）** 昨日の奥山議員に対しての答弁で、空き家は316件で、連絡がとれないのが90件とありましたが、その後連絡がとれたのかどうかお伺いいたします。

**小嶋達夫環境課長** 議長、小嶋達夫。

**小嶋富弥議長** 環境課長小嶋達夫君。

**小嶋達夫環境課長** 昨日の奥山議員への回答ということでもありましたけれども、現時点での2月現在での空き家の総数、これは316件あります。それについて現在調査中でございますので、危険空き家とか連絡とか、昨日の奥山議員へお

答えたとおりでございますので、御了承いただきたいと思います。現在の空き家の数は316件ということでございますので、お願いいたします。

**17番（山口吉静議員）** 議長、山口吉静。

**小嶋富弥議長** 山口吉静君。

**17番（山口吉静議員）** どうもありがとうございました。

それでは、危険な空き家153件とありますが、その後の対策はどうなっているのかもちょっとお伺いしたいんですけれども。

それから、特定空き家は持ち主が確認できない物件とありますけれども、これは先ほどの90件もこの中に入っているのでしょうか。お伺いいたします。

**小嶋達夫環境課長** 議長、小嶋達夫。

**小嶋富弥議長** 環境課長小嶋達夫君。

**小嶋達夫環境課長** 危険な空き家として、こちらのほうで把握しております316件につきまして、これは近隣の住民の方とかそういう方々からの情報を得て危険な空き家というふうな部類になっております。その深刻度の度合いによりまして、現地調査をして、対策を講ずるというふうになります。それで、対策が必要になるといった場合ですと、改善とか指導とかというふうになるわけですが、それで所有者等が連絡がつかない、あるいは不明だという場合には、緊急応急対策として安全策を講ずるというふうになります。

それから、連絡がつかない数については、なお危険度が増すというふうなことがありますので、そういった場合には先ほどの応急対策ということで措置をするというふうな対象にはなっています。以上です。

**17番（山口吉静議員）** 議長、山口吉静。

**小嶋富弥議長** 山口吉静君。

**17番（山口吉静議員）** どうもありがとうございました。

それで、空き家は全住宅の何%になるのかお伺いいたします。

**小嶋達夫環境課長** 議長、小嶋達夫。

**小嶋富弥議長** 環境課長小嶋達夫君。

**小嶋達夫環境課長** 新庄市内の全住宅数と、それから危険空き家、現時点での空き家の比較ということでお答え申し上げますと、今住宅の数が1万2,030戸ほどぐらいというふうに把握をしております。それと空き家の316戸というのを比較しますと、およそ2.6%程度というふうにこちらのほうで把握しているところです。以上です。

**17番(山口吉静議員)** 議長、山口吉静。

**小嶋富弥議長** 山口吉静君。

**17番(山口吉静議員)** どうもありがとうございました。

あと、新庄市の空き家条例というのは、一言で言うとどういうものなのか、ちょっとお伺いいたします。

**小嶋達夫環境課長** 議長、小嶋達夫。

**小嶋富弥議長** 環境課長小嶋達夫君。

**小嶋達夫環境課長** 25年1月1日に施行しております条例、空き家条例というふうに短く説明されておりますが、正式には新庄市空き家等の適正管理の促進に関する条例ということで、適正管理が行われていない住宅について、近隣への危険を予防する、あるいは景観上も悪いものについては指導するというふうな取り決めを行っているものでございます。御理解いただきたいと思えます。

**17番(山口吉静議員)** 議長、山口吉静。

**小嶋富弥議長** 山口吉静君。

**17番(山口吉静議員)** どうもありがとうございました。

それでは、2番のハザードマップ災害危険区域についてお伺いいたします。危険区域について、洪水による被害のおそれのある区域は、現在何カ所あるのかお伺いいたします。

**小嶋達夫環境課長** 議長、小嶋達夫。

**小嶋富弥議長** 環境課長小嶋達夫君。

**小嶋達夫環境課長** 危険区域等の指定、考え方でございますが、危険だというふうに考えるそのポイントが、沢、小さな小沢とか山にあります。そういう小沢ごとになっております。1つの地区の中で小沢が2つあれば2件というふうなカウントになってしまいますので、地区で御説明を申し上げます。

現在、山形県のほうで公開しておりますデータの中で、地区としましては、警戒区域としては18地区程度です。その中で、レッドゾーンの特別警戒区域に指定されているもの、これが1地区です。以上です。

**17番(山口吉静議員)** 議長、山口吉静。

**小嶋富弥議長** 山口吉静君。

**17番(山口吉静議員)** どうもありがとうございました。

あと、雨や台風などで、たくさんの雨が降るときに突発的に水上がりが発生します。人的被害が大きいことが挙げられます。昨年、畑地区で突発的に水上がりが発生しまして、国道まで水が上がったということもあります。

また、災害時に一般の避難所で健康な人と同じ環境で生活するのが困難な認知症患者や障害者、妊婦らを受け入れる施設、いわゆる福祉避難所についてお伺いいたします。

**小嶋達夫環境課長** 議長、小嶋達夫。

**小嶋富弥議長** 環境課長小嶋達夫君。

**小嶋達夫環境課長** 畑地区の先ほどの清水議員の質問と同じ地区というふうなことでございますが、畑地区、水上がりになって国道まで冠水したというときには、現地に新庄市消防団、地元の16分団を配置しまして、現場で各家、国道の西側になりますか。そちらのほうの家庭全部、安否確認をした上で、どうしますかというふうな意向を確認しておりました。そういう形で対応させていただきました。

それから、福祉避難所でございますが、福祉避難所については現在のところ、新庄市で指定ということでの福祉避難所は把握はしておりません。

それで、1件問い合わせがありまして、多分4月以降に開所される場所というふうになると思いますが、そちらのほうはあらかじめ協議をいただいているところでございます。以上です。

**17番(山口吉静議員)** 議長、山口吉静。

**小嶋富弥議長** 山口吉静君。

**17番(山口吉静議員)** どうもありがとうございます。

福祉避難所も何か所か決めて、指定されたほうがいいんじゃないかなと思います。

あと、崖崩れとか地すべりとか、土砂区域が、そういったのがあるよという情報源は、市民から入ってくるんでしょうかね。どういうところから入ってくるのか。それだけちょっとお伺いいたします。

**小嶋達夫環境課長** 議長、小嶋達夫。

**小嶋富弥議長** 環境課長小嶋達夫君。

**小嶋達夫環境課長** 災害兆候の把握の方法ということだと思います。もちろん、そういうふうな事態のときには、激しい降雨量のピンポイント、そういうふうなところが出てくるかだと思います。气象台からの情報、それからマスコミからの情報、それから現地あるいは一般の人からの情報、そういうものは把握をしながら、緊急的に必要だというふうになれば、現地確認をした上で対応ということになりますので、お願いしたいと思います。

**17番(山口吉静議員)** 議長、山口吉静。

**小嶋富弥議長** 山口吉静君。

**17番(山口吉静議員)** どうもありがとうございます。

次に、LED照明ですけれども、先ほど市長から通学路というようなこともいただきまして

よかったなと思うんですけども、あと道路灯とか公園灯について、切りかえることについての計画などがあればお伺いしたいと思います。道路とか公園をLEDにされますと、子供や女性も安心して歩けるので、そういう先ほどの通学路と同様に、道路灯とか公園灯をいつごろ取りつける御計画かについてお伺いいたします。

**松坂聡士都市整備課長** 議長、松坂聡士。

**小嶋富弥議長** 都市整備課長松坂聡士君。

**松坂聡士都市整備課長** 道路灯のLED化でございますけれども、これにつきましては新設のものにつきましては、平成24年度より新設のものについては全てLEDというふうな形です。道路照明灯全体で324基ほどございます。そのうち、24年度から始まりましたけれども、現在5基がLED化になっているというふうなことでございます。

なお、公園の照明灯につきましては、124基ほど全体でございます。現在のところ新規の予定はございませんけれども、新規の照明灯というふうな形になりますと、LEDのほうにかえていきたいというふうなことで進めてまいりたいと思っております。以上です。

**17番(山口吉静議員)** 議長、山口吉静。

**小嶋富弥議長** 山口吉静君。

**17番(山口吉静議員)** どうもありがとうございます。

そうすると、これはいつごろの完成予定ですか。お伺いします。

**松坂聡士都市整備課長** 議長、松坂聡士。

**小嶋富弥議長** 都市整備課長松坂聡士君。

**松坂聡士都市整備課長** 全体的に道路照明灯は300基以上ございますので、いつごろまでというふうなことは、見通しはまだ立っていないような状況でございます。しかしながら、いわゆるLED化に変えれば、やはり電気料の節減等ございます。そのために順次やっていくというふうなことでございます。

あとは、修繕等の場合、これにつきましても灯部そのものが交換というふうな形で結構修繕費はかかりますけれども、予算の範囲内でやっていきたいというふうに考えてございます。

17番(山口吉静議員) 議長、山口吉静。

小嶋富弥議長 山口吉静君。

17番(山口吉静議員) 数が多いから大変でしょうけれども、よろしく願いいたします。

次に、女性職員の管理職への登用についてでありますけれども、先ほど市長から大分御説明いただきまして、大分前向きになっているということがわかりました。

それで、今後というか、女性職員の管理職の登用、まずこの選考採用のときにおける女性の積極的な採用。採用のときに、キャリア採用のときに、管理職ということを含めて採用するのかどうかについてお伺いいたします。

野崎 勉総務課長 議長、野崎 勉。

小嶋富弥議長 総務課長野崎 勉君。

野崎 勉総務課長 ちょっと確認させていただいてよろしいでしょうか。

小嶋富弥議長 何ですか。ちょっと待ってください。質問の趣旨ですか。

野崎 勉総務課長 議長、野崎 勉。

小嶋富弥議長 総務課長野崎 勉君。

野崎 勉総務課長 採用時のことを言っておられるのか、それとも管理職登用される際にそういうふうなことを言っておられるのか。どういうふうなものか。

小嶋富弥議長 山口さん、確認いたします。お答えになりますね。

17番(山口吉静議員) 議長、山口吉静。

小嶋富弥議長 山口吉静君。

17番(山口吉静議員) 採用のときに、女性の管理職のことを、例えばキャリア採用とかそういう意味を含めて採用されるのかどうかということをお聞きしたいんです。

野崎 勉総務課長 議長、野崎 勉。

小嶋富弥議長 総務課長野崎 勉君。

野崎 勉総務課長 職員募集に際して、まず新庄市では女性に限った職員募集というものを今現在やってございません。したがって、採用時において女性を積極的にと申しますか、その限定した採用は行ってございませんので、女性を多く意識的にというようなことではございませんが、ただ平成22年から26年までの採用状況を見ますと、新規採用職員数65人のうち、女性職員が27名、割合にして42%というぐあいになってございます。以上です。

17番(山口吉静議員) 議長、山口吉静。

小嶋富弥議長 山口吉静君。

17番(山口吉静議員) どうもありがとうございました。

それで、あともう1点。専門的な知識の経験者、持っておられる方を、持っておられるということを経験した場合の女性を採用することはありますか。伺います。専門的な知識があるので採用しようということはあるかということなんですけれども。

野崎 勉総務課長 議長、野崎 勉。

小嶋富弥議長 総務課長野崎 勉君。

野崎 勉総務課長 専門的な知識、技能を有する方として具体的に申し上げますと保育士さんなんかの場合ですと、女性に限っているわけではございませんが、特に女性の方に多いという傾向はございますので、そういうことはございます。

ただ、先ほど来申し上げておりますとおり、女性に限定した職員募集というものを行ってございませんので、たまたま女性が多い職種というものがあろうというふうに御理解いただければというふうに思います。

17番(山口吉静議員) 議長、山口吉静。

小嶋富弥議長 山口吉静君。

17番(山口吉静議員) わかりました。どうもありがとうございました。

あと、女性職員の育成とか指導、担当部門はどちらでやっているのでしょうか。お伺いいたします。

**野崎 勉総務課長** 議長、野崎 勉。

**小嶋富弥議長** 総務課長野崎 勉君。

**野崎 勉総務課長** 女性職員に限らず、市の職員の育成研修については、総務課が担当してございます。

**17番(山口吉静議員)** 議長、山口吉静。

**小嶋富弥議長** 山口吉静君。

**17番(山口吉静議員)** そうですか。どうもありがとうございました。

あと、育児休の取得の際のサポート対応などについてお伺いいたします。あわせて男性職員の育児休業制度に向けた取り組みについてどのようなになっているか……

**小嶋富弥議長** 山口さん、質問の範囲を超えています。女性職員の管理職の登用についての……

**17番(山口吉静議員)** 議長、山口吉静。

**小嶋富弥議長** 山口吉静君。

**17番(山口吉静議員)** 男性が……。はい、わかりました。男性はちょっと、男性が入っちゃったね。どうも済みません。

じゃあ、女性職員の育児休業取得の際の女性のサポートの対応についてお伺いいたします。

**小嶋富弥議長** それも範囲を超えていますので、趣旨からいきますと超えていますよ。(「そうですか。育児休業取得者、そうですか」の声あり) あなたの趣旨は、女性職員の管理職の登用についての質疑でございますので、その範囲を超えていますので、範囲内でひとつ御質問をお願いしたい。

**17番(山口吉静議員)** 議長、山口吉静。

**小嶋富弥議長** 山口吉静君。

**17番(山口吉静議員)** わかりました。

それでは、3月5日の新聞なんですけれども、内閣府の資料によりますと、課長相当以上の管理職に占める割合は、日本では2013年時点で

11.2%。一方、欧米では、12年時点でもアメリカ43.7%、フランス39.4%、スウェーデン35.6%など、日本を大きく上回っております。

政府は、指導的な地位に占める女性の割合を20年までに30%以上に目標を掲げ、大企業に女性登用の数値目標を掲げ、大企業に女性登用の数値目標の作成を義務づけることなどを柱とする女性活躍推進法案を2月20日国会に再提出いたしました。

このことについて、市としてはどのようにお考えになりますか。お伺いいたします。

**野崎 勉総務課長** 議長、野崎 勉。

**小嶋富弥議長** 総務課長野崎 勉君。

**野崎 勉総務課長** 国の対応については、先ほど市長のほうからも御答弁申し上げましたが、国のほうでは指導的地位に占める女性割合を3割までに、2020年までに目標として掲げていきますということでございます。

それで、新庄市では、先ほど来説明してございましたとおり、新庄市男女共同参画アクションプランというものを策定いたしまして、平成8年から今年度まで、女性管理職員については4%から8%までその割合を高めてきたところでございます。

また、一方では管理職、課長以上ということになりますが、新庄市のような自治体規模でございますと、管理職というのは課長職しかいない。また、大規模な組織になりますと、部長であったり、いろんな役職が出てくる。その管理職の幅の違いがございまして、国の機関のように3割まで全部高められるかということ、先ほど市長の答弁にもありまして、55歳以上の女性職員の割合が20%しかいないというふうなことを考えますと、3割にするのは非常に厳しい状況であることは確かであろうと。ただ、その指導的役割を担っていただく女性職員については10%から32%まで、今年度32%までその上昇をさせてきているわけでございますので、そ

うした傾向については、今後も引き続き取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

17番（山口吉静議員） 議長、山口吉静。

小嶋富弥議長 山口吉静君。

17番（山口吉静議員） どうもありがとうございました。

以上で私の再質問を終わります。御清聴本当にありがとうございました。

小嶋富弥議長 ただいまから1時まで休憩といたします。

午前11時28分 休憩

午後 1時00分 開議

小嶋富弥議長 休憩を解いて再開いたします。

なお、午後から代表監査委員高山孝治君より欠席届が出ております。

### 沼澤恵一議員の質問

小嶋富弥議長 次に、沼澤恵一君。

（6番沼澤恵一議員登壇）（拍手）

6番（沼澤恵一議員） 久しぶりに早い春を感じました。開成の会の沼澤です。よろしく願いいたします。午後一番のつらい時間帯ですけども、通告に従って質問をいたします。

初めの1つ目は、「まち」または「ちょう」との呼び分けについてお尋ねいたします。

現在、本市の住居表示、町内数は23であります。平成18年8月、市民課が大変苦勞し作成されました町内名索引名簿があります。この目次によりますと、北町から千門町までそれぞれの読み方に仮名が振られております。よく見ますと、馬場町と千門町以外の21は全て「まち」と読むようになっておりました。

しかし、何年か続いております新庄まつりのテレビ放送においては、沖の町（ちょう）、南本町（ちょう）、北本町（ちょう）、末広町（ちょう）、若葉町（ちょう）、それに取材地の石川町（ちょう）と呼び、しかも画面には若連名を字幕を入れての紹介でした。この市役所の所在地や駅前通りは沖の町（まち）ではなく沖の町（ちょう）ではないでしょうか。

地元に住む人たちが日常使っている呼び名は、町外の人たちにおいても何不思議なく使われております。また、町なかにおける旧地区名においても、どちらともなく昔のまま使っているようです。

しかしながら、きちんとしたルールがないためか、どちらで呼べばよいのか戸惑いもあり、曖昧な「まち」「ちょう」の呼び方が多いようです。

50年近くの昔になりますが、本市が初めて21の住居表示を実施した記録にも、馬喰町以外の20町名を「まち」と読むように注意書きがありました。

最近の電算化に伴い、姓名はもちろん住所にも振り仮名を求められることが多くなりました。このことについて、市において統一した読み方や呼び方、そして振り仮名のつけ方があるのか。あるとすれば、どのようなルールなのか見解をお聞きいたします。

次の2つ目は、新庄まつりについてであります。

国の重要無形民俗文化財の指定を受けまして、早くも6年になります。皆さん御承知のとおり、ユネスコ無形文化遺産候補となり、早ければ来年の秋に登録の運びとなりました。日本一と自負するけんらん豪華できらびやかな新庄の山車祭りです。

27年度主要事業にあります新庄まつり実行委員会については、12年前の百年の大計第2期計画の中においてその設立を提案されておりました。

たが、このたびようやくのスタートとなるわけです。改善には大いに期待をいたすものでありますが、新庄まつりを企画実行する主催者、祭り委員会の構成役員で中心的な核を担うのは市であると考えます。よって、過去に多く議論を重ねてまいりましたことについてと、ことしの260年祭を踏まえ、また間近にあるユネスコ遺産の登録を見据えた祭りについての課題など、いま一度探ってみたいと思います。このことについて、市としてのスタンスをお示してください。

まず、その1として、多く言われています少子化や住まいとなる居住地域の分散に伴い、祭り当日の山車の引き手やみこし行列の子供不足が深刻となっております。子供たちの少ない町内は、他の町内から雇いを入れ、少ない人数でも何とか繕っているのが現状です。小さなまちほどどうにもならない苦しさのようです。雇われる子供たちにおいても、いただける御祝儀というか報酬を比較し合い、アルバイト感覚で参加する町内を決めているとの話を耳にいたします。何やら一抹の寂しさを感じさせられます。

神輿渡御行列については、鉄砲組を構成する子供不足も深刻と言われ、限定的な関係者だけでは集めることができないとの悩みだそうです。祭り期間、学校は休みですので、祭りには多く出かけますが、祭り行事の参加については余り積極的でないとも言われております。子供たちの伝統継承は、はやしを含め学校教育との連携を図りながら総合的な対策が必要かと思いますが、いかがお考えでしょうか。

次に、2つ目として、山車製作と運行担当をする若連衆の減少は年々厳しくなっております。百年の大計第2期計画においても、町内若連不足が顕著になってきているとの指摘がありましたが、祭りの開催日を土日型に変えることについては、主役である市民への配慮が欠けているとして、期日の変更はしないと結論づけております。

10年が過ぎ、第3期計画になりますと、町内若連、囃子若連とも、平日の参加者が年を追うごとに激減している。会社員が職場を休むことができなくなった、休暇をとることが難航しているためと指摘しております。週末であれば祭り参加がしやすい環境になるとして、土日の週末参加を、速やかに調査検討を行うよう結論づけております。

このままでは、熱気あふれる元気な夏祭りが徐々に衰退するのではないかと危惧いたしておる一人であります。子供たちの問題と同様、祭りの将来像を描くに、人なしでは話になりません。市のお考えはいかがでしょうか。

次に、3つ目として、町内若連の恒常的な財政難は以前から問題視されております。特にこのことについては、この議場においても何期にわたり数多く議論し、さまざまな提案がされてまいりました。残念ながらいまだに根本的な解決には至っておりません。

祭りの応分負担は原則であります。負担能力を超えた部分の捻出が問題になるわけです。検討に検討を重ねて策定された百年の大計第3期計画です。運営事業費についての基本方向と施策は、企業からの協賛金と市の負担金の見直しです。しかも早急に方策を見出すよう求めています。このことについて、市はどのように捉えているのか、改めて伺いたいと思います。

次に、4つ目として、県内における祭りの中で、山形の花笠まつりに次ぐ人出の多さが新庄まつりです。特に宵祭りの人出はうれしい悲鳴ですが、しかしせっかく遠方から来た客にとって、観覧場所はほとんどとれないし、案内、露店、駐車場、トイレ、ごみなどを含め、受け入れ体制の条件整備はどうか疑問です。

また、宿泊客については、新庄最上、5,000程度の宿泊能力では到底間に合いません。この地元以外の県内隣接宿泊地との連携はどうか。経済効果の大きい宿泊客の取り込みはどの

ように考えたのか。鳴子温泉などの県外に多く流れ、近い東根温泉などはほとんど入っていないし、組織的な動きもなかったと新聞は報じております。祭り観光のかなめとして、誘客100万人を目指す本市の考えをお聞きいたします。

質問の5つ目として、半年後に迫った27年度重要事業の一つであります260年祭の祭り行事のメニューと計画された祭典内容があればお聞かせいただきたいと思っております。お願いいたします。

最後に、私ごとになりますが、来月の市議選については一身上の都合というか大事をとって出馬を見合わせることにいたしました。

平成15年、議員となって初めての一般質問は、新庄まつりでした。そして今日、最後の質問は同じく新庄まつりになりました。何かしら感じるが多々あります。

在任の3期12年は、行財政改革や2度の合併失敗など、必ずしも平たんな道のりではなかったと思っております。つらい一時期もありましたが、後追いしながらも何とか議員活動を続けることができました。これも市長を初め、職員の皆さん、そして議員の皆さんの御支援のたまものと深く感謝申し上げる次第です。私たちの新庄市が、希望の持てる、そしてさらなる発展を願いつつ、皆様方の御健勝を御祈念いたしまして御礼にかえたいと思っております。

12年間、大変お世話になりました。ありがとうございました。

以上をもちまして、質問席からの私の質問を閉じたいと思っております。御清聴ありがとうございました。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**小嶋富弥議長** 市長山尾順紀君。

**山尾順紀市長** それでは、沼澤市議の御質問にお答えさせていただきます。

最後に、沼澤市議よりこのたびの議会をもつてというような御発言、大変胸にしみる思いが

ございます。平成23年度、24年度と議長という中で、市勢の発展に御尽力をいただいたことに對しまして心から感謝申し上げたいと思っております。

それでは、初めの御質問についてであります。住居表示についてですが、新庄市では昭和41年、42年に住居表示を実施し、21の町が誕生しました。住居表示上でこれらの町の読み方につきましては、万場町以外は全部全て「まち」と読みます。これは当時、住居表示を実施した際に、読み方について原則的には「まち」と読む決まり事があったということであり、読み方の統一ということに重点を置いたのではないかと考えられます。例外的に、唯一万場町だけが「ちょう」と読むようになったものです。

約50年前のことで、当時の話し合いの記録は確認できませんが、万場町は新庄囃子や新庄節などの歌詞にもあるように、以前は華やかな繁華街であったという歴史的な背景があり、「まち」と読んだ場合イメージが崩れてしまうとして例外的に扱いをしたものと思われま

す。なお、その後、平成14年3月に住居表示を実施しました千門町につきましては、指導機関にも確認した上で、地元の意向に沿って「ちょう」と読むようにいたしました。

一方、新庄まつりの山車紹介の際の呼び方がありますが、山車連盟は馬喰町や清水川町のよう

に旧町名であり自治組織の名称としているものは基本となっております。また、自治組織におきましては、若葉町や末広町は日常的には「わかばちょう」「すえひろちょう」と呼ばれており、市民はこれらの混在に対して余り違和感を持っていないと思われるとはいえ、御指摘のとおり住居表示上の「町」の読み方について、23のまちのうち、8まちほどは市民の日常の呼び方と異なっております。

御質問にあります市において統一した読み方があるのかということですが、昭和41年、42年の住居表示上で決定した読み方を維持して今日



に至っているということでもあります。

住居表示実施当時は、日常的に使用する書類等も手書きの時代であり、読み方が多少違っていても特に支障がなかったと思いますが、コンピューター処理の時代である現在は、官公署への申請書類や金融機関などへの提出書類など振り仮名を記入することが必要となる場合も多くあるようになりました。「まち」なのか「ちょう」なのか、記載時に迷われるということもあるのだと思います。

現在のところ、各機関から問題を寄せられたということはないようですが、不都合な部分が出てきたような場合には、その都度考えてまいりたいというふうに考えております。

次に、沼澤市議の思い入れのある新庄まつりについてであります。

少子化や居住地域の分散に伴い、町なかの子供は減少しております。確かに現状としてはそう言えるのではないかなというふうに思っております。

全国的な傾向としてそういう人口減少、少子化が市においても同様に進行しており、神輿渡御行列に参加する子供や山車の引き手不足が祭りの運営に深刻な影響を及ぼしていると認識しております。24日の山車祭りのときだけは、こんなに子供がいたのかという驚きの声。また、25日になるとその数が少なくなるという、これも大きな問題だというふうに捉えております。

現在、市内の小中学校において、ふるさと学習の時間を設けて、新庄まつりについては主に小学校の総合的な学習の中で祭りの歴史や山車製作の学習を行っております。

また、小学校3年社会科の新庄市に関する学習においても、祭りの始まりや取り組む人々の思いについて学んでおります。

今後も、学校教育と密接に連携をとりながら、地域や町内若連とともに祭りの伝統の継承に努めてまいりたいと考えております。

また、次の町内若連の減少、平日の取り組み、土日型がどうなのかということでもあります、新庄まつりの期日、運営事業、観光客等への対応につきましては、4月に設立を予定しております新庄まつり実行委員会で検討してまいりたいと考えております。

これまで、新庄まつりの運営体制については、祭り関係団体の代表者のみで構成された新庄まつり委員会が主催者として企画運営を行っており、祭り実践者である山車若連や囃子若連などの意見や提案が反映されにくいという体制となっております。

このため、現行の運営体制を見直し、祭り関係団体の実務担当者が主体的に企画運営事業を担うことができる新庄まつり実行委員会の設立に向け準備を進めているところであります。実行委員会の設立により、祭り運営の中核を担うのは、祭り実施団体である山車若連や囃子若連などになります。

新庄まつり百年の大計第3期計画に盛り込まれた各種の課題については、実行委員会の中に専門部会を設け、祭り団体の意見を十分に取り入れながら検討を重ねてまいります。

また、近隣との連携については、祭り期間中の新庄最上の宿泊施設は満室となりますので、ポスターやチラシなど各地の観光協会や観光施設に配布するとともに、旅行業者に紹介する。特に、湯沢・鳴子地域との連携を努めております。

東根等の入れ込みがないということですが、東根の市長にもぜひ新庄まつりで東根温泉を満杯にさせていただきたいというお願いをしているところですが、旅館組合の皆さんの行動がなかなかついてこないということもお話をいただいておりますが、積極的に今後もPRを図りながら、新庄まつり誘客拡大100万人構想の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、新庄まつりがことし260年の節目を迎えるということから、新庄まつりを地域固有の貴重な文化遺産として後世に伝えるとともに、市民の誇りと協働をさらに高め後継者育成に寄与するため記念事業を実施したいと考えております。

市内の保育所及び幼稚園の乳幼児によるちびっこ山車行列などのプレイベントや、25日の本祭りでは260年記念山車行列として夜間運行を実施し、記念すべき年の事業にふさわしいものとして考えております。

この機会を捉え、ユネスコ無形文化遺産候補である新庄まつりの魅力を全国に向け発信し、交流人口の拡大によるさらなる観光振興と地域活性化を図ってまいりたいと思います。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

**6 番（沼澤恵一議員）** 議長、沼澤恵一。

**小嶋富弥議長** 沼澤恵一君。

**6 番（沼澤恵一議員）** 丁寧な御答弁ありがとうございました。

新庄まつりについて、二、三お尋ねしたいと思います。

まず最初にですが、質問いたしました2番目、祭りの期日、それから3番目の費用負担、この肝心なことについて答弁がはっきりわかりませんでした。大意がありそうな気もいたしますし、何かその辺でもう少し説明をいただければなと思います。いかがでしょうか。

**東海林 智商工観光課長** 議長、東海林 智。

**小嶋富弥議長** 商工観光課長東海林 智君。

**東海林 智商工観光課長** このまつり委員会につきましては、現在まつり委員会ということで実施しておりますけれども、今度4月から実行委員会を組織しまして、まつり実行委員会組織に変わるといことしております。メンバーも新たにしまして、部会を設けながら組織を変えるわけでございますので、その前に、せっかく御質問をいただいたわけなんですけれども、余

り踏み込んだ答えを市のほうからするのはどうかということもございまして、少し実行委員会に向けたはっきりした答えを出せない、出さないような答弁になりましたことをおわび申し上げます。よろしく願いいたします。

**6 番（沼澤恵一議員）** 議長、沼澤恵一。

**小嶋富弥議長** 沼澤恵一君。

**6 番（沼澤恵一議員）** そのような気もいたさないわけでもありません。理解はできます。でするので、これ以上は申し上げます。

ただいままつり実行委員会についてお話がございましたので、この中身についてちょっとお聞きしたいなと思います。

百年の大計第2期計画でも、この件につきましては指摘されておりました。あれから12年たっていますけれども、なぜ今までこんなに時間がかかってしまったのか。もっと早くできなかったのか。ちょっと私には疑問が残っております。その点で何か事情があったら説明をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

**東海林 智商工観光課長** 議長、東海林 智。

**小嶋富弥議長** 商工観光課長東海林 智君。

**東海林 智商工観光課長** この実行委員会という組織をつくることになった理由といたしまして、第1期計画のときから既に実行委員会組織にすべきというふうなことで答申をいただいているわけなんですけれども、やはり第1期計画では、特にまつり委員会というのは諮問委員会的な組織、位置づけになっているので、それを実施部隊としての実行委員会を組織すべきだというふうな言い方をしております。

やはり祭りを実際に実施する山車、それから囃子、氏子方の実施部隊の考え方を取り入れるために、それで継続的に審議するために、実行委員会を組織するというにすることにするわけなんですけれども、このまつり委員会はことしの祭りをどうするかというその運営を円滑にやるための方向にばかり行ってしまうものですから、それで

継続的な下からの積み上げの議論が少ないということもありまして、機運が盛り上がりつつも祭りが終わると何かすっと消えてしまうという途切れた形になっておりまして、検討はなされるんだけれども祭りが終わると何かその議論も消えてしまうということで、そういうことが原因であって、特に大意があるというふうなことではないというふうに認識しております。

6 番(沼澤恵一議員) 議長、沼澤恵一。

小嶋富弥議長 沼澤恵一君。

6 番(沼澤恵一議員) 今、いろいろ御説明いただきましたけれども、まつり委員会を廃止して、今度は新しくまつり実行委員会を設立して、その中で検討を重ねていくと。一口に言えばそんなような感じでしたが、ここがやはり核になるんじゃないでしょうか。今の課長の御説明のとおり、どうしてもまつり委員会というのはしんしゃんしゃんで終わるような体系があったような気がします。

今度はそうじゃないよと、こういうふうに言われておりますが、この3期計画、あるいは2期計画においてもそうですが、組織図の中に総会というふうな位置づけがあります。この総会の位置づけというのは、現行のこのまつり委員会がそこに移っていくとか、その写しのような感じを受けるんですけれども、何かこの大きな違いがあってこの総会というのに設けたのかどうか。これ一つ。

それから、もう一つが、その一番下部に事務局というのがございます。現行の事務局は3者、要するに市となっておりますけれども、多分商工観光課だと思います。それと商工会議所、それから観光協会。この実務者が担っていると。それで、この実務者が、新しくできますまつり委員会においても、事務局体制になるような感じが出ておりましたけれども、これはどうなるのでしょうか。まるっきりそれと変わったような体制でいくのか。2つ目です。

それから3つ目が、総会。最高決議機関だと思いますが、先ほどまつり委員会の写しじゃないかというふうなことを申し上げましたけれども、この総会に現在も現行のまつり委員会も市の要するに役員介入といいますか、市の代表が役員構成に入っているというふうになっていません。この実行委員会においても、同じような役員体制で市の代表がこの構成員になるのか。お願いいたします。

東海林 智商工観光課長 議長、東海林 智。

小嶋富弥議長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 まず、1点目の総会という位置づけでございますけれども、まつり委員会でも総会はございましたし、今度実行委員会をつくれれば最高意思決定機関としての総会は当然設けることとなります。それで、そういう意味ではいわゆる総会というものは同じような位置づけになります。

ただ、事務局ということでございますけれども、事務局は現在も3団体、いわゆる商工会議所、それから観光協会、新庄市の商工観光課をもって事務局体制を維持しております。新しい実行委員会の中でも事務局というのはその3者でやっていくというふうに考えております。

ただ、実行委員会としての違いは、専門部会を総会との間に設けますので、専門部会3つを今考えておりますが、この部会は先ほど申しましたように、祭りが終わってもずっと議論を続けていって、底辺からの議論を続けていって実行委員会のほうに意見を諮るというふうなことを考えておりますので、大きな違いといいますとその専門部会を設けて議論を尽くすということかと思えます。

それから、役員の関係でございますけれども、まつり委員会では今現在は会長が新庄商工会議所の会頭。それから、副会長としまして、祭り3団体と観光協会が入っております。市長は名誉会長ということの位置づけになっております。

役員というのは、実行委員会が設立されてからの総会でどのようになるかということでございますけれども、今祭りの実施3団体、それから事務局の3団体で実行委員会準備委員会を組織して議論しておりますけれども、形としては、役員の構成としては同じような形になるのかなということで検討しているところでございます。

6 番（沼澤恵一議員） 議長、沼澤恵一。

小嶋富弥議長 沼澤恵一君。

6 番（沼澤恵一議員） 大体おおむねわかりました。こまいことはいずれまたお話しする機会があると思いますので、きょうはこの辺にしておきたいと思います。

どうかすばらしい新庄まつりが続きますよう御期待を申し上げまして、私の質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。（拍手）

小嶋富弥議長 ただいまから10分間休憩いたします。

午後1時32分 休憩

午後1時41分 開議

小嶋富弥議長 休憩を解いて再開いたします。

### 平向岩雄議員の質問

小嶋富弥議長 次に、平向岩雄君。

（14番平向岩雄議員登壇）（拍手）

14番（平向岩雄議員） 皆さん御苦労さんでございます。市民・公明クラブの平向です。

今期4年間の最終議会の一般質問であると同時に、沼澤議員同様、私の最後の一般質問となりますが、よろしく願い申し上げます。

まず1番目に、農業経営の持続可能な対応についてであります。

まず、地域農業を取り巻く環境は、かつてない厳しい環境にあります。それは基幹作物である米の概算金を初め価格が食糧法施行以来最低となり、農業の再生産が危ぶまれる状況にあることであります。

食糧法が廃止され、現行の食糧法が施行されてから今年で20年ということですが、この間米価はほぼ半値に暴落。食糧法施行当時は60キログラム当たり1俵2万円以上の時代でありまして、米をつくる自由、売る自由が叫ばれたものでございました。

人口の減少や1人当たりの米の消費量が2割弱も減少しておりまして、需給調整のため米の生産調整の実施により、農業算出額に占める米のウエートは30%から10ポイント減少、米価は2万1,000円から1万2,000円と全国的にはほぼ半値というふうなことであります。

食料品の消費者物価指数が横ばいを続ける中、米価だけが異常な値下がりとなり、外にあっては経済のグローバル化で環太平洋連携協定TPPを初め、経済連携協定のEPA、自由貿易協定のFTAなど多くの課題を抱え、1990年には我が国の農家数383万戸が、2010年には252万戸に、年間6万5,000戸、1日当たり180戸が離農しているというマスコミの報道もあります。稲作依存度の高い本市農業経営が憂慮される時代だと痛感しているところであります。

本市の農業の動向は、山形農業2000によれば、新庄最上地区における平成12年までの減少率は、低いほうから金山町の25.9%、大蔵村の29.8%、次いで本市の30.6%でありました。また、第60次山形農林水産統計年報によりますと、平成11年対比平成25年では、2,005戸あった総農家戸数が337戸減少いたしまして1,668戸になり、1,744戸あった販売農家数が299戸減少の1,445戸ということになります。この減少は、1980年、昭和55年を境といたしまして、管内農家数の減少が始まっているということになります。

農業が抱える問題は、担い手不足を初め食料自給率の大幅低下ではないかと考えているところでもあります。

このような環境の中で、まず第1点は、新庄市農業振興地域整備計画についてであります。昭和48年度地域指定を受け、平成25年度に計画見直しの新庄市農業振興地域整備計画書に農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用促進計画がありますが、その中に具体的な経営の指標を示され、本市の中心となる農業経営、認定農業者330戸、生産組織70組織、合わせて400経営体を育成していくという営農別類型に大変立派な計画があります。

このような計画達成、この計画達成に向けまして、農業者とともに努力なされていると思いますが、推進上の課題とかその計画達成率などにつきましてお伺いをいたします。

2点は、米の消費拡大運動の展開についてであります。

産米の消費拡大策につきましては、前年3月の議会でも一般質問を行ったところでございます。このたび総務省の家計調査で、1世帯当たりの年間米の購入数量、2011年から2013年の平均値が発表されまして、トップは札幌市で購入数量が95.42キログラム、次いで青森市が89.78キログラム、新潟市が89.67キログラム、山形市が88.51キログラムで全国8番目にランクされているそうでございます。

札幌市では北海道米をもっと道内で食べてもらおうと2005年から始めた消費拡大運動、いわゆる米チェンの成果で、ホクレンや行政を中心に結成した北海道米食率向上戦略会議が小売や中外食も巻き込んで道内での北海道米消費拡大を訴えてきた成果だと言われております。

北海道米を食べる機運が高まったきっかけは、新品種の開発と言われているそうでありますが、当市には日本穀物検定協会における米の食味ランキングで特Aを21年間連続堅持しているはえ

ぬきがございます。さらに、つや姫もあります。運動を盛り上げる要素は十分あると思っております。ちなみに山形県でも米飯消費拡大運動を展開しておりますことは御承知のとおりだと思いますが、特に本市の基幹作物が米であることから、早期にかつ積極的に消費拡大運動を展開して、米価の安定確保に努めるべきだと思いますが、市長の御所見をお伺いいたします。

3点は、トップランナー育成プロジェクトについてであります。

山形県は高齢化の進展で農家数が年々減少していることに関連いたしまして、農業の維持発展のためトップランナーの育成に力を入れていますが、2015年度から地域を牽引するリーダー的農業者の経営発展を図るため、販売金額1,000万円以上の家族経営体と同じく、3,000万円以上の組織経営体に必要な施設整備や機械導入に助成するオーダーメイド型の元気なトップランナー育成プロジェクトを実施するという新聞報道がございました。

本市には販売金額1,000万円以上の農業経営体が統計上112あることを踏まえて、このプロジェクトにどう対応していくのか、その考えをお伺いいたします。

4点は、耕作放棄地についてであります。

国土の総合利用計画からしまして、耕作放棄地問題が議論されてきましたが、第60次山形農林水産統計年報によりますと、本市の耕作放棄地が108ヘクタールで、内容的には販売農家の放棄地が56ヘクタール、自給的農家が10ヘクタール、土地持ち非農家が42ヘクタールというところでありますが、この放棄地は農地としての条件に適さないところにあるのではと推察いたしますが、販売農家の耕作放棄地確認と活用についての対応の経過と、耕作放棄地再利用緊急対策交付金の制度活用で耕作放棄地の解消を図る考えと今後の対応策についてお伺いいたします。

2番目は、地方創生の取り組みについてであ

ります。

去る4日の全協で説明がありましたが、6次産業化の市場規模を2020年までの5年間で、全国ベースで10兆円産業にしようと、総合戦略を閣議決定との新聞報道がありました。

地方創生は、それぞれの自治体が行うものだと言われておりますように、地域の活力創造プランの農業改革を重視した内容で地方創生特区を新たに、地方版総合戦略を策定する努力義務が課せられ、国の支援獲得などをめぐって自治体間の競争が激化すれば、勝ち組、負け組が生まれ、経済成長の格差拡大を招く懸念があると言われております。

しかし、地方創生は極めて重要なことでありまして、所得や雇用の増大はもちろんですが、地域活力の向上を初め、新商品開発や販路開拓、農林水産物の加工販売施設の整備等、市民に対して指導的立場で誘導し、新庄市の創生に努力すべきだと思いますが、地方版総合戦略の策定努力義務について、本市の対応策について伺いするわけでございますが、4日の全員協議会におきまして概略説明がございましたので、そのときの説明なかったことで結構でございますので伺いたいと思います。

3番目は、6次産業化の推進協議会の充実についてであります。

本市にも推進協議会が設置されておりますが、昨年11月、産業厚生常任委員会で青森県五所川原の6次産業化推進協議会の取り組みについて行政視察を行いました。

まず驚いたのは、産官学の連携で、協議会の構成は五所川原農林高等学校の校長先生が会長で事務局には教頭を初め教諭やクラブの会長、それに産直クラブなどの生産者、商工会議所などの関係団体、行政機関、それに明治大学、弘前大学、東京農大などをアドバイザーにして、農業生産から新商品の開発研究、それに情報公開に至るまで、五所川原農林高校の生徒を中心

にあらゆる活動を展開し、多くの新しい名物をつくり出しておりました。

これら6次産業化は、地方創生と関連いたしまして、自治体間競争が激化し経済成長に格差拡大が懸念されますので、協議会を充実して産官学が連携して対応すべきと考えますが、その考えについて伺いをいたします。

次に、萩野学園の開校に関してであります。

望みの萩野学園が完成いたしまして、去る2月20日、引き渡しがあったわけでございますが、開校目前になりましたことに対して、完成に向けて御努力なされました皆様に、まずもって敬意と感謝を申し上げます。

本校は施設一体型小中一貫教育校であり、県内初めてと伺っており、県内外から注目されておりますことは御承知のとおりであります。

小中一貫校設置の意義は、生きる力の中核をなす確かな学力を含めた総合的な学力の向上を目指すといたしておりますが、新庄市小中一貫教育基本方針案が平成22年3月に示されておりますが、1点は、いのち輝くたくましい新庄っ子を育むための教育方針についてですが、最近文科省においても小中一貫教育についての指針を発表しているようでありますが、本市の場合、それに先駆けてそれぞれの部会で教育方針を御協議なされ、決定済みと思いますが、その概要をお伺いいたします。

2点は、学園開校後における諸事業の取り組みについてであります。学園開校後、中学校はもちろんです、小学校2校の解体工事やグラウンド整備、そしてまた跡地整備などがあるわけでございますが、単年度では極めて容易ではないと思います。年次別に予定実施計画がございましたならば、その計画について伺います。

最後になりましたが、長い間、市勢発展のため切磋琢磨して努力してまいりました議員各位と市長を初め執行部の皆様に、心より感謝を込

め御礼を申し上げまして、質問を終わります。  
ありがとうございました。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**小嶋富弥議長** 市長山尾順紀君。

**山尾順紀市長** それでは、平向議員の御質問にお答えさせていただきます。

最初の御発言の中で、先ほどの沼澤議員と同じように今限り勇退されるというお言葉、非常に身にしみて重く受けとめているところでございます。

私も2期8年を迎えようとしていますが、1期目の中、中川前議長の急逝によって引き継がれた平向議員は、私の初期財政事情が大変厳しい折に議会と行政の橋渡し役として仲立ちをしていただき、市政運営、またさまざまな面で御指導いただいたことに心から感謝申し上げたいと思います。

それでは、御質問の趣旨に沿って答弁させていただきます。

先ほど、るるさまざまな情報、統計から、今の厳しい農業関係の事実を申されておりましたが、新庄市におきます新庄農業振興地域整備計画につきましては、平成25年5月に28年ぶりの総合的な計画の見直しを行い、効率的かつ安定的な農業経営の目標を定め、水稻を主要な作物としながらも、畜産、野菜、花卉などの地域の特性を生かした複合経営を推進しながら、6次産業化と高付加価値化を推進し、若者や女性にとっても積極的に取り組めるやりがいと魅力のある農業を確立することを目標として掲げ、認定農業者制度を活用し、やる気と能力のある農業者の育成を行い、目標達成に向け関係団体と協力しながら取り組んでいるところであります。

国による認定農業者の要件緩和により、当市の認定農業者数は2月末で460経営体となり、生産組織数の29組織と合わせますと489経営体を数え、数的な目標は達したこととなっております。

また、25年度中に農業経営改善計画の終期を迎えた46経営体のうち、基本構想の400万円という所得水準を達成した経営体は67%の36経営体となっております。

今後は米価下落の厳しい情勢の中、いかに効率的かつ安定的な農業経営を実践できるか、課題であると考えております。

次に、米の消費拡大運動を展開すべきとありますが、稲作は本市の農業のまさしく主力であり、また新庄産の米は内外に誇れるものであると考えています。

米の消費拡大、さらには食育、地産地消の取り組みとして、国が地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策として平成26年度の補正予算に盛り込んだ地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用し、新庄産米の地産地消促進事業を実施したいと考えております。

この事業は、市内の子育て世代に新庄産米の引きかえ券を配し、子育て世代の親に地元産米のよさを再認していくとともに、子供のうちからお米を食べる習慣を根づかせ、需要の喚起と消費拡大を図ろうとするものであります。

子育て世代、それぞれ1人には1人、3人いれば3人分ということで、人数に合わせて消費拡大を図ろうとしたもので、27年度の早期実施を考えているところであります。

次に、トップランナー育成プロジェクトについてであります。平成27年度山形県の新規事業になるわけですが、農業の維持と発展のために水田農業を中心とする意欲ある中堅的な担い手農家、家族経営体、組織経営体を、地域を牽引するリーダーとすべく育成し、農業の維持発展を図ろうとするものであります。

トップランナーとは、販売金額1,000万円の家族経営体、3,000万円の組織経営体と定義し、700万円から1,000万円までの農業者を準トップランナーと位置づけ、トップランナーを目指す意欲ある中堅の経営者に対し、米生産の規模拡

大、低コスト化、新規作物導入に向けた施設整備、機械導入について支援を行うものであります。

平成22年の農業センサスにおける調査では、トップランナーとして位置づけられる山形県の農家数は、家族経営体と組織経営体とを合わせて2,839件であり、県では平成28年度にはこれを3,600経営体に拡大すると目標を掲げております。

本市の農業は、大規模化や組織化を目指す経営体、農業を家族内労働で賄う複合経営体が主軸となって担っていくわけですが、個々の農業経営者の要望に即し有利な制度を活用し、支援してまいりたいと考えております。

次に、耕作放棄地については、農業委員会の会長よりお願いしたいと思っております。

次に、地方創生特区の受け入れ等についてであります。地方創生特区については議員御承知のとおり、国が地方創生を目的として企業誘致や観光誘致、地域ブランドの振興、雇用創出といった地域活性化策を規制緩和や専門家の派遣などで支援するとして打ち出した政策であります。

国では、昨年夏に提案があった33の自治体から選定し、3月をめどに数カ所の自治体を特区として指定するとしております。新潟市のように地方創生特区として認定を受け、農業生産法人の設置要件を緩和し、企業などが積極的に農業に参入できる仕組みをつくった例もあります。

本市においては、今後推進していくべき施策に合致する項目の追加などあれば対応していきたいと考えております。

また、6次産業化の推進に関することにつきましては、御指摘のとおり、魅力ある6次産業化商品の開発と販売に向けては、その中心的な役割を担う推進協議会の充実は重要な要素であると考えております。協議会、アドバイザー、専門機関の指導を受けながら商品化支援、スキ

ルアップなどの事業を行っておりますが、実践者がより見識を深め商品開発、販路の確保を進めるために、教育機関、研究機関との連携を図り、6次産業化に取り組む実践者をふやしつつ、成功に向けた取り組みを支援してまいりたいと考えております。

萩野学園の開校並びに跡地整備予定については、教育長より答弁させますので、よろしくお願いいたします。

壇上からの答弁を以上とさせていただきます。

**星川 豊農業委員会会長** 議長、星川 豊。

**小嶋富弥議長** 農業委員会会長星川 豊君。

**星川 豊農業委員会会長** 平向議員の質問にお答えしたいと思いますが、その前に、平向議員については、私は二、三十年のおつき合いをずっとしてきましたけれども、そのときそのとき農業の問題があるたびに、まさしく的を射た御質問、御指摘、また農業委員会に対しましても本当に的を射た御指導をいただきまして、いろいろな時代を私も経験してきましたけれども、その中においては平向議員の何というか、応援というか、御指導というか、そういったものが非常に大きいものがあるというふうに感じまして、改めてここで厚く御礼申し上げます。

そして、議員のまたしてもこれも的を射た現在の状況の質問にお答えしたいと思います。

まず、ただいま質問にあった内容について、現在の農業者の高齢化、それから農業後継者、担い手の減少、それから米価下落等による生産意欲の低下、不在地主の増加などにより、市内における遊休農地面積が年々増加しているところでございます。

耕作放棄地は、所有者の事情などによりやむなく耕作を放棄している面もあり、回避することは容易なことではございませんが、雑草、雑木の繁茂や病害虫の発生源となるばかりでなく、景観、保水力の低下など環境保全の観点からも、このまま放置しておくことはできないも



のと考えております。

農業委員会では、農地法に基づきまして毎年農地の利用状況を把握するための調査を実施しております。平成26年の農地法改正によりまして、農地調査とあわせて遊休農地の所有者に対し、利用についての意向確認調査も実施済みでございます。

これまでの実施調査では、大半が転作面積確保のための自己保全管理や荒らしづくりが行われている農地でございますが、周りの農地に悪影響を及ぼすことがないように指導しているところでございます。

また、所有者への意向確認調査につきましては、結果を踏まえまして農地中間管理機構や担い手への農地集積のための基礎情報としてただいま整備し終わったところでございます。

御質問にありました耕作放棄地再生利用緊急対策交付金は、耕作放棄地を引き受けて作物生産を再開する農業者、または農地中間管理機構、農業者組織、農家へ参入する法人等が行う再生作業や土づくり、作付・加工・販売の試行、必要な施設の整備等の取り組みを総合的に支援するための交付金でございます。

今後、耕作放棄地を引き受けたいとする借り手などが作物生産を再開するに当たりまして、農地を再生利用したいといった御希望などがあれば、交付金の対応等を検討していかなければならないものと考えておる次第でございます。

以上です。

**武田一夫教育長** 議長、武田一夫。

**小嶋富弥議長** 教育長武田一夫君。

**武田一夫教育長** それでは、私のほうから、萩野学園開校に向けての分についてお答え申し上げます。

平向議員には、萩野学園の開校に当たり、計画当初から萩野地区小中一貫推進協議会副会長として御尽力をいただきました。まづもってお礼を申し上げます。おかげさまで開校にこぎつ

けることができました。

これまで、議員がおっしゃるように、平成22年度及び23年度の新庄市立小中一貫教育校基本計画策定委員会が、また平成24年度から26年度までの3年間にわたり萩野地区小中一貫教育校実施計画策定委員会が開催され、校名や校歌、教育内容及び施設設備等について具体的な検討がなされてきました。

この策定委員会で協議するために、校名・校章・校歌・制服等検討部会、カリキュラム等検討部会、施設設備等検討部会の3つの部会を設置し、いのち輝くたくましい新庄っ子を育むための検討を重ねてきたところです。

これまで、保護者や地域の方、学識経験者、教職員、教育委員会職員など延べ335人が5年間にわたって萩野学園の学校づくりに携わってきたほか、冒頭で申しあげました萩野地区小中一貫推進協議会や統合する小学校3校に設置されたそれぞれの学校づくり協議会など、全地域を巻き込んで検討が行われてきました。

その中で、特にソフト部門の中核と言える教育内容についてお答え申し上げます。

これについては、カリキュラム等検討部会において、発達段階に応じた4・3・2のブロック制による9年間で子供を育てる萩野学園の特色を生かしながら、いのち輝くたくましい新庄っ子の育成について、4つの重点を定めております。

1つ目は、学びです。小学校段階から一部教科担任制を取り入れたり、中学校での教科教師制を取り入れるなど、学習意欲を高め、一人一人に確かな学力を身につけます。

2つ目は、かかわりです。9年間の教育活動の中で他の学年とかかわりを持つ異学年交流を意図的に仕組んでいます。また、地域の方との異年齢交流にも取り組み、多くのかかわりの中で豊かな心と社会性の向上を育みます。

3つ目は、命です。道徳教育や健康教育、食

育などを通して命の大切さを実感し、心身ともに健康でたくましい子供の育成を図ります。

4つ目は、ふるさとです。地域とのかかわり、地域に学ぶふるさと学習を通して、ふるさとに誇りと愛着を持つ心を育みます。

このような取り組みを通して、地域に根差した一貫教育を推進し、萩野学園の教育目標である9年間のかかわりの中で望みを持ち、みずからを高め、真摯にたくましく生き抜く萩野の子供を育ててまいります。

次に、萩野地区小中一貫教育校萩野学園の開校に伴い、3月31日をもって閉校します萩野小学校、泉田小学校、昭和小学校の跡地利用について御説明申し上げます。

跡地利用計画については、これまで各小学校のPTAや地域の方々に参加していただきます学校づくり協議会等において協議をしながら進めてまいりました。

現段階で利用計画の方向づけが決定されたものとしては、昭和小学校の校舎を最上広域教育研究センターとして活用していただくことと、泉田小学校の敷地道路側にスクールバス用車庫と泉田小学校を解体し萩野学園用のテニスコートを整備することです。

これ以外の昭和小学校のプール及びグラウンド部分や泉田小学校の校舎、体育館解体後のグラウンドを含めた部分、萩野小学校については、まだ跡地利用計画の決定までには至っておりません。

今後も学校づくり協議会等地域の方々と協議をしながら順次跡地利用の計画をしていきたいと考えておりますので、よろしく願い申し上げます。以上でございます。

14番（平向岩雄議員） 議長、平向岩雄。

小嶋富弥議長 平向岩雄君。

14番（平向岩雄議員） 詳細にわたっての御答弁まことにありがとうございました。

これから、地方創生やそういうふうな問題の

絡みで自治体間の競争がなお一層厳しさを増してくるというふうなことを予想される時代であります。

議会と執行部の皆さん方が、お互い緊張感を持ちまして、市民生活の向上と活力ある新庄市を創出してくださるよう御祈念申し上げまして、質問を終わります。ありがとうございました。

（拍手）

小嶋富弥議長 以上で、今期定例会の一般質問を終了いたします。

## 散 会

小嶋富弥議長 お諮りいたします。

今期定例会の本会議をあす3月7日から3月16日まで休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の本会議をあす3月7日から3月16日まで休会し、3月17日午前10時より本会議を開会いたしますので、御参集願います。

本日は以上で散会とします。

御苦労さまでした。

午後2時16分 散会

平成27年3月定例会会議録（第4号）

平成27年3月17日 火曜日 午前10時00分開議  
議長 小嶋 富 弥 副議長 小野 周 一

出席議員（18名）

1番	佐藤悦子	議員	2番	伊藤操	議員
3番	石川正志	議員	4番	佐藤義一	議員
5番	奥山省三	議員	6番	沼澤恵一	議員
7番	高橋富美子	議員	8番	佐藤卓也	議員
9番	小嶋富弥	議員	10番	清水清秋	議員
11番	小関淳	議員	12番	遠藤敏信	議員
13番	下山准一	議員	14番	平向岩雄	議員
15番	小野周一	議員	16番	新田道尋	議員
17番	山口吉静	議員	18番	森儀一	議員

欠席議員（0名）

出席要求による出席者職氏名

市長	山尾順紀	副市長	伊藤元昭
総務課長	野崎勉	総合政策課長	荒川正一
財政課長	小野享	税務課長	佐藤信行
市民課長	月野節子	成人福祉課長兼福祉事務所長	小野茂雄
子育て推進課長兼福祉事務所長	板垣秀男	環境課長	小嶋達夫
健康課長	荒澤宏二	農林課長	齋藤彰淑
商工観光課長	東海林智	都市整備課長	松坂聡士
上下水道課長	高橋弘	会計管理者兼会計課長	近岡晃一
教育委員長	山村明德	教育長	武田一夫
教育次長兼教育総務課長	森隆志	学校教育課長	長谷部薫
社会教育課長	伊藤洋一	神室荘長	武田清治
監査委員	高山孝治	監査委員主査	白谷美津留

選挙管理委員会会長 矢 作 勝 彦  
農業委員会会長 星 川 豊

選挙管理委員会会長 小 松 孝  
農務委員会会長 浅 沼 玲 子

### 事務局出席者職氏名

局長 高 木 勉  
主査 川 又 秀 昭  
総務主査 三 原 恵  
主査 沼 澤 和 也

### 議事日程（第4号）

平成27年3月17日 火曜日 午前10時00分開議

#### （予算特別委員長報告）

- 日程第 1 議案第26号平成27年度新庄市一般会計予算
- 日程第 2 議案第27号平成27年度新庄市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 3 議案第28号平成27年度新庄市交通災害共済事業特別会計予算
- 日程第 4 議案第29号平成27年度新庄市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 5 議案第30号平成27年度新庄市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 6 議案第31号平成27年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計予算
- 日程第 7 議案第32号平成27年度新庄市介護保険事業特別会計予算
- 日程第 8 議案第33号平成27年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第 9 議案第34号平成27年度新庄市水道事業会計予算

#### （総務文教常任委員長報告）

- 日程第10 議案第4号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について
- 日程第11 議案第5号新庄市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の設定について
- 日程第12 議案第6号新庄市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第7号新庄市定住自立圏形成協定の議会の議決に関する条例の設定について
- 日程第14 議案第8号新庄市体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第9号新庄市農村地域工業等導入地区固定資産税課税免除条例を廃止する条例の設定について
- 日程第16 請願第1号消費税増税の中止を求める請願書

#### （産業厚生常任委員長報告）

- 日程第 1 7 議案第 1 0 号新庄市消防団条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 8 議案第 1 1 号新庄市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 9 議案第 1 2 号新庄市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の設定について
- 日程第 2 0 議案第 1 3 号新庄市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の設定について
- 日程第 2 1 議案第 1 4 号新庄市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の設定について
- 日程第 2 2 議案第 1 5 号新庄市児童センター及び児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 3 議案第 1 6 号新庄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の設定について
- 日程第 2 4 議案第 1 7 号新庄市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 5 議案第 1 8 号新庄市水道給水条例の一部を改正する条例の制定について

### 本日の会議に付した事件

議事日程（第 4 号）のほか

- 日程第 2 6 議案第 3 5 号平成 2 6 年度新庄市一般会計補正予算（第 9 号）

## 開 議

**小嶋富弥議長** おはようございます。

ただいまの出席議員は18名でございます。

欠席通告者はありません。

なお、監査委員事務局長佐藤正寿君が欠席のため、事務主査白谷美津留君が出席しておりますので、御了承お願いいたします。

それでは、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第4号）によって進めます。

### 予算特別委員長報告

**小嶋富弥議長** 日程第1議案第26号平成27年度新庄市一般会計予算から日程第9議案第34号平成27年度新庄市水道事業会計予算までの議案計9件を一括議題といたします。

本件に関し予算特別委員長の報告を求めます。

予算特別委員長遠藤敏信君。

（遠藤敏信予算特別委員長登壇）

**遠藤敏信予算特別委員長** おはようございます。

予算特別委員会における審査の経過と結果について報告いたします。

予算特別委員会は全議員をもって構成されておりますので、要点のみの御報告とさせていただきます。

それでは、御報告申し上げます。

予算特別委員会に付託された案件は、議案第26号平成27年度新庄市一般会計予算から議案第34号平成27年度新庄市水道事業会計予算までの9件であります。予算特別委員会は、3月11日、12日、13日の3日間にわたり活発な議論のもとに慎重な審査が行われたところであります。

初めに、議案第26号平成27年度新庄市一般会計予算につきましては、各委員より数多くの質疑があり、活発な議論が交わされました。討論に入り、佐藤悦子委員より反対の討論、伊藤操委員より賛成の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第27号平成27年度新庄市国民健康保険事業特別会計予算、議案第32号平成27年度新庄市介護保険事業特別会計予算の議案2件につきましては、質疑の後、佐藤悦子委員より反対の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第28号平成27年度新庄市交通災害共済事業特別会計予算、議案第30号平成27年度新庄市農業集落排水事業特別会計予算、議案第31号平成27年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計予算、議案第33号平成27年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計予算の議案4件につきましては、いずれも質疑、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第29号平成27年度新庄市公共下水道事業特別会計予算、議案第34号平成27年度新庄市水道事業会計予算の議案2件につきましては、質疑を行いました。討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、予算特別委員会に付託された案件、議案第26号平成27年度新庄市一般会計予算から議案第34号平成27年度新庄市水道事業会計予算までの議案9件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

議長よりよろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。予算特別委員会における審査の経過と結果についての御報告といたします。

**小嶋富弥議長** お諮りいたします。

予算特別委員会は全議員をもって構成されて

おり、質疑、討論は終わっておりますので、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**小嶋富弥議長** 御異議なしと認めます。よって、直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

初めに、委員長報告のうち、質疑、討論があり、採決の結果、賛成多数で可決すべきものとした議案3件について採決いたします。

初めに、議案第26号平成27年度新庄市一般会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君は賛成のボタンを、反対の諸君は反対のボタンを押してください。

(電子表決)

**小嶋富弥議長** ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**小嶋富弥議長** 投票を締め切ります。

賛成多数であります。よって、議案第26号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号平成27年度新庄市国民健康保険事業特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君は賛成のボタンを、反対の諸君は反対のボタンを押してください。

(電子表決)

**小嶋富弥議長** ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**小嶋富弥議長** 投票を締め切ります。

賛成多数であります。よって、議案第27号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号平成27年度新庄市介護保険事業特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君は賛成のボタンを、反対の諸君は反対のボタンを押してください。

(電子表決)

**小嶋富弥議長** ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**小嶋富弥議長** 投票を締め切ります。

賛成多数であります。よって、議案第32号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、委員長報告のうち、質疑を行いました。討論はなく、全員異議なく可決すべきものとした議案第29号平成27年度新庄市公共下水道事業特別会計予算、議案第34号平成27年度新庄市水道事業会計予算の議案2件及び質疑、討論はなく、全員異議なく可決すべきものとした議案第28号平成27年度新庄市交通災害共済事業特別会計予算、議案第30号平成27年度新庄市農業集落排水事業特別会計予算、議案第31号平成27年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計予算、議案第33号平成27年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計予算の議案4件について、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**小嶋富弥議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第28号、議案第29号、議案第30号、議案第31号、議案第33号、議案第34号は、委員長報告のとおり可決されました。

## 総務文教常任委員長報告

**小嶋富弥議長** 日程第10議案第4号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定についてから日程第16請願第1号消費税増税の中止を求める請願書までの議案6件と請願1件の計7件を一括議題といたします。

本件に関し、総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長石川正志君。

(石川正志総務文教常任委員長登壇)

**石川正志総務文教常任委員長** 私から、総務文教常任委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案6件、請願1件であります。

審査のため、3月10日午前10時より、議員協議会室において委員8名全員出席のもと担当課の職員の出席を求め審査を行いました。

初めに、議案第4号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について、並びに議案第5号新庄市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の設定については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う条例の設定を行うものです。総務課及び教育総務課から補足説明を受けた後、審査を行いました。

審査に入り、委員から質疑はなく、採決の結果、議案第4号、議案第5号については全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第6号新庄市行政手続条例の一部を改正する条例の制定については、総務課から補足説明を受けた後、審査を行いました。

審査に入り、委員から質疑はなく、採決の結果、議案第6号については全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第7号新庄市定住自立圏形成協定の議会の議決に関する条例の設定については、総合政策課の出席を求め審査に入りました。

審査に入り、委員から質疑はなく、採決の結果、議案第7号については全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号新庄市体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、社会教育課から補足説明を受けた後、審査に入りました。

委員から使用料の算定根拠についての質問がありました。そのほか質疑はなく、採決の結果、議案第8号は全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号新庄市農村地域工業等導入地区固定資産税課税免除条例を廃止する条例の設定については、税務課から補足説明を受けた後、審査に入りました。

審査に入り、委員から質疑はなく、採決の結果、議案第9号については全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第1号消費税増税の中止を求める請願書は、紹介議員及び税務課職員の出席を求め、審査を行いました。

紹介議員より請願の趣旨説明があり、委員から、日本経済は深刻な増税不況となっているとあるが、増税不況とはどういうことを指しているのかという質問があり、紹介議員からは、昨年の4月に消費税が5%から8%へ3%上がったことによって、上がる前の駆け込み需要からの反動で消費が落ち込んでいるとの説明がありました。

委員から、大型公共事業の無駄遣いと言っているが、新庄市を考えた場合、新庄泉田道路が着工したことなど恩恵を受けていることもあり、全てが悪いとは言えない。また、国民誰もが消費税が上がるのは反対だ。しかし、社会保障費の財源確保を大前提のもとに消費税を増税しなければならないということであれば、やむを得ないのではないかといった意見が出されました。

その他質疑はなく、採決の結果、請願第1号については、賛成者はなく不採択すべきものと決しました。

以上で、総務文教常任委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について報告を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

**小嶋富弥議長** ただいまの総務文教常任委員長報告に対し、質疑に入りますが、議案第4号から



議案第9号までの議案6件並びに請願1件を分けて、質疑、討論、採決を行います。

まず初めに、議案第4号から議案第9号までの議案6件に対し、質疑に入ります。質疑ありませんか。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小嶋富弥議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 議案4号と5号について、質疑はなかったということですが、その前に補足説明はあったということですので、どういう補足説明があったのか、お願いしたいと思います。

石川正志総務文教常任委員長 議長、石川正志。

小嶋富弥議長 総務文教常任委員長石川正志君。

石川正志総務文教常任委員長 議案第4号及び議案第5号につきまして、補足説明ということで先ほど申し上げました。

私ども総務文教常任委員会といたしまして、本会議に入る前に、委員協議会等を通じて委員の皆様には執行部の皆様から丁寧な説明を承っているというふうに思います。詳しくは議案書をごらんください。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小嶋富弥議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 議案書と言われましても、すぐには出ないわけでありまして、ここでやっぱり、本会議の場で、どういう補足説明があつて納得したのかとか、そういうのを私たち常任委員会でない面々に知らせていただきたいなと思うんです。ぜひ再度お願いします。

私なりに、このたびの議案については、教育委員長というものをなくすということだなということを受け取ったわけです。でも、教育委員会制度は残ったというふうにこのたびの議案で見えています。そのことは、教育委員の集まりである教育委員会が最高意思決定機関であるという建前に変更がないということだと思えます。教育委員会制度が戦後できたわけです。その内

容というのは変わらないということに今回なつたんだと思います。

教育委員会制度というのは、3つ原則がありまして、1つは中央集権ではなくて地方分権だということ、2つ目は民意の反映、それから3つ目は一般行政からの独立です。そういったことなど確認する説明があつたのではないかなと思うんですが、どうだったでしょうか。

また、教育委員会の教育長への事務委任ということがありますが、教育委員会の議決なしに執行はできないと、私はそう思いますが、そういった内容など説明あつたのか、お願いします。

石川正志総務文教常任委員長 議長、石川正志。

小嶋富弥議長 総務文教常任委員長石川正志君。

石川正志総務文教常任委員長 委員長報告としては、先ほど申し上げたとおりでございます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小嶋富弥議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 委員長報告として、どういう説明があつたかということは、私たち委員でない立場の者も、この場で教えていただくというか、聞きたいというふうに思っておりましたので、残念ながら私たちに渡されないみたいなので、後で資料など私のほうによこして下さるかどうか、お願いします。

石川正志総務文教常任委員長 議長、石川正志。

小嶋富弥議長 総務文教常任委員長石川正志君。

石川正志総務文教常任委員長 先ほども申し上げましたが、議案書に丁寧に載っておりますので、ごらんください。

小嶋富弥議長 ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 討論なしと認めます。よって、討

論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**小嶋富弥議長** 御異議なしと認めます。これより採決いたします。

初めに、議案第4号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**小嶋富弥議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号新庄市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の設定については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**小嶋富弥議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号新庄市行政手続条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**小嶋富弥議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号新庄市定住自立圏形成協定の議会の議決に関する条例の設定については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**小嶋富弥議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号新庄市体育施設設置及び管

理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**小嶋富弥議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号新庄市農村地域工業等導入地区固定資産税課税免除条例を廃止する条例の設定については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**小嶋富弥議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、請願第1号消費税増税の中止を求める請願書について、質疑ありませんか。

1 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

**小嶋富弥議長** 佐藤悦子君。

1 番(佐藤悦子議員) 先ほどの委員長の質疑の中で、大型公共事業の無駄遣いという問題と、それから社会保障の確保。大型公共事業の無駄遣いではないという御意見だったような気がします。それから、社会保障の確保のために使われているという委員の認識だったというふうに私は受け取りました。

私が思うに、大型公共事業ということ言えば、新庄のこの高規格道路についてはそんなに大きなお金もかかっていないということで、もっと大きな、私が聞いているところではリアモーターカーとか、これはかなり大きい、そういう大型公共事業が国で用意されているということなど、そういうものを進めるということが、どうも思います。

あと、東京の地下40メートルを高速道路で回してつくとか、そういう大型公共事業が用意されていると聞いています。そういうものは、私はいかがなものかと、この財政の中で消費税

を上げてそっちのほうに向かうのかと考えると、あれっという気がするし、それから、もう一つは社会保障……

**小嶋富弥議長** 佐藤議員、委員長答弁に沿って、あなたの所見を言ってはだめです。

**1 番（佐藤悦子議員）** はい、わかりました。じゃあ、委員長に聞きます。社会保障の確保、やむを得ないのではないかという意見があったようですが、その社会保障の確保と言われるものがこのたびの消費税増税であったかどうか、お願いします。

**石川正志総務文教常任委員長** 議長、石川正志。

**小嶋富弥議長** 総務文教常任委員長石川正志君。

**石川正志総務文教常任委員長** 委員より、「政府は社会保障のために増税すると言っているが、今3%上げて8%になったが、その3%はどういうふうに使われているのか、配分されているのか、その辺わかれば」という説明がございました。

常任委員会は3月10日に行われてございまして、新庄市における影響はいかほどかと税務課の職員に対して質疑がありました。

その時点では、判明していませんので、今申し上げるわけにはいきませんが、平成26年度決算において、新庄市には消費税の新庄市の交付分という額が決定されると思います。

**1 番（佐藤悦子議員）** 議長、佐藤悦子。

**小嶋富弥議長** 佐藤悦子君。

**1 番（佐藤悦子議員）** 3%増税された金額はいかほどで、それで、その中身が全額社会保障のために本当になっているのか、社会保障が充実される方向でなったのかどうか、吟味されましたか。

**小嶋富弥議長** 佐藤議員、審査の内容をやはり問わないとだめだ。審査の内容に対しての審査をやっていますので、委員長答弁とか沿ってやはり言っていたかかないと、答弁大変ですよ。

**1 番（佐藤悦子議員）** 議長、佐藤悦子。

**小嶋富弥議長** 佐藤悦子君。

**1 番（佐藤悦子議員）** 確かにいろいろ決算で少しあったとかってというのは聞いたような気もいたしますが、でも、市民生活全体を見たときに、物価がどんどん上がっている、それから社会保障である一番大事な年金が下がっている、そして国保税は大変負担が上がったまま、国の補助は来ない、ほとんど来ない。物価が上がる、年金は下がる中で、払えない人たちがふえている。これは、消費税が物価と一緒に上がった、社会保障が悪くなったというふうに市民は感じておられると思うんです。そうすると、社会保障のために消費税を上げた分が使われたとか、よかったとかという面が一つもなかったのではないかと、そういう市民の実感ではなかったんだらうかと、そこら辺は話し合われていましたか。

**石川正志総務文教常任委員長** 議長、石川正志。

**小嶋富弥議長** 総務文教常任委員長石川正志君。

**石川正志総務文教常任委員長** 先ほどの壇上からの委員長報告の報告の繰り返しになりますが、国民誰もが消費税が上がるのは反対だ。しかし、社会保障費の財源確保を大前提のもとに消費税を増税しなければならないということであれば、やむを得ないのではないか。採決の結果、この請願を採択すべきといった意見は出されませんでしたので、御理解いただければというふうに思います。

**小嶋富弥議長** ほかに質疑ありませんか。

**2 番（伊藤 操議員）** 議長、伊藤 操。

**小嶋富弥議長** 伊藤 操君。

**2 番（伊藤 操議員）** 先日の委員会の様子は傍聴させていただきましたので、どのような内容で話し合われたかはよく存じております。

そこで、この請願は、あくまでも消費税増税により一般市民の負担が大きい。家計を預かる主婦の方、特に子供さんを抱えている方がそう思うんですけれども、やはり消費すればそれだ

け税金が重くなる。そういう生活苦が背景にあるものだと思うんです。こういう増税は厳しいという状況を国へ訴えるというのも、市民の声を届けるという意味では意義が大きいと思うんです。

そして、安倍首相は、この請願書にもありますとおり、2017年4月に10%上げる、こう明言しているわけですがけれども、仮にこの時期に景気が悪いような状況であったら、さらに悪影響が続くのではないかという懸念があるわけです。そこで、やっぱり市民生活を応援するという意味で、このようなやはり過激な文章ではありませんけれども、国は国民の総意としてこれを受けとめる義務があると思うんです。そして、それを後押しするのが議会だと思うんですよね。

そこで、委員長にお尋ねしたいんですけれども、これはあくまでも市民から出された大切な請願です。この取り扱いというのは、もう少し議論があってもよかったのではないかと傍聴して感じたんですけれども、その辺、委員長の見解をお願いします。

**石川正志総務文教常任委員長** 議長、石川正志。

**小嶋富弥議長** 総務文教常任委員長石川正志君。

**石川正志総務文教常任委員長** 常任委員会における請願審査の議論が足りなかったのではないかとこの質問かと思いますが、各委員それぞれ、自分の見地から意見を出されたということにおいては、委員長としては審議は十分であったというふうに考えてございます。

**小嶋富弥議長** よろしいですか。

**2 番（伊藤 操議員）** はい。

**小嶋富弥議長** ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**小嶋富弥議長** ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありません。

討論ありませんか。

**1 番（佐藤悦子議員）** 議長、佐藤悦子。

**小嶋富弥議長** 佐藤悦子君、賛成ですか、反対ですか。

**1 番（佐藤悦子議員）** 請願に賛成です。

**小嶋富弥議長** 討論の発言を許します。

原案に賛成討論者として、佐藤悦子君。

（1 番佐藤悦子議員登壇）

**1 番（佐藤悦子議員）** 請願第1号消費税増税の中止を求める請願に賛成する立場から討論を行います。

私たちは市民アンケートを行いました。そこに、消費税が8%に上げて以来、生活が苦しくなったと答えた方が95%にも上っておりました。わからないとか変わらないという方が、わずか5%でした。物価が上がった、年金や賃金が低くて苦しいなどの声が寄せられています。

政府統計でも実質賃金が15カ月連続下がり、国内総生産の、4月から6月期、それから7月から9月期の2期連続減少、家計消費の減少という結果が出ています。これも国民の暮らしの実態と声を裏づけるものとなっています。

地域経済と雇用を支えている中小業者からは、消費者の買い控えによって売り上げが減少し、廃業を考えざるを得ないという声も寄せられています。農家は、円高と物価高によって、飼料や肥料、燃料代、機械代、資材代が上がり、その上、米価の暴落で経営に苦しんでいます。自営業者にとって消費税は営業破壊税となっています。

消費税増税は全額社会保障のためと、安倍政権は1億6,000万円も税金を使って総選挙の前に宣伝しました。しかし、高齢者は、年金が下がり続け、介護保険料、国民健康保険税などが上がり、消費税が社会保障のためだというのはうそだ、今後の暮らしや健康が心配だと訴えています。若い世代は、収入が少ない、安定した仕事に就きたくても就けない、自分の年金は果たしてどうなるのかと将来への不安を訴えてい

ます。

消費税10%増税反対は総選挙後の共同通信の世論調査で57.5%、賛成は38.6%でしたが、増税反対が大きく上回っています。特に若い世代は反対が強いようです。背景には、派遣労働者が約4割に増大し、年収200万円以下の働く貧困層が1,120万人にも上るといった実態があるからです。

主婦連合会、日本消費者連盟も、消費税増税に反対を表明し、中小企業団体中央会という中小企業を結集する最大の団体も、去年10月、大会決議で10%への引き上げは慎重に判断すべきと主張しています。

なのに、国会で増税派が議席を多数占めてしまった。それはなぜなのか。最大の理由は、小選挙区という選挙制度によるものです。例えば自民党は、小選挙区で、全有権者比で24.5%の得票で74.5%の議席を占めました。比例代表では全有権者比で17%の得票でした。6人に1人が投票したにすぎません。民意を正確に反映する比例代表選挙で議席を配分したとしたら、157議席となります。そのことを自覚した慎重な政権運営が求められているのではないのでしょうか。

消費税増税は、社会保障のためでも財政再建のためでもありません。社会保障は、去年の通常国会で医療介護総合法が自民・公明の賛成で決められました。主な内容は、年金削減、医療では病床削減、ベッドの削減です。70歳以上の窓口負担を1割から2割にする。入院給食費の患者負担は、1食260円だったのを460円に上げることを検討する。そして、国民健康保険などの保険料の値上げ、介護の給付の削減、保育の公的責任の投げ捨てなど、全面的な社会保障の改悪です。

財政再建のためなのか。これについては、国民には消費税増税などの負担増の一方で、大企業には復興特別減税は3年だったのを2年に短

縮しました。さらに、法人税を20%台にと言って約6%も引き下げるといいます。消費税増税は大企業減税のためだったのです。

また、来年度予算では、軍事費は約5兆円となりました。消費税導入前の軍事費は3.7兆円だったのです。消費税導入の目的は軍事費拡大で、戦争するための財源だったことも明らかになっているのではないのでしょうか。消費税は、憲法を変えれば戦争のための税金となります。

社会保障の財源、国の財政再建の財源は、じゃあどうするのか。私たちの日本共産党は、消費税に頼らない別の道を提案しています。1つは、富裕層や大企業にもうけに応じた負担を求める税制改革で、新たに20兆円の財源を得ること。また、大企業の内部留保の一部を活用し、国民の所得をふやして税収をふやす経済改革で約20兆円の財源を確保する。合計40兆円の税収をふやすことができるという提案です。

国や自治体は、人間と違って半永久的に続くものであります。現在の異常な財政支出を改革するならば、心配は要りません。消費税10%増税はきっぱり中止させようという声を新庄市からも上げていこうではありませんか。

この請願を採択し、市議会から消費税増税中止の意見書を上げるようにすべきと思います。

御清聴ありがとうございました。

**小嶋富弥議長** ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**小嶋富弥議長** ほかに討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**小嶋富弥議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時43分 休憩

午前11時44分 開議

**小嶋富弥議長** 休憩を解いて再開いたします。

請願第1号消費税増税の中止を求める請願書について、委員長報告は不採択であります。請願第1号については、原案のとおり採択することに賛成の諸君は賛成のボタンを、反対の諸君は反対のボタンを押してください。

(電子表決)

**小嶋富弥議長** ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**小嶋富弥議長** 投票を締め切ります。

賛成少数であります。よって、請願第1号は不採択とすることに決しました。

## 産業厚生常任委員長報告

**小嶋富弥議長** 日程第17議案第10号新庄市消防団条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第25議案第18号新庄市水道給水条例の一部を改正する条例の制定についての計9件を一括議題といたします。

本件に関し、産業厚生常任委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員長奥山省三君。

(奥山省三産業厚生常任委員長登壇)

**奥山省三産業厚生常任委員長** それでは、産業厚生常任委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案9件であります。

審査のため、3月9日午前10時より、議員協議会室において委員9名全員出席のもと担当課の職員の出席を求め審査を行いました。

初めに、議案第10号新庄市消防団条例の一部を改正する条例の制定については、環境課から

補足説明を受けた後、審査を行いました。

環境課からは、消防団の各階級ごとの報酬額の詳細な説明がありました。

審査に入り、委員から、消防団の定数や班編成などについての質疑がありましたが、採決の結果、議案第10号については賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第11号新庄市介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、成人福祉課の補足説明を受けた後、審査を行いました。

成人福祉課からは、介護保険料の改定と改正法による要支援者に対する介護予防給付部分の改正があったため、条例の一部を改正するものとの説明がありました。また、消費税を財源とする保険料の公費減免についても規定している旨の説明がありました。

審査に入り、委員から、一般会計からの繰り入れで保険料の引き上げを抑制することはできないかという質問があり、担当課からは、この条例の中で公費軽減ということで消費税を財源とする0.05という率を差し引くという制度ができたが、この制度外での一般会計からの繰り入れは国や県からの財源補填がないため、市の一般財源を繰り入れるという考えはないという回答がありました。

また、委員から、今後予防事業で強化すべきところはどこを考えているかという質問があり、担当課からは、認知症を重度化させないため、認知症の地域支援推進員が中心となり、医師やケアマネジャーなどによるチームをつくっていくことで話を進めているとの説明がありました。

その他質疑がありましたが、採決の結果、議案第11号については賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第12号新庄市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の設定については、成人福祉課から補足説明を受

けた後、審査を行いました。

成人福祉課からは、新庄市が指定している小規模多機能型居宅介護事業所などについて、登録定員が25名であったものが29名まで可能となったことなどから、条例の一部改正を行うものとの説明がありました。

審査に入り、委員から、要支援者サービスの基準がこれまでより後退することはないかという質問があり、担当課からは、サービスについては従前と変わらない旨の回答がありました。

その他質疑はなく、採決の結果、議案第12号については全員異議なく可決すべきものと決しました。

続いて、議案第13号新庄市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の設定については、成人福祉課から補足説明を受けた後、審査を行いました。

成人福祉課からは、法律の施行により、これまで国の基準でもって定めていたものを条例で規制することとなったため提案するものとの説明がありました。

審査に入り、委員から、国の基準のほかに市独自の基準はないかという質問があり、担当課からは、国の基準どおりであるという回答がありました。

その他質疑がありましたが、採決の結果、議案第13号については全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第14号新庄市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の設定については、成人福祉課から補足説明を受けた後、審査を行いました。

成人福祉課からは、介護保険法の一部が改正され、これまで国で定めていた基準等について、市の条例で定めることとなった旨の説明がありました。

審査に入り、委員から、これまで受けていた訪問介護、通所介護のサービスの内容は今までと変わらないと言えるのかという質問があり、担当課からは、事業の大きな目的としては、要支援状態から要介護状態にならない、あるいは要支援から脱却するということが大切であるため、給付事業の中でその人に合ったプランを立てていくこととなるとの回答がありました。

その他質疑がありましたが、採決の結果、議案第14号については賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第15号新庄市児童センター及び児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、子育て推進課から補足説明を受けた後、審査を行いました。

子育て推進課からは、これまで集団指導の対象を市内に居住する児童と限定していたものを、市外の児童についても里帰り出産などの特別な理由がある場合は集団指導の対象とするものとの説明がありました。また、指定管理について、利用料金の徴収ができるように改正するものとの説明がありました。

審査に入り、委員から、指定管理者に徴収させることは事務負担が大きいのではないかという質問があり、担当課からは、利用者負担額の徴収はこれまでどおり市のほうで責任を持って行うものであり、指定管理者の利用料金の徴収については、協議が調った場合にできるように規定しておくものという説明がありました。

その他質疑はなく、採決の結果、議案第15号については全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第16号新庄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の設定については、子育て推進課から補足説明を受けた後、審査を行いました。

子育て推進課からは、法改正等により、保育料の設定について条例で規定するものとの説明

がありました。

審査に入り、委員から、多子世帯の保育料の軽減の小学校3年生までの条件について上限を緩和することについて話し合いがなされているかという質問があり、担当課からは、まずは応能負担が大原則であるという旨の説明がありました。なお、幼稚園就園奨励費補助金の基準と合致させているところではあるが、今後、少子化や定住促進対策の面からいけば、国の動向も見据えながら見直していかなければいけないものだと考えているといった回答もありました。

その他質疑はなく、採決の結果、議案第16号については全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第17号新庄市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定については、商工観光課から補足説明を受けた後、審査を行いました。

商工観光課からは、助成措置の適用期限を5年延長するとともに、東日本大震災の被災企業に対する助成金交付率の引き上げ措置を廃止するものとの説明がありました。

審査に入り、委員から、撤退する企業から返金してもらうことなどはないのかという質問があり、担当課からは、施行規則において5年間と規定しており、それより前に撤退した場合には返納の手続をとることとなるとの説明がありました。

その他質疑はなく、採決の結果、議案第17号については全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、議案第18号新庄市水道給水条例の一部を改正する条例の制定については、上下水道課から補足説明を受けた後、審査を行いました。

上下水道課からは、水道使用者の負担軽減を図るため、料金改定を行うものとの説明がありました。

審査に入り、委員からの質疑はなく、採決の

結果、議案第18号については全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、産業厚生常任委員会に付託された案件の審査の経過と結果についての報告を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

**小嶋富弥議長** ただいまから10分間休憩いたします。

午前10時56分 休憩

午前11時05分 開議

**小嶋富弥議長** 休憩を解いて再開いたします。

ただいまの産業厚生常任委員長報告に対して、議案第10号から議案第18号までの議案9件の質疑、討論、採決を行います。

初めに、議案第10号から議案第18号までの議案9件について、質疑に入ります。質疑ありませんか。

**10番(清水清秋議員)** 議長、清水清秋。

**小嶋富弥議長** 清水清秋君。

**10番(清水清秋議員)** 私のほうから議案10号について質問させていただきます。

この条例の案件に対して、総括でも少しお聞きしたところでしたが、これ、消防団員の報酬を改正して上げるというような内容なわけなんだけれども、この辺、委員会で、この報酬の設定に関して、今後どういうふうな基準を比較しながら改正する旨あるかないか、その辺は審議なされなかったのかですね。

そしてまた、やはり新庄市の消防団の条例定数が約1,200人余りになっているわけですが、この辺の国の基準的なものとのかなりの格差がある。そういう点なんか、今後条例を整備するというか、このままでいいのか、そういうふうな話し合いはなされなかったのか、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

**奥山省三産業厚生常任委員長** 議長、奥山省三。

**小嶋富弥議長** 産業厚生常任委員長奥山省三君。



奥山省三産業厚生常任委員長 先ほど審査の経過について報告しましたが、今申し上げました清水議員のような議論はなされませんでした。

10番（清水清秋議員） 議長、清水清秋。

小嶋富弥議長 清水清秋君。

10番（清水清秋議員） なされなかったというか、それはそれとしてもいたし方がないかもしれませんが、やはり今後、今回の改正で、これですっといいというわけではないわけです。私はそう思います。これはやはりいろんな総括でも課長のほうからも、いろいろ他市の状況、他市を踏まえた形で改正したということは課長も言っているわけですから、この辺のですね、やはり今後他市と比較しながらいった場合、新庄市の先ほどのこの定員条例、相当な定員あるわけで、その辺とあわせて今度いった場合、相当な予算も費やす状況も起きかねない。その辺は非常に大事だったかなと私は思って質問しているんですけども、その辺がなされなかったということですか。

先ほど委員長はなされなかったということですから、今後またいろんな形で改正なるかと思えます。その辺も今後は委員会できちっと話し合っただけであればありがたいなと思えますので、よろしくひとつお願いいたします。終わります。

小嶋富弥議長 ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。これより採決いたします。

初めに、議案第10号新庄市消防団条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号新庄市介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議がありますので、電子表決システムにより採決を行います。

議案第11号について、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君は賛成のボタンを、反対の諸君は反対のボタンを押してください。

（電子表決）

小嶋富弥議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 投票を締め切ります。

賛成多数であります。よって、議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号新庄市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の設定については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号新庄市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の設定については、委員長報告のとおり決するこ

とに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**小嶋富弥議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号新庄市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の設定については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり)

**小嶋富弥議長** 御異議がありますので、電子表決システムにより採決を行います。

議案第14号について、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君は賛成のボタンを、反対の諸君は反対のボタンを押してください。

(電子表決)

**小嶋富弥議長** ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**小嶋富弥議長** 投票を締め切ります。

賛成多数であります。よって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号新庄市児童センター及び児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**小嶋富弥議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号新庄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の設定については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**小嶋富弥議長** 御異議なしと認めます。よって、

議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号新庄市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**小嶋富弥議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号新庄市水道給水条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**小嶋富弥議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩いたします。

午前11時15分 休憩

午前11時43分 開議

**小嶋富弥議長** 休憩を解いて再開いたします。

## 日程の追加

**小嶋富弥議長** 追加案件が出ておりますので、ここで議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長 小関 淳君。

(小関 淳議会運営委員長登壇)

**小関 淳議会運営委員長** それでは、議会運営委員会における協議の経過と結果について御報告いたします。

本日午前11時17分から、議員協議会室におきまして議会運営委員6名出席のもと、執行部から副市長、関係課長並びに議会事務局職員の出席を求めて議会運営委員会を開催し、本日の本

会議における議事日程の追加について協議をいたしたところであります。

協議の結果、議案第35号平成26年度新庄市一般会計補正予算（第9号）を本日の議事日程に追加していただくことにいたしました。

以上、議会運営委員会における協議の経過と結果についての御報告といたします。よろしくお願いたします。

**小嶋富弥議長** お諮りいたします。

ただいま議会運営委員長から報告がありました議案1件を本日の議事日程に追加することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**小嶋富弥議長** 御異議なしと認めます。よって、議案1件を本日の議事日程に追加することに決しました。

ここで、追加日程を配付するため暫時休憩いたします。

午前11時45分 休憩

午前11時47分 開議

**小嶋富弥議長** 休憩を解いて再開いたします。

## 日程第26議案第35号平成26年度新庄市一般会計補正予算（第9号）

**小嶋富弥議長** それでは、追加日程に入ります。

日程第26議案第35号平成26年度新庄市一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

（山尾順紀市長登壇）

**山尾順紀市長** それでは、最終日ではありますが、議案第35号平成26年度一般会計の追加補正予算

（第9号）となりますが、今般の国の補正予算に伴う地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金に係る事業及び生活保護費の伸びに対応する補正を主な内容としております。このことにつきまして御説明申し上げますので、御理解賜りたいと思います。

補正予算書1ページ、議案第35号一般会計補正予算であります。歳入歳出それぞれ1億4,021万7,000円を追加し、補正後の予算額を181億6,082万5,000円とするものであります。

5ページからの歳入及び歳出についてありますが、今般の国の補正予算に伴い、急遽実施されることとなりました地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金に係る事業につきまして、2款1項16目地域活性化・地域住民生活等緊急支援費におきまして、プレミアム商品券発行事業などの7事業に係る地域消費喚起・生活支援型に7,764万円、総合戦略策定事業などの17事業に係る地方創生先行型に5,047万1,000円を追加計上させていただいたものであります。

なお、これらの事業につきましては、その財源の全てを国庫支出金で賄うとともに、27年度当初予算の前倒し分を含め、全ての事業において予算の繰り越しにより27年度において実施する予定となっております。

また、これ以外の予算の補正につきましては、3款3項2目におきまして、生活保護費の伸びに対応した経費を盛り込んでおります。

私からの説明は以上であります。御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

**小嶋富弥議長** お諮りいたします。

ただいま説明のありました議案第35号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**小嶋富弥議長** 御異議なしと認めます。よって、

議案第35号について、委員会への付託を省略することに決しました。

それでは、ただいま説明のありました議案第35号について質疑に入ります。質疑ありませんか。

**3 番（石川正志議員）** 議長、石川正志。

**小嶋富弥議長** 石川正志君。

**3 番（石川正志議員）** 私、1点お伺いいたします。

補正予算書最終ページ、9ページ。民生費、生活扶助の中で医療扶助費とございますが、新庄市のほうからも一般財源で300万出ていると。大きなお金ですので、医療扶助費、何人が受診されて、どれぐらい医療費がかかったのか、お伺いいたします。

**小野茂雄成人福祉課長兼福祉事務所長** 議長、小野茂雄。

**小嶋富弥議長** 成人福祉課長兼福祉事務所長小野茂雄君。

**小野茂雄成人福祉課長兼福祉事務所長** 今回充当いたします生活保護費の補正については、医療扶助において予算に不足が生じたことによるものです。

医療扶助の請求元であります社会保険診療報酬支払基金を通じて2月下旬に連絡がありましたが、その医療扶助について改めて精査したところ、重い病気、心臓のバイパス手術でありますとか脳梗塞を発症されて手術を受けた方とか、それから脳卒中関連でリハビリを受けている方について大きな請求がありまして、その他通常の支払いを合算したところ、およそ1,900万の請求が3月分として予想されております。

既決予算内で、その他の扶助費を再計算いたしまして、全体で1,200万の不足が出ることがわかりまして、今回のような補正予算を提出することとなりました。

生活保護費の医療扶助につきましては、基本、公費10割負担となっております。診療報酬支

払基金の請求は、前月分の合算請求に加えまして審査に時間を要した二、三カ月前の請求分が加算されて請求されることによりまして、上程がございましたので、御理解のほどお願いしたいと思います。

なお、医療扶助の人員につきましては、ちょっと手元に資料はございませんけれども、医療扶助全体が生活保護費の全体の2分の1の実績が毎年支出されているような状況でございます。今年度におきましては、この予算どおりになりますと全体で26年度で1億9,000万ほどの支出となりますが、それも全体の生活保護費の約半分というふうなところでの状況となっております。以上でございます。

**3 番（石川正志議員）** 議長、石川正志。

**小嶋富弥議長** 石川正志君。

**3 番（石川正志議員）** 非常に嫌な言い方になりますが、医療費の部分で生活扶助を受ける受けられないにかかわらず、国保の部分でも医療費の圧縮ということがこれまでの議論の中で主役だったような感じがいたします。健康課においては、重篤な場合に陥らないということで、日ごろより健康増進というところにこれからシフトしてまいります。成人福祉課のほうでは、例えば医療費扶助の控除、医療費扶助の対象となる方に対して重篤な場合が今発生したから補正が発生したと捉えておりますけれども、その予防的な措置は今後どのようにされていくのか、お考えがあればお伺いいたします。

**小野茂雄成人福祉課長兼福祉事務所長** 議長、小野茂雄。

**小嶋富弥議長** 成人福祉課長兼福祉事務所長小野茂雄君。

**小野茂雄成人福祉課長兼福祉事務所長** 生活保護につきましては、各ケースにおきまして、生活指導でありますとか、その他の指導をしてございます。

その中で、医療面に係りましては、いわゆる

重なるような受診はしないような形とかですね、それからなるべく医薬品についてはジェネリックを使用させていただくような指導をしているところでございます。

**小嶋富弥議長** よろしいですか。はい。

ただいまから1時まで休憩いたします。

午前11時57分 休憩

午後1時00分 開議

**小嶋富弥議長** 休憩を解いて再開いたします。

ほかに質疑ありませんか。

**8番(佐藤卓也議員)** 議長、佐藤卓也。

**小嶋富弥議長** 佐藤卓也君。

**8番(佐藤卓也議員)** それでは、ページ数6ページになりますけれども、一番上のほうから、プレミアム商品券についてと、あと新庄バル街プレミアム商品券について、さらにページ変わりました、8ページ、第3子以降児童の保育料免除、この3点についてお聞きいたします。

今回、消費喚起ということでプレミアム商品券をつけるわけなんですけれども、大体どのぐらいのパーセンテージのプレミアムがつくのか、あと何枚ぐらい、あとお店の拡大範囲ですか、要は地域によって多分大型の店舗を使いますとかなり売れたりしまして、逆に言うとそれが小規模になりますとなかなか売れなかったりとか売れ行きが鈍かったりしますので、そこら辺の範囲を教えてくださいと思います。

また、その次のバル街商店街プレミアム商品券なんですけれども、この事業はちょっと説明なかったものですから、どういうもので使うのかお聞きいたします。

また、8ページ、第3子以降保育料免除なんですけれども、どのぐらいの人数の方を対象にしてやるのかをよろしくお聞きいたします。

**東海林 智商工観光課長** 議長、東海林 智。

**小嶋富弥議長** 商工観光課長東海林 智君。

**東海林 智商工観光課長** 6ページのプレミアム商品券発行事業費でございますけれども、かむてんプレミアム商品券として発行いたしますけれども、1,000円のセットを10枚が基本でございますけれども、ですから1万円になるわけですが、そこに20%のプレミアムをつけて今回は1万2,000円分をチケットとして購入できるようにしたいと思います。いわゆる1万円で1万2,000円分のチケットを配付すると、買っていただくということです。

それで、2,000円分につきましては、500円のチケットを4枚つけて、そのプレミアム分を2,000円とするというふうにご検討をしております。御指摘ありましたように、大きいスーパーとかでは使えないチケットとして、小売店で、商店街だけで買っていただけるチケットということをご検討したいと思います。これは前回もやっておりますので、そういう方法でよろしいかと思っております。

それで、参加店につきましては、これから募集をかけるわけですが、前回までですと大体200ちょっとぐらいの加盟店、参加店がございましたので、同じぐらいの店からは参加していただけるのではないかなというふうに思っております。

それから、バル街の商品券でございますけれども、バル街につきましては、前回、昨年しましたわけですが、昨年は600円のチケットを5枚ワンセット、いわゆる3,000円分にしたわけですが、これに同じように20%付与するというご検討をしております。ワンセットで600円のチケットを6枚、3,600円にするというご検討をしております。いわゆる3,000円で3,600円分、600円のチケットが6枚ということで、1,000円セット発売するというご検討をしております。

**板垣秀男子育て推進課長兼福祉事務所長** 議長、板垣秀男。

**小嶋富弥議長** 子育て推進課長兼福祉事務所長板

垣秀男君。

**板垣秀男子育て推進課長兼福祉事務所長** 8ページの第3子以降児童の保育料免除事業の対象人数の御質問でございます。

平成26年度、実績としまして24名のお子さんが対象になってございますので、その実績から同程度の額を見込んでございます。以上でございます。

**8 番（佐藤卓也議員）** 議長、佐藤卓也。

**小嶋富弥議長** 佐藤卓也君。

**8 番（佐藤卓也議員）** わかりました。

特に国の予算が決定してからのことなので、プレミアム商品券またはバル街はもう少し早くてもよかったのかなと思いますけれども、国の事業が決まらないうちは何とも言えないので、しっかりと宣伝をしていただいて、プレミアム商品券などは特に商店街の方々の購買意欲を高めるためには非常にいい手段だと思いますので、こちら辺の抜け目ないような消費の喚起をしていただければと思います。

また、バル街にしても、これは小売店ではなくて飲食店の方々の売り上げにも多分、前回も正直私もちょっと参加しているものですから余り大きくは言いたくはありませんけれども、かなりあそこあのあけぼの町あたりの方々が動きますので、今まで以上に参加店がふえるような施策をこれと一緒にしていただいて、新庄のあけぼの町あたりの方々の勢いをもう少しつけていただければと思います。

また、第3子以降に対しても、同程度の方が免除を受けられるということなんですけれども、今回の議案にもありましたとおり、どうしても9歳以上、小野議員からも言われましたとおり、そこら辺がもう少し拡大してもいいのかなと思います。なかなか新庄市は子育てに関しては一歩おけているというイメージが強いのかなと思っています。やっぱりイメージづくりのためにも、中学校までとか、もう少し高校生あたり

とか、そういう施策をしていかないと、新庄市が子育てしてますよというイメージづくりにはまだまだほど遠いと思いますので、そこら辺も、今回こういう予算がついたことを契機に、いろいろと市内の中でも調整していただいて、「子育てしやすいまち・新庄」にますますしていただきたいなと思って、以上とします。よろしくお祈りします。

**小嶋富弥議長** よろしいですか。

**8 番（佐藤卓也議員）** はい。

**小嶋富弥議長** ほかにありませんか。

**1 番（佐藤悦子議員）** 議長、佐藤悦子。

**小嶋富弥議長** 佐藤悦子君。

**1 番（佐藤悦子議員）** 6ページのプレミアム建設リフォーム商品券発行事業ということで、これは住宅リフォームと同じような内容だと思うんですが、これは、住宅リフォーム、条件なしでできるということで、かなりの拡大のような気がするんですが、それでよろしいのか。

それから、2つ目は、高齢者向け融雪装置支給事業費がありますが、どういうものを、どのような方に、大体1人当たりどのぐらいの予算助成できるのか、お願いしたいと思います。

それから、3つ目の質問は、予算全体として予算にダブっている、来年度、新年度の予算とかなりダブっている、つまりは新年度で予算として使おうと思っていたのが、お金が浮いてくるような気がするんですけれども、その分は全体で幾らぐらい予想されるのか、お願いします。

**東海林 智商工観光課長** 議長、東海林 智。

**小嶋富弥議長** 商工観光課長東海林 智君。

**東海林 智商工観光課長** プレミアム建設リフォーム商品券の発行事業でございますけれども、これは、前にも、平成21年度にも1回やっております、このときはプレミアム率が10%の上乗せでございましたが、今回は、前のかむてんプレミアム商品券と同じように20%の上乗せと

いうことで考えております。

それで、いわゆる、都市整備課のほうで、8款のほうで予算化しておりますほうとは違いまして、こちらは耐震とかには関係なく、ちょっとした大工さんをお願いしたいとか、管工事関係、水回り関係をお願いしたいとか、ということをお願いしたいというものに対して考えておりました、いわゆる基準はなくということを考えておりました、業者さんのほうに支払いたいただくものというふうに考えております。

大体、1万円のもの10枚セット、ですから10万円なわけですが、それを20%上乘せして、12万円分のチケットがワンセットということで販売する予定でございます。

**小野茂雄成人福祉課長兼福祉事務所長** 議長、小野茂雄。

**小嶋富弥議長** 成人福祉課長兼福祉事務所長小野茂雄君。

**小野茂雄成人福祉課長兼福祉事務所長** 6ページの高齢者向け融雪装置の支給事業費につきましては、雪解けマットにつきまして、電気を使って融雪するマットでございますけれども、それが2枚ワンセットで、あと電源ボックスというのがちょっと必要になりますので、それも含めて1世帯当たり4万1,000円相当の装置というふうなことになります。

対象者は、高齢者の冬期支援事業、いわゆる玄関前除雪とかの対象者と同様でございます。以上です。

**小野 享財政課長** 議長、小野 享。

**小嶋富弥議長** 財政課長小野 享君。

**小野 享財政課長** 平成27年度予算との重複分ということでございますけれども、1,720万円、大体1,700万をちょっと超えたぐらいということで計算しております。

1 番 (佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

**小嶋富弥議長** 佐藤悦子君。

1 番 (佐藤悦子議員) さっきの建設リフォー

ムのほうですけれども、住宅リフォーム助成とあわせて使えるのかお聞きしたいと思います。

それから、今、重複分1,720万あるということですので、それらは市民に福祉的などところでさらに市の施策拡充にも使えるのではないかなと思うんですが、その辺の見通しはないかお願いします。

**東海林 智商工観光課長** 議長、東海林 智。

**小嶋富弥議長** 商工観光課長東海林 智君。

**東海林 智商工観光課長** 住宅リフォームとの関連でございますけれども、そちらのほうは国庫補助事業だと思いますので、それと重複して使うということとはできないと思います。単独で使っていただくということで、大工さんとかの仕事をおまかせしていただくというふうに考えているところでございます。

**小野 享財政課長** 議長、小野 享。

**小嶋富弥議長** 財政課長小野 享君。

**小野 享財政課長** 重複分の使い道ということですが、何分、平成27年度予算につきましても繰入金運用しながら編成したという状況でございますので、その内容につきましては、今後の状況を見ながら考えていきたいというふうに思っております。

**小嶋富弥議長** ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**小嶋富弥議長** ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありません。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**小嶋富弥議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**小嶋富弥議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第35号は討論を終結し、直ちに採決するこ

とに決しました。

これより採決いたします。

議案第35号平成26年度新庄市一般会計補正予算（第9号）は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**小嶋富弥議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

**遠藤敏信予算特別委員長** 議長、遠藤敏信。

**小嶋富弥議長** 予算特別委員長遠藤敏信君。

**遠藤敏信予算特別委員長** 先ほど私が予算特別委員会の経過と結果を報告する中で、追加発議をしたいのですが、動議の提出を行ってもよろしいでしょうか。

**小嶋富弥議長** ただいま遠藤予算特別委員長から、委員長報告に対する追加の動議がありました。賛成者の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

**小嶋富弥議長** 2人以上の賛成がございましたので、動議は成立いたしました。

発言を許可いたします。

予算特別委員長遠藤敏信君。

**遠藤敏信予算特別委員長** 先ほどの私の委員長報告、平成27年度新庄市一般会計予算の中で、佐藤悦子委員より反対討論があった旨を申しましたけれども、この反対討論の際に動議が出されました。議会運営委員会で協議を行った後、その結果を受けて私において反対討論を禁止したという旨の発言が抜けておりましたので、さきの報告に追加をお願いしたいと思います。以上です。

**小嶋富弥議長** ただいま予算特別委員長より追加動議の発言がありました。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**小嶋富弥議長** 御異議なしと認めます。よって、追加動議は認められました。

## 閉 会

**小嶋富弥議長** ここで、市長より御挨拶があります。

市長山尾順紀君。

（山尾順紀市長登壇）

**山尾順紀市長** 平成27年度、ふるさと創生元年を措置する予算審議をいただきまして、慎重審議をいただきまして、まことにありがとうございました。

また、本議会、当初、初日におきまして、議会の皆さんより政策提言ということで、雪対策、人口減少対策、さらには成長産業の確立というような御提言をいただいたこと、心から重く受けとめ、今後の指針に生かしてまいりたいというふうに思っております。

ふるさと創生、人口減少社会における新庄におきましても、4月になりますと、萩野学園、施設一体型の小中一貫校が開校いたします。それに伴いまして、昭和、泉田、萩野小学校が閉校するというふうなことで、地域の皆様にとりましては、大変な重い、苦渋の選択を迫られたということ、さまざまな思いが去来しているのではないかとこのように思います。大いなる子供たちの成長のために決断をしていただいたことに、心から地域の皆さんに感謝申し上げます。

さて、世界的には混沌とした状況にありますが、国内におきましては、大手企業の中で大変景気のいいベースアップのお話が出てきているようであります。その流れが地方にも来るような、そして地域の活性化につながるような動きを期待しているところであります。

さて、今般の一般質問におきまして勇退を表明されました平向議員、沼澤議員に関しましては、議会の長として、財政再建の厳しい中、よ



く取りまとめていただきまして、再建に向けて御尽力いただいたことに心から感謝と御礼を申し上げたいと思います。まことにありがとうございました。その大いなる市勢発展のために御尽力いただいたこと、本当に心から感謝申し上げたいと思います。

財政再建という市民にとって非常に不安な時期を乗り越えて、新たに今後、ことしは新庄まつりが260年を迎えるという節目の年でもあります。ふるさと創生とあわせながら、「元気なまち・新庄づくり」に向かって、全力で職員とともに取り組んでまいりたいと思います。何とぞ御理解を賜りたいというふうに思います。

また、この議会の議場をかりまして、この参加しております管理職退職の課長がいるわけですが、本心に厳しい財政再建の中を真摯に取り組む、市民の皆さんの信頼を得る努力をしていただいたことに、この議場で、勝手ですが、かりまして市職員の真摯な取り組みに感謝申し上げたいというふうに思います。

いよいよ平成27年度、地方統一選挙というように、それぞれ市民の審判を仰ぐという大変厳しい民主主義の制度でございます。皆様方の御健闘を心からお祈り申し上げたいというふうに思います。

27年度、新庄市が明るい未来をつくれますように、皆様方とともに進んでいきたいと思いません。

3月議会の本当に慎重審議に対して、改めて御礼を申し上げまして、感謝の言葉とさせていただきます。まことにありがとうございました。

**小嶋富弥議長** 以上をもちまして、平成27年3月定例会の日程を全て終了いたしましたので、閉会といたします。

大変御苦労さまでした。

午後1時20分 閉会

新庄市議会議長 小嶋 富 弥

会議録署名議員 伊 藤 操

〃 〃 山 口 吉 静